意見番 号	意見内容	年齢	性別	職業
1	・「義務教育の目標に関する事項」についてこの中に「我が国と郷土を愛する・・態度」を養う目標設置の提案がありますが、これには賛成しかねます。 (国家体制や与党の政策ではなく)郷土や国土を愛する心情を育成すること自体には反対しませんが、こうした心情を養うことと「態度を養う」ことは別の問題です。「愛していると」と「愛している態度を表すこと」は別の行為であり、「愛している態度」の有無や状況から「愛」のありようを評価・判断することは出来ません。いかにも愛しているふりをして大げさに「愛」の存在を見せびらかす者と、黙って内心に「愛」を持っている者を見較べた時、後者が「愛」を持っていないと判断することは、本来は不可能です。しかし、愛を態度の問題として処理してしまうと、態度を示さない者の愛が軽く見られることになるのです。そうした状況が極限まで行けば、戦前の日本のようになってしまいます。愛国を態度で示さない者が迫害される社会です。愛郷心を育成する学習は、郷土の生み出してきた価値あるものに数多く触れること、郷土の自然や歴史について学び、失われようとしている価値ある自然や文化について知ることで充分であり、それを反映した態度の有無を評価する必要はありません。また、一部の国粋主義者のように「他国を罵倒・嘲笑すること」を「郷土を愛すること」と混同しないよう、格別の注意が求められます。	35	男	翻訳家
2	まず思ったことは「またも、教育を政治の道具とするのか」ということです。「愛国心」を学校教育法の教育目標に表記する、授業時間を10%増やす、全国一斉学力テスト実施、教員免許の更新制、教育現場で副校長や主幹ポストを新設、「毅然たる生徒指導」、体罰に関する法令・通知の見直し、人口5万人以下の市町村教委の統廃合等々、どれをとってもこれで「学ぶ喜び、生きる力」を育むことが可能になるとは到底思えません。むしろ、現場教職員や生徒への管理統制が強まり、競争が激化し、ますます息苦しい教育現場となっていくように思えてなりません。今、必要なことは、正規教職員を増員し30人以下学級を実現するなど教育現場に真のゆとりをもたらす視点です。また、教育委員の公選制復活など民主教育の原点を追求することです。教育の専門家が教育のあり方を審議する法的諮問機関として中教審があったはずです。「私的諮問機関」をつくり、密室で話し合い、教育の現状を憂いる多くの国民に「朝令暮改の教育改革」を掲げ、人気取りをするのはもうやめてください。教育への予算配分、格差社会・ワーキングプア問題など根本的な問題に真面目にとりくんでください。	60	男	社会保険労 務士
3	副校長、主幹などの新設について 成果主義、業績主義などを学校に持ち込む一環として、副校長、主幹などの新設が考えられていると感じています。日本経団連の「06年経労委報告」は「何より従業員個々人が、自ら課題を見つけ出し、目標を設定し、方策を考える力、それを実行する行動力を持たなければならない。さらに、チームワークを尊重する気風をつくり、あらゆる職場でリーダーシップを発揮する人材が必須である。(中略)日本企業では従来から職場の中で『普通の人』たちが、この役割をまじめに果たしてきたことが強みとなっていたのであり、今後とも、その大切さが減じることはない」と述べています。 学校職場においても、多数を占める教諭は、サービス残業も厭わず、子どもの成長を最大の喜びとして、「人格の完成」をめざして奮闘しています。 成果主義・業績主義による人事管理は、民間企業においても問題点・矛盾が顕在化しています。「子ども参加、父母共同による学校づくり」の中における評価そのものを否定するものではありませんが、学校教育の成否は教職員のチームワークにかかっており、職の新設に伴う級の増設など評価結果による賃金・処遇への連動は行うべきではないと考えます。	43	男	教諭
4	新教育基本法にあげられた教育の目標は、憲法が保障する内心の自由と相反する部分が多いと考えられる。特に国や郷土を愛する態度は愛国心の強要であり、容認することはできない。教育基本法の改悪を受けて、学校教育法の教育目標を改悪することに反対する。	41	男	高校教職員 組合書記長
5	教育基本法の改悪の中で義務教育の年限が削除されたが、これは義務教育の複線化に道を開くもので容認できない。いままで通り、義務教育の年限を法によって設定することが妥当である。	41	男	高校教職員 組合書記長
6	副校長・主幹・指導教諭などの「新しい職」を学校現場へ持ち込むことに反対する。教職員は教科・学年・分掌など様々な集団に所属をし、その集団の中での民主的な論議の中で日々の教育活動に従事している。民主的討論が保障されるためには、それぞれの集団の中に指導・被指導と言った「タテ」の関係は不要である。それぞれが自由に・民主的に話が出来、教育に取り組める環境を保障するためにも「新しい職」の持ち込みには反対する。	41	男	高校教職員 組合書記長

7	小・中学校の目標規定(第18条及び第36条第3号)における、「自主、自立及び共同の精神」 「規範意識」「公正な判断力」「公共の精神」「我が国と郷土を愛する態度」とは何かが不明確 であるので目標にする必要性はないと考える。	48	男	会社員
8	・義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新に盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきです。	52	女	教員
9	・「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、 教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。	33	男	教員
10	・義務教育の目標として、「国を愛する態度」「公共の精神」等を新たに盛り込むことで、現行法よりも「公」に重点が置かれているが、実際の子ども、学校現場の抱える課題を考えると、現場の状況を分かっていないものと考える。「公」の考えを押しつけることのないよう望む。	36	男	教員
11	「国を愛する態度」等、新教育基本法は与党自民党の強行的な採決により決定したものであり、国民の声を反映したものではないこと明らかである。その中身の具現化をこの「学校教育法」に盛り込むのは、国民の声を無視した暴挙といわざるを得ない。また、教育現場ではチームで力をあわせて実践活動をしていくことが大切であるにもかかわらず、中間管理職できな「主幹・指導教諭」を設置しようとすることは、教育の管理統制を強めるだけで、現在抱えている教育現場の課題を何ら解決せず、逆に職場の解体を促すだけにすぎない。よってこの学校教育法の改正については断固反対する!!	41	男	教育公務員
12	学校がサービス業に低落するのであれば、競争主義的な運営方法もありえるだろう。しかし、それは塾のやること。民間のやることなのではないでしょうか。公立学校はあくまで、教育の場であります。サービス業ではないのです。中間管理職を置いて管理強化を図ったり、評価を過大に取り上げたりすることは、大変危険がともないます。さまざまな事情を抱えたしんどい子を、それこそ、自らの評価に影響を及ぼす子として、避けるような事態にはならないでしょうか。一部のエリート作りをするのが学校ではありません。教育ではありません。	36	男	教職員
13	意見:この改正は、現場を監視する体制を作るものである。副校長、主幹、指導教諭、この人たちは、忙しい現場で、授業もろくにしないで、一般教員を忙しくする体制である。ましてや、給与にも差をつけて、学校崩壊への道である。絶対反対である。	52	男	高校教員
14	小中学校では18条の目標規定を改めようとしている。18条第2号では「「我が国と郷土を愛する態度」を養うことを目標規定しています。国を愛する態度は新教基法策定の時にも問題となりましたが、上から押しつけるものではありません。	52	男	小学校教諭
15	教育基本法は、全国の父母・教職員の反対を押し切って数の力で国会で強行採決されたもので、認められません。小・中・高等学校の教育目標を国家が決め、その目標を子ども達と教職員に直接押し付ける国家統制の教育に反対です。 また、副校長の設置など、必要ありません。	48	女	小学校教諭
16	「学校評価等に関する事項」では、「学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い」と規定し、学校評価システムの推進を進めようとしていますが、反対します。	52	男	小学校教諭
17	「副校長その他の新しい職の設置に関する事項」ということで、副校長、主幹、指導教諭の設置を進めようとしていますが、これは、教員の中の分断と競争をさらに推しすすめるものでヒラメ教師つくりにほかなりません。反対します。	52	男	小学校教諭
18	行政は昨今のいろいろな日本の暗部を教育だけのせいにしているように思います。文部科学省はろくに検証もしないで教育行政の問題を教師や学校のせいにしていると思います。特に教育再生会議の案は稚拙、短絡的で何ひとつ現場と結びついたものはありません。学校教育法ならびに教員免許法改正について強く反対します。		男	

19	結論から言います。 断固「反対」です。 教育の目標に「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、戦前と同じ軍国主義教育に向かう流れです。「個」を軽視して国が成り立つことなどありえません。教育は個人のために行われるべきもので「国」のためのものではありません。学校の自己評価とその公表の義務化は、学校の権威をさらに低下させ、ますます教員の指導力を低下させます。そもそも現在の学校不信の主因は、政府与党の政略に乗せられたマスコミによる教員・学校批判です。また教室の秩序の崩壊の大きな原因は家庭・地域の教育力の低下にあります。副校長や主幹、指導教諭の新設については、役職だけ増やしたところで、名目にしかなりません。抜本的な改善策は教員数の増加だけです。	36	女	会社員
20	義務教育の目標として「公」に重点が置かれている「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込むべきではない。「公」の考えを押し付けるべきではない。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が優先されるべきである。	53	男	地方公務員
21	学校評価については、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とするべきである。教職員評価や人事と学校評価を連動させるべきではない。	53	男	地方公務員
22	学校評価については、拙速な外部評価の導入を行うべきではないと考えます。外部の人が評価した場合、結果を重視することになると思います。その結果に至るまでの過程については、無視されがちです。また、その結果に至るまでには、職員の協力体制があったにもかかわらずその中心となった担当職員への評価となりがちです。外部評価が良くなるように、教育活動を行えばそのひずみは最終的に子どもたちが背負わなければいけなくなると思います。まずは、学校内の自己評価を優先すべきであると考えます。	47	女	無職
23	指導教諭の設置に関する意見 ・指導教諭:他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行うとともに、児童生徒等の教育を担当すること。 現在まで教員では対処ができないさまざまないじめ、自殺、特別支援等における諸問題のために、教育相談・指導に関連した心理学の専門家であるスクールカウンセラーが派遣されてきていると理解している。そうすると、教員の中に指導教諭を設置することは、担当となる指導教諭の負担および能力の問題が指摘されよう。 以下の議員提出法案があるようだが、この法案にあるように、教諭ではない、専門相談員を学校におくことができるように改正されることが望ましいと思われる。学校教育法の一部を改正する法律案要綱第一 改正の趣旨 小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童、生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童、生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるものとすること。(第二十八条第二項等関係) 第二 改正の内容 中専門相談員の配置 小学校、中学校、高等学校等に専門相談員を置くことができるものとすること。(第二十八条第二項等関係) 職務の内容 専門相談員は、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童、生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行うものとすること。(第二十八条第九項等関係)第三 施行期日 この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとすること	45	男	教員

24	*まず最初に、こんな大事な法案を通すのに、パブリックコメントの期間がわずか1週間しかないというのはどういうことでしょうか?真剣に国民の意見を聞こうと考えているとは思えません。もつと期間を延ばして多くの人の意見を聞いてください。「学校教育法」について・今本当に必要なものは、「公」の考えでしょうか。今回の法案を見ると、義務教育の目標として、「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考え方を押しつけるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきではないでしょうか。自分を大切にしない人間が、人を大切にしたり、みんなのものを大切にしたりするでしょうか。子どもに対して、貴方が大切なのだというメッセージを伝えることこそ必要です。子どもたちは、自分が大切にされる中で、周りの人や物を大切に思うようになっていくのです。今の社会で伝えなけらばならないことは、自己の尊厳を感じられるような教育の在り方だと思います。・教職員は縦社会ではありません。ともに子どもに対した時に、子どもの思いを共有し、仲間集団として子どもが抱える問題に対処していけることこそ大切だと考えます。教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではなく、「割校長」についても、職務分析を精緻に行ったうえで、設けるかどうかを検討すべきではな、副校長」についても、職務分析を精緻に行ったうえで、設けるかどうかを検討すべきではないとうままでしよう。教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応していただかないと新たなる教育現場の混乱を生み出てしまいかねません。・今市内の学校では、一年間を振り返って学校の自己評価をおこなっています。目の前の子どもの現状を認識しつつ、本年度のとりくみはどうだったのか、子どもの学びはどうだったのかなど、様々な観点で評価しています。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、批連な外部評価の導入を行うべきではないと考えます。評価制度についてはまだまだ議論が必要でしよう。特に、「結果・数値」ではなく、「とりくんだ過程」が重要視される評価制度としていかないと、本当に子どものためになる評価はできません。教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要だと考えます。	44	男	教職員
25	【副校長その他の新しい職の設置に関する事項について】 関連法案として、教員定数に関する法律も改正する旨を明記していただきたい。新しい職の設置については現行法でも都道府県により独自に設置しているところがあるが、それらは現行の教員定数上での措置にとどまっており、学校現場においては、当該教員の実際上の業務は負担過重となることが目に見えている。学校という組織の特殊性から、教員定数に関する法律そのものを見直し教員以外の配置も視野に入れることはできないのでしょうか。現在学校が直面している課題は、学校現場の教員だけでは解決することは困難な場合が多いのが現状です。したがって、すべての学校におくことは難しいとしても、都市部の大規模校や指導困難校への配置の法的な裏づけが必要と思います。大阪では、首席・指導教諭の配置が小・中学校でも始まります。しかし、定数内での配置であるため、首席について、10時間程度の授業職務軽減があるとは言え、当該の教員の負担は増すばかりと言わざるを得ません。また、教員以外の専門職の配置が進んでいます。 (①スクールカウンセラーは全中学校へ配置されています。 ②一部学校へはスクールソーシャルワーカーが配置されています。 ③小学校には安全管理員が校門の安全を支えています。 ④養護学校だけでなく、小・中学校へも必要に応じて看護士を配置することができるようにもなっています。 ⑤スクールガードリーダーを配置し、学校及び学校区の安全を確保しています。 などしかし、これらは特別な事業により予算付けされているものであり、人材確保及び取り組みの継続が不安定です。 数員以外の職種を法的に裏付けることで、優秀な人材を確保することができ、学校内での役割分担が進み、一般教員が授業に専念できる体制を作ることができます。地方教育委員会は、現場の教員が授業に専念し、子どもたちと向き合う時間をいちばん大切にしたいと考えています。より、現場の教員が授業に専念し、ています。事業として実施している限りにおいて、このような学校現場の多忙化は解消されるとは考えられません。 でひ、教員定数を見直していただいて、副校長等新しい職は現在の定数に加えて配置するものと明記していただき、教員が本来の職務である授業に専念し、子どもたちと向き合える体制づくりのための法的整備をお願いします。	42	男	教育委員会指導主事

26	政府の強引な教育基本法改悪、教育再生会議の横暴な利益誘導に振り回されたくない意図は理解できますが、無理のあるお題目は結果として歪を生み、恐らく教育現場といわれる教員等にしわ寄せとなると、受け手として大切な家族を預ける立場から言えば品質保証への不安はもとより、安全性の問題が心配であります。例えば初等教育については、理想とする目的にはうなずける物があるのですが、社会の実情を改めて見回せば、保護者の立場でありながら平然と我が子を危険にさらし、犯罪に加担させ、咎められても権利の誇張等立場を悪用している状況を頻繁に見受けるところからすれば、教育現場に目標設定しても実現性は期待できるものではありません。また高等教育については社会における学歴の作用が変質し、本来の意味を持たなくなってきている中で単に学校の目標設定等を実施しても現実味がありません。器が立派であれば中身が上質であると言う誤った方向性を堅持させる事に繋がるような手法はやめていただきたい。教育をビジネスとしてのみ判断している教育再生会議の土俵に乗らず、正しい学校教育の方向性を堅持していただきたくお願い申し上げます。			
27	①新教育基本法にあげられた教育の目標は、憲法が保障する内心の自由と相反する部分が多いと考えられる。特に国や郷土を愛する態度は愛国心の強要であり、容認することはできない。教育基本法の改悪を受けて、学校教育法の教育目標を改悪することに反対する。②教育基本法の改悪の中で義務教育の年限が削除されたが、これは義務教育の複線化に道を開くもので容認できない。義務教育の年限の記述を変更することに反対する。かつて定時制高校に3年卒業を持ち込まれて現場は混乱した。学校の修養年限は重大な枠組みである。安易な変更は間違いである。 ③副校長・主幹・指導教諭などの「新しい職」を学校現場へ持ち込むことに反対する。教職員は教科・学年・分掌など様々な集団に所属をし、その集団の中での民主的な論議の中で日々の教育活動に従事している。民主的討論が保障されるためには、それぞれの集団の中に指導・被指導と言った「タテ」の関係は不要である。それぞれが自由に・民主的に話が出来、教育に取り組める環境を保障するためにも「新しい職」の持ち込みには反対する。授業を持ち校務を分掌する普通の教職員の大幅増員と、カウンセラーやコンピュータの専門家の配置こそ必要である。 ④パブリックコメントの受付がわずか1週間とはありえない設定である。抽速、形式的な法案準備は許されない。この点からも「改正」には反対である。		男	京都府教員
28	日々ご苦労様です。さて学校教育法の早急の改正を行わないよう求めます。		男	
29	・我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)「伝統と文化を尊重し」とありますが、どの時代の「伝統と文化」を尊重するかによって賛成しかねます。どんなことを尊重すべき「伝統と文化」と指しているのか?まさか、平安時代の文化とか言わないでしょう?	34	男	教職員
30	・我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)とありますが、「歴史についての正しい理解」とは、特に近代史においてどのような内容を「正しい」とするのですか?それがはっきりとしないうちは賛成できません。	34	男	教職員
31	小中学校の進級・卒業の厳格化と弾力化について ①小中学校の進級、卒業を厳格化する法律としてほしい。(第22条関連) 現在の法律では、小中学校においては、学年の修了・卒業についての基準があいまいで、 現実的には、登校すべき日数が全日欠席であっても、成績が不良であっても学校としては、進級・卒業を認めざるを得ない。仮に、校長が、進級・卒業延期を決定したとしても現在の風潮 からその決定を行うことができない。修了認定は形式的なものにしか過ぎない。 このことは、安易に不登校成績不良であっても進級・卒業できるという意識を児童生徒もしく は、保護者に助長させており、保護者としての責任を不問にしている。就学の自己責任の所 在を明確にして欲しい。教員の質の向上も勿論必要であるが、新教育基本法に家庭教育の必 要性が明記されたのを期に、保護者もしくは、児童生徒の就学への自己責任の明確化のた め、出席不良について罰則など対応条文の作成をお願いしたい。 ②出席優良者、成績優良者の表彰、顕彰を行う学校システムの構築を行う。		男	公立小学校 長

32	学校教育法改正の方向に反対です。教育基本法はわたくしたちの反対を押し切って数の力で強行採決されたもので、日本の将来に禍根を残しました。それに基づいてやられる学校教育法の改正は、公教育の目標を、一部の政治的立場に立って学校に押し付け、子どもたちの未来を誤ります。百害あって一理なしの党利党略の教育統制です。反対です。副校長の設置など必要ありません。		男	
33	意見 義務教育の目標についてく学校教育法 第18条関係> く改善案> 一項 新教育基本法で規定された「豊かな情操と道徳心」「宗教に関する一般的教養」について行記 (説明) 国際的な交流が多くなる中、宗教や道徳心のトラブルが多くなった。人間相互の関係について、正しく理解するには、道徳心や宗教に関する理解が必要である。 二項 我が国と郷土の歴史について明記 (例文) 我が国と郷土の歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土の歴史は、国や郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神を養うこと。 (説明) 国家と郷土の歴史は、国や郷土を愛する態度を育む基礎である。国や郷土の文化・政治・産業などの発展に寄与した人物史を通して、感謝や誇りを育みたい。 三項 家族や家庭の役割の明記 (例文) 家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能を養うこと。 (説明) 家庭や家族は、社会の中で共同体が継承発展するための最小単位であり、また、幼少期における情操や道徳心の感得の場である。その価値をしつかり理解させたい。 四項 漢文・古典についての指導の道を開く (例文) 国語の正しい理解と使用する基礎的な能力を養うこと。 (説明) 小学校時代は、記憶力や情操の発達段階で、漢文・古典の記憶や朗読・音読に適している、豊かな古典漢文は、自己認識の一方法の体得であり、豊かな人生を拓く。 五項 数量的な関係は、日常生活だけでなく、基礎的なものも必要。 「日常生活に必要な1削除 ホガ 全では、料学では解明できない、自然への畏敬の念も育でたい。 (例文) 自然現象への畏敬の念や科学的な観察と処理する基礎的な能力を養うこと。 セ・ハ項 現行の西洋中心の体育や音楽・美術だけでなく伝統的な武治を芸能などの継承の道を拓くため、特設時間を設けることができるように条文を改正する。 (説明) これらは、日常生活を明るくするためだけではない。人間的豊かさを育むものである。また、伝統的武芸や文芸は、身体的修練を含むものが多く短期間では必要が取取の道を拓くため、特談時間を設ける。スポーツと併用してもいいたろう。空手、合気道、剣道、柔道、華道、和歌・俳句、茶道、太鼓、舞踊、尺八、横笛、笙、琴などである。中国の一部では、雑伎団や伝統芸能の修得のため、年後をその時間に当てていると聞く。第36条 項 家業や年季奉公などへの道を拓く 現行の「個性に応じて将来の進度を選択する能力」を「進路を選択する能力」に (説明)現在では、農業を含め家業は、進路の選択肢になることが少なくなった。地域振興のためにも、地域の産業に関わる時間の特設時間を設ける。また、奉仕活動と合わせて時間設定ができないだろうか。	56	男	公立小学校長
34	まず、国民の意見を聞くとのことですが、国会議員の選挙でも2週間の期間があるのに、1週間というのは少ないのではないですか。これで、「国民の声を聞いた」というのであれば、それは、アリバイづくり以外の何ものでもないでしょう。 「学校教育法」の改定ですが、その詳細を見ていませんので、これも「東京新聞」の記事からの推測ですが、各小中学校の目標に「態度を養う」を法律で入れ込むことを行なうことは、改定教育基本法の審議でも政府が表明した「政府が教育内容に踏み込むことは抑制的でなければならない」(旭川学カテスト判決)の趣旨に反するものと考えます。よって、いくら、改定教育基本法の条文にあったとしても、それを、「学校の目標に掲げる」ことを、学校教育法に明記することには反対します。			

35	改正の方向に反対です。教育基本法自体が、父母・教員・教育関係者など多くの国民の反対の中で、無理矢理決めてしまったもので、その法案を受けて学校教育法の改正が行われるのは、間違っていると思います。また、全国の小・中学校の教育目標を国が決め、その目標を子どもたちや教員に直接押しつける教育は、教育本来の意味を考えれば、違っていることがわかるはずです。どこか上から押しつけて従わせるのが「教育」ではないはずです。どうしたらいいか、もっといい方法はないか、話し合い考え合っていくこと、相手の意見もしっかり聞き自分の考えも伝えていく、そうした中で子どもたちが育っていくし、その中で大切なものを学んでいくのです。その子どもたちと日々接している現場の教師や校長、学校にもっと任せて、つくっていってもよいのではないでしょうか。副校長や主幹などの設置は、不要だと思います。学校現場で大切なのは、管理職を増やすことではなく、教員が一つになってみんなで知恵を寄せ合い、よりよい教育や学校を創っていくことです。その信頼・チームワークこそが学校づくりの基本です。そこに中間の管理職を置き上・下の関係をつくったり、評価する・されるという関係をつくっていくと、チームワークはこわれ、バラバラの人間関係、不信の渦巻く学校、萎縮した教育しかできなくなると思います。大切なのは、本当に自由で活気のある学校・教育をどうつくっていくか、そのために国ができることは何なのかを考えて欲しいです。時間とゆとりと自由、ひとりひとりの子どもにゆきとどいた教育ができる環境(1学級の子どもの数を減らすなど)をぜひつくっていただきたいです。	52	男	小学校教員
36	まず、パブリック・コメントの募集に関して意見を申し上げます。重要な事案にもかかわらず、募集していることを周知させる広報が足りないこと、また、受理したコメントが全体としてどのようなものであり、それをどのように活かしたのかということをアカウンタビリティの一環として履行していただきたく要請します。 内容についての主要意見は次の通りです。 昨今、日本で暮らす外国人をはじめ、日本国籍であっても異文化の生育環境を持つ子どもたちが急増しております。こうした子どもたちへの配慮がないのは、「グローバル化の時代」にそぐわず、とても残念です。「国際理解」とはあっても、これはあくまでも日本人を対象としたものです。むしろ、「多文化教育」、「多文化共生」として行われている試みをもっと進めて、日本文化を背景としていない子どもが自文化も同時に育みながら、日本で暮らしていけるための日本語習得やその他知識・技能を見につける環境を十分に与えることが重要ではないでしょうか。	48	男	自営
37	学校教育法に規定する小・中学校の目標規定(第18条及び第36条)並びに高等学校の目的及び目標に関する規定(第41条及び第42条)の以下の改正案について、我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)国家及び社会の形成者として必要な資質(第42条第1号)教育基本法第2条を学校教育の目標として明示することにつきまして、以下を検討の上、教育基本法第16条の実効性を保障する改正案とするべきと考えます。 1)教育基本法第2条を学校教育の目標として明示することにつきまして、以下を検討の上、教育基本法第16条の実効性を保障する改正案とするべきと考えます。 1)教育基本法第2条5のうち、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」につきましては、法改正の国会論議の際に、「我が国」が「国家機関」を意味する文言ではないことが確認をされています。しかし、政治状況によっては、「我が国」が実質政権を語義とするものとなる危険性を否めません。 2)憲法13条は、公共の福祉に反しない限りの最大限の「個人の尊重」を人権の基本原理に掲げています。つまり、国家や共同体優位の思想を否定しています。また、憲法19条は「思想及び良心の自由」の人権保障を規定しています。憲法26条の「教育を受ける権利」の人権保障は、これらを基盤とした規定です。 3)76年5月21日に、いわゆる旭川学テ事件について、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとの最高裁判決がなされ、その際に、旧教育基本法に言及して、国家機関も「不当な支配」の主体になりうるという以下の見解がなされています。戦前のわが国家とによるものをあることは、いうまでもない。 4)1)の危険性が学校教育法に盛り込まれることに危惧を感じています。法改正案には、2)~3)を踏まえた、教育基本法第16条「教育は、不当な支配に服することなく」の実効性を保障する観点の明文化が必要と考えます。	49	男	公立学校教職員

38	学校評価は、各学校の子ども、保護者・父母、教職員、学校を取り巻く地域の関係者らによって、何よりも子どもを「真ん中」にして行われるべきである。「学校の教育力を高める」目的で、双方向性、直接性、当事者性、代表制などが保障されなければならない。「評価」によって学校間の競争が激化し、学校間の「勝ち組」「負け組」をつくるような制度であってはならない。	44	男	障害児学校 教員
39	副校長、主幹、指導教諭等新たな職を設けることに反対である。教育現場はフラットな組織で 多様な教職員が互いに協力・共同しながら進められるべきものである。たて系列のみを強化 するようでは、教育活動の共同性が失われかねない。	44	男	障害児学校 教員
40	規範意識やら、国を愛する心やら、公共の精神やらいいますが、本当に大切なことは、子どもを愛する心ではないですか?社会が不安定な中で、子どもたちはどんどん孤立化しています。私の地域でもひとり孤独にゲームをして過ごす子どもの多いことか?親に大切なされない子ども、ゲームの世界に浸り、友だちとの関わりの弱くなっていった子どもたち。親や地域が子どもに愛情を与えないで、公共の精神だとか、国を愛せだとか言われてできると思いますか?先ず子どもがすくすくと育てられる環境を整えて下さい。少子化や、過疎化を放って於いたのは政府の責任ではないですか。大切に育てていない子どもに国を愛せ、公共の精神が大切だなんて勝手なこと言わないで下さい。 自尊感情を育てようと最近言われてきていますが、その通りだと思います。自分を愛せることもは、それが多くの人との関わりの中で、育てられれば育てられるほど、自然と他人を愛し、育ててくれた地域を愛するようになるものです。視点を間違わないで下さい。子どもの心を育てること、本当にその子どもが愛されていると思える環境を創り出して上げることが、これからの国がすべきことだと思います。	44	女	主婦
41	意見:愛国心を教育の目標に掲げるのは反対です。愛国心は教育現場で押し付けるべきものではありませんし、愛国心を抱けないからといって悪い評価を下すのは間違っています。思想の自由を侵害するものであり、子どもの人格を否定するものです。	45	女	主婦
42	「義務教育の目標」設定について 目標に内心に関わる項目を掲げることは、①憲法に反しています。②「愛国心」や「徳目」に ついて頭ごなしに教えることは、子どもたちの成長や発達の観点から、望ましくありません。文 科省は、子どもたちを信頼していないように見えます。③目標の細目化は、時の為政者によっ て恣意的に扱われる危険性が大です。地域や保護者や教職員等が、具体的な子どもたちの 様子を見ながら、子ども一人ひとりに寄り添った教育を行うことで事足りると思います。その条 件整備にこそ法が気を配るべきです。子どもたちの周りの「大人」を信用すべきです。④60余 年前、一方的に「徳目」や教育内容を与えられた軍国少年・少女たちがどうなったか、歴史的 な反省を政府自身が大事にすべきです。少なくとも、政府や法には二度と戦争を起こさない、 起こさせない教育をという観点が必要であると考えます。今回の学校教育法改正のうち、義務 教育の目標の新設に反対します。			
43	教育基本法は、全国の父母・教職員の反対を押し切って数の力で、国会で強行採決されたもので、認められません。小・中・高等学校の教育目標を国家が決め、その目標(例えば国と郷土を愛する態度等)を子ども達と教職員に直接押し付ける国家統制の教育に反対です。 教育は子どもの人格の形成のために行われるものです。 また、副校長の設置など、必要ありません。 絶対にやめてください。			北海道高教 組音更高校 分会
44	1. 学校教育法の改正をしないでください。教育基本法が先に改正されましたが、憲法に違反、または抵触する内容が多く含まれていますので、この教育基本法にそった学校教育法の改正は、更なる憲法違反、違憲立法をすることとなります。		男	
45	改正の方向に反対です。 教育基本法は、全国の父母・教職員の反対を押し切って数の力で国会で強行採決されたもので、認められません。小・中・高等学校の教育目標を国家が決め、その目標(例えば国と郷土を愛する態度等)を子ども達と教職員に直接押し付ける国家統制の教育に反対です。また、副校長の設置などは必要ありません。			

46	「反対」である。 教育の目標に「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、戦前と同じ軍国主義教育に向かう流れである。憲法9条の改定と同じ目的であることは明白だ。学校の自己評価とその公表の義務化は、学校の権威をさらに低下させ、教室を荒廃させるだろう。「いわしの頭も信心」の逆だ。「先生」として指導する立場の者が「評価してください」とお願いするなど、頭から指導力を疑ってかかれというのと同じである。副校長や主幹、指導教諭などと新設したところで、名目にしかならない。人員を増やさないで中の役職をいじったところで、形式だけだ。お上は改善を求めているのに現場が悪い、という言い訳作りにしかならない。	41	男	会社員
47	現行法に比べさらに「公」に重点が置かれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力・コミュニケーション力の育成などが最優先されるべきです。「個人の尊重」「基本的人権の尊重」といった日本国憲法の理念をふまえたものでなければいけません。教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する考えがありますが、教育現場は上位下達ではなく、互いの教職員の知恵や技能を出し合う中からよりよいものが生まれます。これ以上、学校現場に管理強化をおこなうべきではありません。こうした新たな職の創設は必要ありません。それよりも学校現場でより一層意見交換がおこなわれ共通理解を図ることができるようにするための時間の確保を管理職が最重要の課題ととらえ、積極的に取り組みを進めるよう文部科学省が指示するほうが肝要です。さらに「副校長」については、職務分析を精緻におこなったうえで、必要性を検討すべきです。また学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入をおこなうべきではありません。また、「結果・数値」ではなく、「取り組んだ家庭」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要です。	42	男	公務員
48	1 学校教育法改正について 教育基本法が変えられ、「わが国と郷土を愛する態度を養う」という文言が入りました。それに従って学校教育法も変えて、「愛国心」などを「教育の目標」にするという方向が出ていると聞きました。しかし、国であれ、人であれ、何かを愛するということは、法律によって強制することができるはずがありません。強制できるのは外に出る「態度」「言動」だけです。そうすると、どうしても面従腹背ということが起こります。また、どのような態度や行動で「愛」をはかるのかという基準が作られることになり、それが一人歩きしてしまいます。日の丸に忠誠を誓い、「君が代」を歌うことが本当に日本という国を愛することになるでしょうか。そのような態度をとっていながら、談合や汚職や脱税や官官接待、天下りなどの犯罪を犯している連中もたくさんいます。かつて日本は日の丸の旗の下、君が代を歌って侵略戦争を推敲したではありませんか。日本を愛するがゆえに、日本政府の誤ったやり方を許せないと思うのも一つの愛国心の表れでしょう。国=国家=政府という図式が正しいとは言えません。愛するという内心の領域に入ることを法律にすること自体、おかしいことです。日本では「いったん緩急あれば義勇公に奉じ」という教育勅語が作られたとき、アメリカでも「愛国心」という言葉が法律に加わったときは戦争に突き進んだときでした。日本が平和を目指す国ならば、そのような言葉を法律に書き込むことはやめねばならないと思います。		女	
49	学校教育法「改正」の方向に反対です教育基本法は、全国の父母・教職員の反対を押し切って数の力で国会で強行採決されました。民意を反映しているとは思えませんので認めることは出来ません。 小・中・高等学校の教育目標を国家が決めることは、国家統制の教育につながり反対です。また、副校長は必要ないと思います。	54	女	NPO法人事 務局
50	〈義務教育の目標に関する規定について〉 昨年教育基本法が改悪され、あれよあれよと言う間に、次は関連法案の改悪へと進むことに 納得できません。教員免許法、地方教育行政法についての意見募集とともに、この三法案だ け、なぜ1週間という超短期間の募集なのでしょうか。まずそのことについて、きちんとした説 明を伺いたいです。学校教育法の改悪について言えば、教育基本法の愛国心の項目を強化 する提案がなされていますが、全くのナンセンスです。国家が人の思想・心情について、踏み 込むことは許されません。憲法にも違反しています。充分時間をかけていない、国民に充分伝 わらない、それでも事が進んでいく国の政治と行政に不安は尽きません。これ以上、学校を、 先生方を、子どもたちを、混乱に陥れて、枠にはめたような教育を行うような仕組みを作らない でください!	44	女	会社員(兼 大学生)

51	「学校教育法の改正の方向」に反対です。かつて、国家が教育の「目的や目標」を定め教育を統制し、間違った戦争を正しいと信じる国民をつくりあげて、日本は泥沼の道を歩んでしまった。その誤りを繰り返すわけにいきません。こどもの内心の自由を踏みにじる規定を法律に書き込むような、はなから憲法違反が明らかな法律をつくるような、ばかげたまねはやめてください。また、学校評価は地域と学校の信頼関係のなかで行われるべきもので、法律で規定するものではないと思います。教師間の対等の関係をくずす副校長などの設置も必要ありません。	39	女	団体職員
52	教育の目標について、わが国と郷土の歴史についての正しい理解、のうち、「正しい」との評価は誰が行うのか。行政が判断するのでは教育の不当な支配である。わが国と郷土を愛する態度は、いかに評価するのか。疑問である。教育基本法にいれたからといって義務教育の目標となるとは限らない。入れるべきでない。幸福な生活のために必要な習慣、を目標にするのは疑問である。人により、何が幸福かは異なる。価値観を強制してはならない。不当な支配である。基本的な習慣、も同様。個性の確立は、教育目標か、疑問である。個性を強要すべきでない。個性とは、自然に芽生えるものである。健全な批判力、のうち、何が健全なのか、価値観が分かれる。健全かどうか評価するのは不当な支配である。	45	男	弁護士
53	学校は、教員すべてが主体的に学校運営と児童生徒の指導に責任を持ち、問題に対応することのできる柔軟性と即応性が求められる組織です。したがってこれまで以上に階層的かつ固定的な役職組織をつくることは、今後ますます多様化複雑化してくるであろう学校の諸問題に対応することを困難にするばかりでしょう。それよりも一般の教員を増員し、その負担を軽減して、教材研究や生徒の個別指導とともに、学校の運営についても積極的に関われるような態勢を作る方が重要だと考えます。よってこの項目には反対します。	50	女	大学教員
54	教職員の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合は、それを管理職と位置づけるべきできない。 全ての改革に先立って行わなければならない改革は、30人以下学級(少人数学級)の実現である。 枝や葉の部分を変える改革は、根や幹の改革(改善)をしてから行わなければ意味がない。	44	男	教員
55	学校教育法の改正案の中に「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」などが義務教育の目標として盛り込まれようとしていることには反対です。「公共の精神」とは具体的には何を指すのでしょう。公共のためには「私」を犠牲にするように、ということなのでしょうか。この発想は、かつて「ほしがりません勝つまでは」と教え、戦争への道を有無を言わせず突き進ませた戦前の軍国教育に通ずるものです。子どもたちは一人ひとりが幸せになる権利をもっており、その実現のために私たちは教育を行わなければならないと考えます。もちろん自分だけでなく周りの人たちも幸せになるにはどうしたらいいか、も考えあっていきます。子どもたちが自分も周りの人たちも大切に思えるようになれば、家族、地域の人たち、ひいては自分が住んでいる郷土、我が国が自ずと大切に思えるはずです。郷土や国を愛する、というのは「態度」として教育のなかで目標とされるものではないのです。これだけ貧富の差が表れ、それがそのまま教育の格差にまでなってしまっている現実をよく見て下さい。学びたくても充分に学べる環境にない子どもたちが、我が国や郷土を愛すること任④襪任靴腓△劼匹發燭舛召鮖辰導悗啾海韻蕕譴襪茲△兵匆饑戮僚室造海修∈5瓩瓩蕕譴討い襪里世隼廚い泙后	49	女	小学校教員
	学校教育法に初等教育からの普通教育としての技術教育に必要性を明記していただきたい。学校教育法における「教育の目標」の中に、下記の目標を明示されることを要望いたします。(1)現行の学校教育法第18条(小学校)において、「身の回りの技術を適切に活用する能力を養うこと。」(2)現行の学校教育法第36条(中学校)において、「日常生活を取り巻く技術の基礎を理解し、適切に評価・活用する能力を養うこと。」(3)現行の学校教育法第42条(高等学校)において、「日常生活や産業における技術を理解し、適切に評価・活用・発展させる能力を養うこと。」以下、我が国のものづくりや技術的素養が根底から崩れていっている現状を述べると共に、ものづくりの意義等を認識していただきたいと考え、殊に、初等教育に焦点化し、要望理由を付けて送るものです。(尚、要望理由の原文は現在、2月23日より日本機械学会の技術と社会部門のニュースレターに掲載しております。図版は、このメールには掲載できませんので省いたものとなっています。また若干文章を変えておりますが、基本的なものは変えておりません。ニュースレターには図版は掲載しております。ご覧下さい。http://www.jsme.or.jp/tsd/)要望理由 1、はじめに日本の普通教育としての技術教育は、前期中等教育(中学校)の教育課程の技術科教育においてのみ実施され、初等教育(小学校)及び後期中等教育(高等学校)の教育課程には、設置されていない。			

このようなことから、幼児期、児童期、思春期、青年期を見通して、技術的素養(能力)を育成する系統的教育課程の編成は、極めて困難な状況にある。

しかも、普通教育としての技術教育に費やされる授業時間数は、先進諸国の中で最も少なく、前期中等教育の技術科教育では、基礎的な学習内容から応用的な学習内容を3ヶ年間で、僅か87.5時間で行わなくてはならなくなっている。

近年,子どもたちの技術的認識,科学的認識,社会的認識の低下を鑑み,自然や社会との関わりの活動やものづくりなどの体験的活動を大切にしようとした「総合的な学習の時間」(1998)が導入された。また、日本のものづくりの産業を支える人材を育成するための「ものづくり基盤技術振興基本法」(1999)が施行されたり、企業などにおいて2007年から基幹産業に従事していた団塊の世代が大量退職の時期を迎える「2007年問題」への対応がなされたりしている。

このように、子どもの実態や産業社会の実態における諸問題を背景に、技術教育やものづくりの教育への関心は徐々にではあるが、高まりを見せている。

しかし、日本では前述の教育課程のあり方から、初等教育において普通教育としての技術教育やものづくりの教育の保障が、全く行われておらず、児童の技術的素養

は皆無に等しく、ものづくりへの意欲は児童のみならず、前期中等教育の生徒さらには、高等 教育にまでも大きな影響を与えている。

(私が、6年前(約8000人)と2006年のものづくり調査(約14000人)とを比較すると、ものづくりの意欲等が小学校5.6年生から一層低下し、中学校で最も低いことが明らかになっています。中学校技術科教育の時間数の削減等が影響を与えているのではないかと危惧しています。)

2. 学生のものづくりの現状

私は、毎年、教員免許取得に必修の「生活科学習基礎論」の科目で、篠竹を使った紙玉でっぽうを製作させている。因みに、紙玉でっぽうを、知っている学生は50人中2人であった。学生が素材に対し、道具(ナイフ)を如何に操作するか観察した。実習に入る前、原理(空気の圧力で紙玉が飛ぶ)、構造(柄、ピストン、筒の3つの部品から成る)、製作上のポイント(筒の先端は細くする)、篠竹の切り方(篠竹の節を付ける)等を、プリントで説明した。

大学構内で篠竹が生えている場所に学生を連れて行き、適当な長さに切り出しさせた。現在のナイフの操作技能水準を見るため、最初道具の操作方法は一切教えなかった。作業を開始すると、生えている篠竹に鉈の刃を垂直に当て叩いて切っている者、ナイフを篠竹に擦って切っている者、ナイフが篠竹に食い込み動かなくなる者、アスファルトの上に直接竹を置いてナイフを押しつけ切ろうとする者、篠竹の切り口は、ほぼ全員が歯で噛んだような状態だった。改めてナイフや鉈の使い方を説明し、切り口が直角になるよう、再度切り直し修正させた。

その後も、材料の選択ができない(ピストン部分の外径は筒の内径より少し短いが、その篠竹を目測で選択できず、何度も材料を変えている)者、柄よりピストンを長くする者、ピストンから柄が抜け落ちる者、柄の部分の節を切り落としピストン部分が突き抜ける者が続出した。半数は、完成度が低いものであった。要因は、選択力や構成力や道具操作技能の低さにあるといえる。しかし、紙玉を飛ばした時の「ポン」という音に惹かれ、「面白い」「はまる」といいながら、童心に返って何度も飛ばしていた。

1960年以降,子どもたちが靴ひもを結べない,鉛筆が削れないなど,生活に必要な技能が低下している現象を「手が虫歯になった」と表現された。

しかし、この状況は、大学生にまで及び、本来、児童期頃から遊び的労働の中で獲得されるものづくりの基本的技能の「ものを切断したり、削ったり、構成したり、準備したり、材料を選択したり、工夫したりする」力が育っていないのが実情である。

かつて、子どもたちは、親や友達や地域の人達のものづくり活動を見よう見まねで学んできていた。この経験で培った素養の上に、学校教育の体系的な学びが構築されていた。しかし、現在では、高い技術的素養を育むことは、地域教育において技術的素養を育む機能の著しい低下、初等教育においても保障がないなど、2つの要因から困難となっている。

鳥取大学地 男 54 域学部教授

幼児期(3~5歳)の子どもの遊びの種類を保育日誌(縦断的記録)から分析した。その結 果, ものづくり(構成遊び)の活動が最も多く, ものづくりの活動を活発に行っていた。これらの ことから、幼児期は、ものづくりの意欲は極めて高いと推察した。

②児童期におけるものづくりの意欲

「板などで小屋を建てたい」意欲調査では、小学校5年生から意欲が、急激に低下した。小 学5年生頃にものづくりの意欲の分節点が認められる。これらの意欲を高める上でも,幼児 期、児童期の学齢期からのものづくりの教育が保障される必要があると考える。

次に、近代の橋がどのように設計されているか、近代の土木技術への関心を問うた「橋の設 計」調査では、総じて関心は低く、学年齢が高まるに伴い低下することが分かった。初等教育 から、人間生活に近代技術が果たす役割を学んだり、関心を高めたりする必要性はこの点に ある。

4. ものづくり経験の意識と働く人への関心

幼い頃からものづくりを多くしたとする子どもは、働くことへの関心が肯定的であった。しか し, 幼い頃からものづくりをしてこなかったという子どもは, 中学校段 階で働くことへの関心が否定的になることが明らかにされている。幼い頃からのものづくり経 験の多さは、働くことへの関心を高めているといえる。

5. ものづくりの過程と子ども発達

ものづくりの工程には、「動因→構想→計画→設計→作業手順→材料の選定・道具の選定 → 作業→評価」の作業がある。つまり、「つくりたい→何のためにするか考える→安全性・便 利さを考える→ 寸法を決定する→作業段取りを考えた上で材料・道具を準備する→状況に応 じて操作・調整する→計測・修正」をするのである。

このように見ると、ものづくりの体験の多さは、単に身体や手を動かした多さと考えられがち である。しかし,本当は,作業に入る前に,目的を考え,目的を実現するための解決方法を考 える、適した材料や道具の選択を考えるなど、常に考えているのである。つまり、幼い頃から 多くものづくりをしてきたということは、多くものを考えてきたことと同意ともいえる。

このように, ものづくりの経験は, ものづくりの意欲が極端に低下しない, 小学校5年生以前 から保障したい。

ものづくりの経験は,後の科学や技術の諸理論(科学的概念)を受け入れる無限の可能性を 秘めている。子どもは身近な生活の経験(ものづくりの経験を含む)から認識された生活概念 (素朴的な概念)は、教育の中で新しい科学的概念によって何度も覆される。そして、また新た な生活概念が形成される。この繰り返しの中で、科学的(工学的)に物事をみる力が備わって くるのである。教育とはこの繰り返しといえる。

多様なものづくりの経験による生活概念の獲得の前提が有ればこそ、科学的概念による覆 しが生じ, 科学的(工学的)な認識が深まっていくといえるのである。いわゆる認識の変化が起 こるのである。

時実は、脳の発達段階のモデルにおいて、3歳くらいまでにハードウエアが育ち、それ以降 にソフトウェアが育つと指摘している。

私は、時実のモデルに、OS(オペレーティング・システム)と汎用ソフトの2種類のソフトを加 えた発達モデルを提案したい。それは次の通りである。

O歳児から10歳(小学校5年)は、ハードウエアが育ち、4歳以降では、ハードウエアと汎用 ソフトとの媒をするOSが育つ。そして10歳以降になると、汎用ソフトが育つというモデルであ

一般的に、OSは、ハードウエアと外部の様々な機器(ディスプレイ、プリンタなど)及び汎用ソ フトとの媒をしている。OSの出来具合は、機器や汎用ソフトの円滑な動きに直接的に影響を 与える。つまり、モデル図に示したOSの形成期は、後の科学的概念が円滑に認識出来るため の準備をしているといえる。このように考えたとき、4歳から10歳の児童期では、多様な経験に 初等教育にものづくり教育・技術教育を保障する意義は、この点にある。

6. 初等教育における技術教育のあり方

①図画工作科と技術科教育との関連について

1958年技術科の設置の際、次のような答弁がなされた。「技術科を新設するのは、今後の日本の発展と産業の振興を考えるとき、国民の科学技術に関する基礎的教育を重視すべきであり、この立場に立って生産技術的・工的な内容を主として学習させることを考えたのである。職業・家庭科の再編成を考えるとき、図画工作科との関連を緊密にし、新しい名称の教科をうち立てることが必要と考えたからである。」(1958年2月8日16回中等分科会議議事録より抜粋)しかし、現在の図画工作科は、造形活動が主たる目標であり、生産技術に関する学習、また目標、計画、設計、製作、評価の学習、さらに働く関心を高める学習にはなっていない。所期の理念とかけ離れ、技術科教育との関連は極めて弱い教科となっている。

②我が国の初等教育における技術教育の現状

現在,初等教育での技術教育は、私立和光学園の小学校で行われている。さらに、大田区立矢ロ小学校が文部科学省研究開発学校(平成16年~平成18年)として実践を行い、研究成果を上げつつある。子ども達は、現代の技術教育をしっかり認識していっている足跡が認められる。

7. 最終意見

児童期の子どもの、ものづくりの意欲は高い。しかし、現在、地域教育が質的低下する中で、学校教育の初等教育において、普通教育としての生産技術の系統的学習が保障されていないことは、技術的素養の育成に大きな障害となっている。今後、学校教育法に、「ものづくり基盤技術振興基本法」(1999)第16条にあるように、初等教育から技術教育が明確に記載され、実施されるよう切に要望するものである。

57	教育の目的を考えたとき、それぞれの子どもの能力や可能性を自主的・主体的に伸ばすことこそが本来であると考えます。子どもたちがこれから生きていく上で、必要な知識や技能を様々な人間関係の中で、自分で考え、必要としながら身につけていくものです。そこでは、公衆道徳や人間性といった社会を構成する人間として、当然、身につけなければならないものも含まれるものです。 それは決して、上からの強制によって身に付くものではありません。児童虐待をする親がその理由としてあげる最大のものは、「しつけをしていた」ということです。それで本当に問題が解決するものではありませんし、むしろ、子どもの人間としての尊厳を虐げるものでしかありません。 どうも中教審の委員の中での議論をみていると「言い聞かせをすればいい」「しつけをきちんとすればいい」といった押しつけの方法で行われているような感覚さえ覚えるのは私だけでしょうか。 地方分権の流れの中で、「上意下達」の方向は、時代を逆行しているように思えます。現場の主体性を十分引き伸ばすことにより、現場を活気づけさせ、教育の効果も上がると考えます。 「副校長、主幹、指導教諭」などが、現場に法制的に位置づけていくとき、一人ひとりの考えをまとめてよりよい方向へ向かうとは決して思えません。「上意下達」のもと息苦しい教育現場が目に見えるようです。管理することだけが正しいような教育が本当の教育でしょうか。もっと、自由で一人ひとりが大事にされるような教育現場が実現するような方向に議論をするべき	51	男	団体職員
	現在、中教審において審議されている「学校教育法の改正の方向」について意見があります。審議の中で、義務教育の目標に関して、新たな規定の新設が審議されています。義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が優先されるべきです。一人ひとのの個性を尊重していくことで、お互いの尊重、「公」への尊重へとつながっていくと思います。 次に、教育職の新たな職種についてです。審議の中では、教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化することが出されています。その場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと思います。あくまで、教諭の延長上として指導を行うべきであり、管理者とは違う性格のものでなければならないと思います。また、「副校長」については、職務分析を十分行ったうえで、新設するかどうかを検討すべきです。教頭とどこがちがうのか、新設する必要が本当にあるのかなど学校現場の実態を考慮しながら是非検討をお願いします。学校評価については、地域・保護者・学校との信頼関係をつくることが必要です。そのために、現在学校の自己評価の定着と充実に取り組んでいるところです。審議されている外部評価の導入を拙速に行うべきではありまん。また、外部評価を行うにしても、子どもたちの教育には結果も大事ですが、結果にいたるまでの過程が大切です。人を育てるという中で、結果・数値だけが重視されるとそればかりを気にすることになりかねません。教職員も数値ばかりを気にして教育のもつ創造性が損なわれていきます。「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要だと思います。どうぞ、慎重な審議をお願いします。	44	男	公務員
59	副校長・主管・指導教諭などの「新しい職」を学校現場に持ち込むことに反対します。教職員は教科・学年・分掌など様々な集団に所属し、その集団の中での民主的な論議の中で日々の教育活動に従事しています。民主的討論が保障されるためには、それぞれの集団の中に指導・被指導といった「タテ」の関係は不要であります。それぞれが自由に・民主的に話ができ、教育に取り組める環境を保障するためにも「新しい職」の持ち込みには反対します。	50	男	公立小学校 教師
60	1. 学校種の目的及び目標の見直し (1) 義務教育の目標に関する事項 についての意見を述べます。 何とぞ、ご検討いただき実現させていただきたいと思います。 1. 現在の義務教育(小学校・中学校教育)には、小学校教育では工作、中学校教育では技術が教科の分野として設けられていますが、これらの領域の文言がどこにも記載されておりません。従って、学校教育法の規定に、以下のように訂正して下さい。第18条第3号関連で生活に必要な「技術」の理解と技能(第18条第3号)「」内の技術を付け加えてください。 2. 上記1が不可能ならば、第18条第8号関連で音楽、美術、「技術」などについての理解と技能(第18号第8号) 「」内の技術を付け加えて下さい。 科学技術創造立国を標榜する我が国の21世紀の児童、生徒はコンピュータ世界の学習をより広範囲に活用できるための基盤となる、実体験学習を主とするものづくり技術学習がますます必要となります。	61	男	島根大学教育学部 教授

61	1.学校教育法「改正」について 改正の方向に反対です。 昨年の教育基本法「改正」は、国民が望んでもいないのにもかかわらず、全国の父母・教職員の反対を押し切って数の力で国会で強行採決されたもので、認められません。 小・中・高等学校の教育目標を国家が決め、その目標(例えば国と郷土を愛する態度等)を 子どもたちと教職員に直接押し付ける国家統制の教育に反対です。戦前の国家統制の教育 を思い起こさせます。そういう教育体制にしたいのですか?			
62	改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、このような「公」の考えを押し付けることでは、現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が大切なことであり、優先されるべきことであると考えます。 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではありません。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	60	男	団体役員
63	4. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項 学校の組織運営体制の見直しのために、副校長、主幹、指導教諭を設置するとのことであるが、事務職員のことには触れられていないのはおかしいではないか。 事務職員が学校運営に一層積極的に関わり、大規模な学校や事務の共同実施組織に「事務長」を置くことができるように法制度の整備を行うことによって事務処理体制の充実を図っていかなければ、組織運営体制の見直しは図れないと私は思います。	51	男	公務員(学 校事務職 員)
64	「学校教育法の改正の方向について」では、改定教育基本法第2条(教育の目標)をふまえて、「我が国と郷土を愛する心」や「公共の精神」などの目標規定を盛り込むことを示しています。しかし、これは子どもの内心の自由の侵害につながるものであり、憲法違反です。教育の目的・目標はあくまでも教育の条理に沿ったものでなければなりません。したがって、「目標」について改定する必要はありません。また、校長を「補佐」するとして「副校長」や「主幹」、その他の教諭に対して指導・助言を行う「指導教諭」を新たにおくことを提案していますが、そうした「特別の教員」をつくることは、教職員同士を差別・分断し、教職員の協力・共同を阻害していくことにつながります。「新たな職」をつくるよりも、子ども達と直接接する教職員を増やしていくことが大切です。	54	男	教員
65	今回の改正の方向性には、疑義がある。それは、義務教育の目標に「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりもさらに「公」に重点が置かれているからである。子どもたちに、これが「公」であると、考えをおしつけるというやり方では、問題は解決しない。問題を解決するためには、時間がかかることではあるが、一人一人の子どもたちと教職員が正面から関わりあい信頼関係を築く中で、指導し理解することが大切である。そんな地道な活動の積み重ねこそが、子どもたちを成長させる。私たち教職員の願いはいつも、子どもたちと関わることのできる時間の確保等、教育条件の整備である。子どもたちが、より高い道徳心をもつようにと願うなら、法整備をすすめるより、いかにすれば子どもたちと教職員が本気で関われることができるのかという視点で議論していただきたい。義務教育の目標に「規範意識」や「公共の精神」が盛り込まれれば、十分な準備もできないまま、それらを推進するような〇〇教育が展開されるだろう。子どもたちは、うわべの価値観を即座に見抜き、押しつけられている感覚に陥り、ますます荒れることになるだろう。教職員と子どもたちの心がますます離れてしまうことに危機感を感じる。だから、心を「法」で縛るような改正には反対である。是非、教職員のことを信用していただき、教職員と子どもたちが十分に関わり合うことのできる施策をお願いしたい。	33	男	教諭
66	学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。	41	男	教職員

67	「学校教育法」の「改正」については、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」「我が国の郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、一定の価値観を強制し、国家道徳の教科を企図する「国家に従順な国民づくり」をねらいとするものであり、一層子どもや教職員を縛り、追いつめるものです。 学校の評価については、これまでも各学校において地域や保護者の声も取り入れながら、次年度への改善につなげるためのものとしてとりくまれてきました。しかし、「改正の方向」では、具体的な明記はないものの国の「評価基準」などにもとづく画一的な外部評価を押しつけるものであり、教育現場への不当な介入を許し、自主的な学校運営や教育活動がゆがめられることになることは必至です。評価は全国画一的な基準によって行われるものではなく、各学校が地域・保護者・子どもの意見を聞きながら自主的・創造的にとりくまれてきたことから、新たな制度の導入は必要ありません。 また、副校長・主幹・指導教諭の新設は、職制を増やすことによって教職員の管理統制を強化するものであり、教職員を差別・分断し、民主的職場を崩壊させるものであることから、導入に反対します。	36	男	公務員
68	改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、このような「公」の考えを押し付けることでは、現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が大切なことであり、優先されるべきことであると考えます。 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではありません。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	44	男	教員
69	「学校教育法(初等教育)にものづくりの教育を明確に位置づけるように要望する。」 昨今の子ども達は、ものをつくる体験が極めて少ない。そのことが子どもの成長・発達に大きなマイナスの影響を及ぼしている。日本は世界に冠たるものづくり立国である。このままでは、ものづくりの素養を抱いた日本人がいなくなってしまう。小さな頃からものづくりに親しみ、ものづくりを大切にする子どもを育てることができるように学校教育法に明記願いたい。 研究開発学校である東京都の矢口小学校や東京都私立の和光小学校など先進的な教育実践が小学校におけるものづくり教育の有用性を実証している。多くの子どもはものをつくることが大好きである。子ども達の夢や希望をはぐくみ、豊かに育つようにしたい。 また、ものづくり基盤振興法のなかにも初等教育からのものづくり教育の必要性が訴えられている。今こそ、ものづくりの教育をきちんと法的基盤を持って実施すべきである。	46	男	公務員
70	以下のように申し入れます。 要 望 事 項 学校教育法における「教育の目標」の中に、下記の目標を明示されることを要望いたします。 (1)現行の学校教育法第18条(小学校)において、 「身の回りの技術を適切に活用する能力を養うこと。」 (2)現行の学校教育法第36条(中学校)において、 「日常生活を取り巻く技術の基礎を理解し、適切に評価・活用する能力を養うこと。」 (3)現行の学校教育法第42条(高等学校)において、 「日常生活や産業における技術を理解し、適切に評価・活用・発展させる能力を養うこと。」 (理由) これからの日本国をになう若き人達へ、日本が国際世界で通じる国力を保持するために、今我々団塊世代の重要な役割任務として最低限の力量を教育課程に盛り込んで欲しい。 さらに、よく言われる先人からの言葉、「資源のない國日本の知的財産として技術力を養う」、「数理離れ、ものづくり離れを早急に養成すること」などが、理由にもなります。 是非、子供の時から実践的体験的学習に最たる教育を盛り込んで欲しいものです。 この事は、正に「国家百年の計は教育にあり」を今実行しておかないと、将来の日本国力がおぼつかない事態になる。	58	男	国立大学法人職員
71	子ども・学校現場の抱える問題は、「規範意識」や「公共の精神」を押しつけ的に行っても解決するものではありません。まして、教育職に新たな職として主幹や指導教諭を配置することは、職場の人間関係を悪化させ円滑な校務運営に支障を来すものです。子どもも教職員もお互いに自分の気持ちを伝えあうことができる雰囲気を構築していくことを最優先にすべきだと思います。さらに学校評価については、拙速に外部評価を導入すべきではなく、学校の自己評価を充実させていくことが先であると思います。いずれも教職員や子どもの立場に立った学校をつくるためにはどのようにしたらよいかを議論することが必要と思います。	47	男	公務員

72	第 78条2号関係 ・現行幼稚園教育要領にあるように、人への愛情や信頼感は子ども自身が自己形成をしてい くために大切なものととらえられていることをふまえたものにすべきではないでしょうか。 学びを通して、自己肯定感をもつことが大切であり、自己肯定感が育まれれば、他人の人権 を大切にできるようになると思います。規範意識を先に育てるものではないのではないでしょう か。			
73	1. 学校教育法「改正」について 改正の方向に反対です。 昨年の教育基本法「改正」は、国民が望んでもいないのにもかかわらず、全国の父母・教 職員の反対を押し切って数の力で国会で強行されたもので、認められません。 小・中・高等学校の教育目標を国家が決め、その目標(例えば国と郷土を愛する態度等)を 子どもたちと教職員に直接押し付ける国家統制の教育に反対です。戦前の国家統制の教育 を思い起こさせます。そういう教育体制にしたいのですか?			
74	義務教育の目標で、「我が国と郷土を愛する態度」と明記されることに対し危惧を持ちます。学習指導要領に記載されただけで、6年の社会科では、愛国心を評定するような事態となったのです。国会で小泉前首相までもが、通信表で数値化されるべきでないと答弁するような現場に実態だったのです。教育基本法が変わったからといって、愛国心を評定するようなことには反対です。当然、目標規定とすることにも反対です。どの子どもも愛され幸せを実感すればおのずと周りを愛することができる人間となります。それは、強制されるものではありません。	46	女	小学校教員
75	1. 学校種の目的及び目標の見直し (1)義務教育の目標に関する事項について 義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押しつけるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきである。3. 学校の評価当に関する事項について・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。4. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項・教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではない。・「副校長」については、職務分析を精微に行った上で、設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分ふまえ、慎重に対応する必要がある。以上4点について意見を送ります。	49	女	教員
76	1、学校教育法改正について 改正の方向について反対です。 教育基本法は、市民、国民の反対を押し切って可決したものです。僕は、拙速な討議はしない でくださいとお願いをしたにもかかわらず強行採決しました。国民、市民会っての国会です。決 して許すことができません。しかも、やらせタウン、ミーテングをして世論作りをするなど許せま せん。教育基本法の改定は、国家統制の方向に向いています。また、副校長などの設置など は、管理強化にほかなりません。会社組織と同じように考えているようですが、人間教育です のでぜんぜん違います。			
77	(我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)について) 健全な愛国心を否定するつもりはないが、「偏狭なナショナリズム」に陥らないための方策について議論が不足している。「国旗国歌法」が成立した時に当時の文部省が「学校での取り扱いを変えるものではない」と説明したのに対して、実際に学校で起こっていることは「不起立教員」に対する処分である。同じことが愛国心教育について起こらない担保はどこにあるのだろうか。学校教育法に書かれれば学習指導要領に記載される。それが実際の授業の中に強制力を持つことになる。改正案が成立する前に、「偏狭なナショナリズム」教育にならない担保がぜひ必要である。	53	男	高校教員
78	(学校の評価等に関する事項について) 何らかの形で学校の教育活動についての評価は必要だと思うが、どんな評価を行うのが効果的か、評価によって学校の教育活動がどんな影響を受けるかなどについて検討不足。個人の人格の完成、及び社会の形成者の育成という面から考えれば、教育による効果は何年もたたなければわからない。それを単年度の活動の成果で現すのは危険であるという発想に欠ける。一番わかりやすいのは数字であるから、今の学校についても、学校評価を取り入れた他の国組でも、学力テストや大学入学者数で学校を評価しがちであり、それによる教育への弊害も指摘されているところである。こうならないための議論が不足している段階でこの条文を学校教育法に入れることには反対である。	53	男	高校教員

79	(副校長その他の新しい職の設置に関する事項について) 現在神奈川県でも各学校に「総括教諭」という新しい職が設置され、少人数の「企画会議」で学校全般に関することが討議されている。その結果、企画会議に出席しない教職員の活力が下がっているという弊害が見られる学校が増えている。「どうせ意見は聞いてもらえない」「決められたことに逆らってもムダ」という意識が蔓延している学校もある。学校の教員の仕事は専門職で、教育活動について大きな裁量と責任が伴うものであり、それはどの教員にも軽重はない。その中に中間管理職的な職を設置し、主任会議のようなものを置いて、一般教員が参画できない体制がつくられると、職場の活力が低下する可能性が大きい。新しい職の設置にについてはこういうデメリットを検討したのだろうか。学校現場の実態調査などをやったのだろうか。きちんと議論してから法改正を考えるべきである。これについても、文科省は説明責任を放棄している。	53	男	高校教員
80	預かり保育について 「預かり保育の位置づけを明確にする」とありますが、現在の預かり保育のあり方や成果と課題について、子どもの立場に立って検証し、その結果を受けて望ましい導入がなされるべきなのではないでしょうか。検証なく、法に規定すべきではないのではないかと思います。 現在、指導要領では「教育活動」と明確に位置づけされています。 「教育活動」はすべての子どもがうけられるものでなければならないにもかかわらず、預かり保育を「教育活動」と位置づけていることに無理があるのではないでしょうか。 預かり保育の位置づけについて見直し、議論をする必要があると考えます。			
81	義務教育の目標に関する事項についていわゆる「徳目」にあたる内容が色濃く出され、特に「我が国と郷土を愛する態度」については、「教育基本法」の改正段階でも議論になり、多くの識者からも異論が出されていました。憲法の内心の自由にもかかるこの問題については特に教育現場において慎重であるべきと考え改正には今しばらくの議論の積み重ねを求めます。	49	女	市議
82	4. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項について 管理職や中間管理職を増やすことでは、現在の教育危機は解決できない。かえって、制度を 作ることにより、教職員の意識が分断されることにつながる。管理職を増やすということよりも 管理職の質の方が問題であり、今職場で最も忙しいのは、子どもたちに関わる教師である。教 員の増員の方が得策である。	46	男	中学校教諭
83	教育基本法に義務教育に関する目的が規定されているのことを踏まえて、学校教育法に「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」などを新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」」に重点を置いているように思われる。しかし、現在の学校と子どもたちの現状に少しでも目を向けて、改革を進めようと考えるならば、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や問題解決能力の育成、コミュニケーション力の育成が優先されるべきだと考える。また、現在の職階制度に新たに主幹や指導教諭、さらに副校長などを法制化するとあるが、そういった強引な手法は学校現場になじまず、慎重な対応が必要で、今学校現場に何が必要なのか問いたい。学校評価制度についても、結果や数値ばかりで外部評価される手法・方法より、まず自己評価の定着や充実をまず図るべきで、拙速で強引な改革は教育改革にはなじまない。教育改革は国民誰もが必要と考えているが、拙速で強引な手法ではなく、広く国民的な討議と合意をもとに進めるべきである。わずかな期間での中教審での審議では不十分と思う。ぜひ息の長い国民的論議を巻き起こす中教審であってほしい。	53	男	教員
84	教育内容を法律でがんじがらめにすること(学校教育法)に反対です。しかもそそくさとあわてて一気に変えてしまうのは国民が気がつかないうちに法律を変えて有無を言わせないための方策でしょう。国民の関心は年金や医療、福祉のことなのに人々の関心をそらさせ、「改正」の言葉に幻想を抱かせるいがいの何者でもない。憲法の精神に則った教育、学習の機会を保障すべきである。 最後にもう一度、国民を蚊帳の外においての「改正」は改悪だです。本当の意味での国民の願いを聞いて欲しいと思います。		女	

85	新職制で教員給与に差をつけることには断固反対します。副校長・主幹・指導教諭など、中間管理職は必要ないどころか、教育の妨げになります。権力の都合のよい人事管理をするために、新職制で教員給与に差をつけることは、きわめて非教育的です。学校現場に必要な人は、普通の先生(教諭)です。教員の数を増やしてください。時間外勤務には、残業手当を支払ってください。学校には、授業の他、学級の仕事、分掌の仕事や部活動、行事に関する仕事など、いろいろな仕事が山ほどあります。ところが少子化に伴い、学級減となり、一クラスにつき2人の教員が減らされています。一人の仕事量は、増える一方です。だから、時間外や休日・持ち帰りで仕事をやらなければ、到底やり切れません。教員の数が足りなくて、どれほど忙しい思いをしているか、命と健康と家庭を犠牲にして仕事をしていることを、委員の皆さんはお分かりでしょうか。しつかり調査したのですか。文部科学省は勤務状況調査を行い、時間外勤務が膨大だという結果が出てきたではありませんか。静岡県でも、05年・06年に勤務状況調査を行い、一人当たり平均、60時間の時間外勤務を強いられている実態が明らかになりました。金額に換算すれば、一人平均20万円のただ働きをさせられている実態が明らかになりました。金額に換算すれば、一人平均20万円のただ働きをさせられていることになります。教育の質の低下は、教職員の極度の多忙が大きな原因です。教職員が子どもたちのことで、じつくり話し合う時間もありません。授業の教材研究、ホームルーム活動、行事、クラブ活動など、教育上必要なことに時間をかけられなくなっています。教育のことを理解していない人、理解しようとしない人が、「教育再生」などと、勝手なことをやっているのは非常に腹が立ちます。		女	高校教員
86	・義務教育の目標として、「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。現場の課題解決に「公」の考えを押しつけるのでなく自己肯定感の涵養やコミニュケーション能力の育成が優先されるべきであると思う。 ・学校評価については、拙速な外部評価の導入は行うべきではないと思う。結果だけを重視するのでなく、それまでの過程が十分に評価されるべきであると思う。	48	女	公務員
87	副校長その他の新しい職の設置に関する事項について 副校長の設置については、職務の内容を十分検討し、設置については現場に実態を十分に 踏まえた上で対応していただきたい。 また、主幹、指導教諭は管理職となるのかそうでないのかを明確にする必要がある。指導教 諭は管理職でない方がいいと私は考える。		男	
88	・義務教育の目的が現行法より、さらに「公」に重点が置かれているように思う。こどもたちに「公」の考えを押しつけるのでなく、もっとコミニュケーションの力を付けさせてあげたい。 ・学校評価については、拙速な評価の導入には反対です。数値での結果を重視するのでなく、 その取り組んだ過程を重視して欲しい。	48	女	公務員
89	改定の必要はないと思います。 そもそも教育基本法の改定そのものが必要ないことであり、やってはならないことでした。特に 規範意識とか国と郷土を愛する態度などという心の領域に関することを法律に盛り込むことは してはならないことでした。しかもその改定の手続きの過程でタウンミーティングでのやらせ、 常識では考えられないようなお金の使い方などおよそ「規範意識」とはかけ離れた、非教育的なことが行なわれながら国会での数の威力であたふたと成立させてしまった基本法です。本来ならあのような不祥事が明らかになった時点で法案は取り下げ、きちんと国民の声を聞きなおしてことを進めるへきでした。それをしないで強行してしまったことは子どもたちに対して規範など守る必要はないのだと文科省が身をもって手本を示してしまったことです。それを更に具体化して子どもたちに押し付けようとするのは教育行政に対して更なる不信感を強めさせることになると思います。中教審の審議も異常な状態で急がされていることが報道されていますが、国家百年の計といわれる教育に関して、このようにあたふたと納得のいかないやり方でことを進めては後で後悔しても間に合わないことになります。拙速に陥らないで、もう一度基本法の改定についても見直してみるくらいの慎重さが必要だと思います。この意見募集にしても積極的な宣伝もなく、たった1週間の受付期間というのは本気で国民たくさんの声を聞こうとしているとは思えません。子どもたちに教育行政を信頼させてやってください。そうでなくては本当の意味での教育再生も子どもたちの幸せもありえないと思います。	70	女	無職

90	「学校教育法」について ・義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押しつけるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきである。 ・教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではない。 ・「副校長」については、職務分析を精緻に行った上で、設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分ふまえ、慎重に対応する必要がある。 ・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。以上強く感じますのでよろしくお願いします。		男	小学校教諭
91	新たな職として、副校長、主幹、指導教諭を置くことについて。今求められているのは、児童・生徒の前に立って実際に指導・支援をしていく人を増やすこと。新たな職を置くといっても、教職員定数が増やされるわけではなく、今の国の方針ではむしろ総数を減らす方向に行っている。管理職のような人をいくら増やしても、現場の教育はちっともよくはならない。こうした人々は、当然授業の持ち時数は減らされるだろうから、その他の教職員の負担は増すばかりである。最終的に、その影響は児童・生徒に出てくることになる。	43	男	教諭
92	学校の評価について。学校というのは、規模、児童・生徒の実態、家庭の実態、周囲の環境、地域社会の特質・・・と、たくさんの条件の上に成り立っており、みんな違う。全く同じ学校というものは存在しない。それを、ある基準に沿って外部評価するなどということは無理なことである。仮に評価するとしても、評価する対象は書類などに書かれた目に見えるものだけで、日々どんな教育活動が行われているかということは外部からちょこっと来ただけで見えるわけがない。もし本当にやるのだったら、評価者が一年中毎日その学校に張り付いて見るくらいのことをしなければ。しかし、そんな人的な余裕はないだろうし、もし余裕があるならその人は評価者でなくて児童・生徒の前に立って実際に指導・支援をする人として学校に配置すべき。その方がよっぽど児童・生徒のためになる。		男	教諭
93	子供たちを「国のためのもの」とする考えが根本にあるようで、非常に抵抗があります。「国や郷土」「国家」などという文言は法律には適さないと思います。目標は、「自己および他者(の人権)を尊重する態度」とするべきではないでしょうか。他者を尊重することは、すなわち「公(国や郷土などよりももっと包括的普遍的なもの)」を尊重することと同義となります。「人権の尊重」と「利己主義」とが全く異なるものであることは明らかでしょう。教育を考える上では、子供たち自身がかけがえのない存在として尊重されるべきだと思います。「子供の権利条約」をご熟読の上、改めてご検討いただくことを強く希望します。		女	主婦
94	貴室が21日にまとめられた学校教育法などの改正に反対します。何より、教師、保護者、何より教育を受ける権利者(生徒、学生)に対する説明、意見の反映がされていません。教育は国民が直接に責任を持つものであり、行政が、行政の意向に沿った内容を上位下達するものではありません。今回の改正案が、戦前の教育体制を目指していることを知っています。今、再び子供を戦場に送ることを、愛国心を元に、国のために働き、いのちを投げ出す教育を目指すことを知っています。ですから、改正に反対します。		男	
95	今回の学校教育法改正のうち、義務教育の目標の新設に反対します。 歴史学習をこどもたちとしています。戦争の惨禍が、世界からなくならないことを、子どもたちは、本当に憂いています。60余年前、一方的に「徳目」や教育内容を与えられた軍国少年・少女たちは、がどうなったでしょうか。教師を信じ、国を信じ、命を落としていきました。歴史的な反省を政府自身がしっかりすべきです。少なくとも、政府や法には、「二度と戦争を起こさない、起こさせない教育を」という観点が必要であると考えます。	53	女	小学校教諭
96	副校長・主幹・指導教諭などの「新しい職」を学校現場へ持ち込むことに反対する。教職員は教科・学年・分掌など様々な集団に所属をし、その集団の中での民主的な論議の中で日々の教育活動に従事している。民主的討論が保障されるためには、それぞれの集団の中に指導・被指導と言った「タテ」の関係は不要である。それぞれが自由に・民主的に話が出来、教育に取り組める環境を保障するためにも「新しい職」の持ち込みには反対する。			

	教育基本法の改正から、教育現場では、不安がつのっております。今後、どのような改正が行われるかは、現場の声を時間をかけて聞くことが大切かと考えています。今回の提案については、あまりにも唐突であり、現場を無視したものと思えて仕方がありません。その最大の物が、副校長・主幹・指導教諭という役職の設置です。教諭の資質を問われていることは分かっていますが、そのために、管理職を増やして管理することにお金を使うやり方では、本末転倒です。お金をかけるべきは、現場の教員がゆとりを持って教育に専念できる体制の整備ではないかと思うのです。例えば、今までは、市町村単位で特別に採用さえてきた加配教員を国単位でも必要とする人員確保です。特に、30人学級を実現すること、特別支援教員を各学校に配置すること、TTでの教育ができるような教員配置とすること、人権担当教員を各学校に配置すること。これだけでも、一般教員が各校3人は必要になってきます。管理職を増やしても教員の仕事軽減にはなりませんが、子どもたちに直接接する教員が増えることで、子どもたちへの対応はきめ細やかになり、教員のゆとりが生まれ、現在のような多忙な仕事環境ではなくなるのではないでしょうか。人件費をどのように使うべきか、もう少し、現場のみになって考えていただきますよう、お願いします。	50	男	教員
98	学校教育法の改正は行わないで下さい。以上。	20	男	大学生
99	現場で教員をしている者です。先の教育基本法の改正で、色々な疑問を持ちました。現在、公立の学校には、中国やブラジルをはじめ多くの外国籍児童が通学しています。この子たちの存在を無視して一律に日本に対する愛国心を強要するような法は、到底納得いきませんでした。			教員
100	【意見】 まず、今回のパブリックコメントについて、わずか1週間程度の短期間での募集という設定は、全く国民を馬鹿にしたやり方であるということについて抗議します。今行われている教育再生会議の論議が公開されないことについても、教育基本法の政府案作成の際に、自公与党が3年間70数回に及ぶ検討の論議を一切国民に知らせずに行ってきたことと同様、「教育」を一部の人々の意見にそった方向へと進めていこうとするものとしか考えられず、真剣に国民の声を聞こうとする態度を感じられません。このような文部科学省の姿勢について猛省を促します。 今回の「改正」の方向をみると、前国会で成立させた教育基本法審議の過程で問題として浮かび上がった「タウンミーティングでのやらせやサクラ」「いじめの報告」「必修教科未履修」問題などについて、政府・文部科学省の「閉鎖性や隠蔽体質」「説明責任の欠如」などこそが様々な教育問題の根本原因であるとの自覚が感じられません。文部科学大臣の事務諸費4000万円の使途についても不明朗なままです。これらへの反省もないままに、義務教育の目標に徳目を盛り込もうとすること自体がいかに「非道徳的」なことであるか、まだわからないのでしょうか。また、学校評価の義務化や副校長、主幹、指導教諭などの設置については「競争と管理」を進めてきた積年の教育政策に対する反省を全く欠いたものと言わざるをえません。今回示されている「学校評価」の方向は、すでにイギリスで教職員を萎縮させる施策として破綻が明らかとなっているものです。「いじめ自殺問題」「に象徴されるような様々な困難の中で、現場の先生方の多くは過労死す前の長時間過密労働に耐え、ぎりぎりのところで勤務していることは、文部科学省が行った昨年の「勤務時間調査」で明らかではありませんか。文部科学省が早急に行わなければならないことは、国連からも「過度に競争的」と批判を受けるようなこれまでの「競争と管理」の教育政策を転換すること、学校と現場の教職員に教育の自由と自主性を保障すること、そして教職員を増員し、30人学級を実現するなど、教育条件の大幅な改善です。	60	男	無職
	子供たちを「国のためのもの」とする考えが根本にあるようで、非常に抵抗があります。「国や郷土」「国家」などという文言は法律には適さないと思います。目標は、「自己および他者(の人権)を尊重する態度」とするべきではないでしょうか。他者を尊重することは、すなわち「公(国や郷土などよりももっと包括的普遍的なもの)」を尊重することと同義となります。「人権の尊重」と「利己主義」とが全く異なるものであることは明らかでしょう。教育を考える上では、子供たち自身がかけがえのない存在として尊重されるべきだと思います。「子供の権利条約」をご熟読の上、改めてご検討いただくことを強く希望します。	37	女	主婦

102	【意見】 今回のパブリックコメントについて、わずか1週間程度の短期間での募集というやり方は、全く国民を馬鹿にしたやり方であるということについて抗議します。こと教育については国民的な論議が欠かせないものと考えます。教育を一部の人々の意見にそった方向へと進めていこうとするものとしか考えられず、真剣に国民の声を聞こうとしない文部科学省の姿勢について猛省を促します。 今回の「改正」の方向については、義務教育の目標に徳目を盛り込もうとすること。また、学校評価の義務化や副校長、主幹、指導教諭などの新しい職の設置についても「競争と管理」を進め、教職員を萎縮させる施策と考えます。 様々な困難がある中で、大多数の現場の先生方は過労死寸前の長時間過密労働に耐え、ぎりぎりのところで勤務しています。文部科学省が早急に行わなければならないことは、これまでの「競争と管理」の教育政策を転換し、学校と現場の教職員に教育の自由と自主性を保障すること、そして教職員を増員し、30人学級を実現するなど、教育条件の大幅な改善です。	61	女	会社員
103	義務教育の目標を新たに規定した場合,学校現場ではその観点に対する評価を行うようになる。この目標は,改悪教育基本法第二条の目標を受けたものになるであろう。そうした場合,学問の自由を尊重しつつ(第二条)といいながらも,国が求める思想,価値を子ども達に押し付けることになる。これでは,戦前の教育に逆戻りしてしまうことになる。義務教育の目標に関する規定を新設することに反対する。	39	男	中学校教員
104	義務教育の年限について、きちんと9年と明記すべきである。改悪教育基本法の第16条3項「地方公共団体は、・・・その実情に応じた教育を・・・」とあるように、地方公共団体によって義務教育の年限が長くも短くもできる可能性がある。全国的な教育の機会均等と教育水準の維持のためには、学校教育法(本来なら教育基本法で)規定すべきである。	39	男	中学校教員
105	副校長その他の新しい職の設置に反対する。 現在の学校は、教員が不足している。私たちが望むのは、子ども達に直接接する学級担任、 教科担任を増やしてほしいと言うことである。副校長の立場の教員は、その役割からして授業 を持つことは少ないであろう。そのような教員は現在の職場では求めていない。 また、私たちの職場は、縦のつながりですすめられているものではなく、教員の横のつながり、 協力と共同によって経営されている。主幹、指導教諭のように上に立つ教員は求めていないし 共同で進められてきた学校運営が破壊される。	39	男	中学校教員
106	学校現場に新たに副校長や主幹等を置くことになっていますが、それでもって学校教育が抱える課題が解決されるとは思いません。解決どころか、教職員への管理体制が強化され、今まで築かれた信頼や協力性が失われることが心配されます。今大切なのは、何よりも国民の教育への信頼回復であり、共同の取り組みが必要です。そのためには、法改正や学校の体制強化でなく、教育に関わって国民論議をすすめることではないでしょうか。	49	男	教員
107	・義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たにもりこまれ、現行法より「公」に重点が置かれています。しかし、「公」の考えを押し付ける方法で現場がうまくいくとは思えません。むしろ、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が、今の子どもや学校現場の課題解決のためには、遠回りのようでいて実は近道であると考えます。・教育の現場に、縦型のライン(管理強化)はふさわしくありません。スタッフ職として横の連携をうまくつなぐことが、教育現場を元気にします。なので、教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではありません。「副校長」の・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図っているところです。保護者の要求は、予算措置を伴うものが大半であり、その保障を示して欲しいとも思います。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であるとおもいます。	44	女	小学校教諭
108	いつも教育に関してご検討いただき感謝申し上げます。しかし、現在国会に提出されようとしている法案について、大きな危惧を抱いております。 〇いじめを始め諸問題の多くは、規範意識や公共の精神で解決できるものではありません。いじめる側にもいじめられる側にも、問題を起こす子どもの中にも、自己肯定感が少なく、問題を解決するすべを教えられていないことにあります。この自己肯定感こそ大切にすべきことです。 〇今、学校現場に必要なのは確かに人です。しかし副校長となると授業をしないで指示命令する人間が増えることになります。現場は長時間の勤務時間外の労働で疲労の極にあります。必要な人は、授業をする人です。欧米では校長も授業をすると聞いています。日本も以前はそうでした。そこに視点を当てた議論を期待しております。		男	教員

109	学習指導要領についての法的な位置づけがなされていない事に対して危惧の念を抱きます。これまでも、学習指導要領には道徳心や宗教的情操更には愛国心について記してありましたが、日教組は無視していました。又、学習指導要領にある国旗・国歌問題に対しての訴訟までが起こっています。新教育基本法では、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきであり」と銘記されました。それ故、教育現場の混乱、それは日教組が屁理屈をつけて訴訟を行う事に起因しているのですが、それを避ける意味でも学習指導要領を法律に明記して欲しいと思います。	53	男	団体役員
110	義務教育の目標として、「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりもさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場・の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押しつけるのではなく、自己肯定感の滋養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきである。改正への慎重な対応を望む。	46	男	公務員
111	・義務教育の目標として新たに「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」が盛り込まれ、現行法よりもさらに「公」に重点が置かれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押しつけるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育生が優先されるべきであると考えます。 ・「副校長」職については、職務分析を精緻に行ったうえで、設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分に踏まえ、かつ慎重に対応する必要があると考えます。 ・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入は行うべきではないと考えます。また、「結果・数値」だけでなく「取り組んだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	48	男	公務員
112	教育職の新たな職として、主幹、指導教諭を法制化する場合には、それを管理職として位置づけるべきではない。また、副校長については、職務分析をしっかりと行った上で設けるかどうか検討すべきであり、教育現場の実態を踏まえ、慎重に対応する必要がある。	40	男	教職員
113	○義務教育の目的について 総理は以下のことを破ることは許されません。 1、子供を公平に扱う。 2、子供が義務教育を身に着けるまで卒業させない。 3、総理は国会に子供が身に着けていると証明する。 現在、諸事情により学校へ行くことを免除されている子供は中学卒業程度認定試験を合格すれば終了です。つまり「中学卒業程度認定試験」の5科目を身に着けていればいいのです。これ以外のことを子供に強制すれば総理は子供を差別したことになります。 「学校教育法の改正の方向について」に出ている案でこの5科目に関する以外のことは削除。	44	男	会社員

114	私は教育にかかわるの専門職を経験した者ではありませんが、日ごろ日本の教育の在り方を考える機会もあり、先の「教育基本法」の改変については、一人の市民として大きな疑義を持っておりました。 さて、この「教育基本法」の改変にともなう諸法律の改定について、貴文科省がPCを求めていることを知人より知らされ、その内容を読みました。そして、以下のような意見を持ちましたので、コメントとして送ります。 1 まず、PCの求める期間の短さに、欺瞞と姑息さを感じます。意見を求める法律案の改定の具体的方向についての内容は、膨大なものです。また、その一つ一つについても慎重な検討と議論がなされ必要があるものであり、コメントをする国民の理解のためには多くの時間(少なくとも三ヵ月以上)の期間をもうける必要があります。PCを求める期間をわずかに1週間とするのは、国民に慎重な検討と真摯な意見を求めることを放棄していると言わなければなりません。このような、短い期間しか設定しないというのは、いわゆる「アリバイづくり」に過ぎないと考えるのは、私だけでしょうか。「国民の意見は聞いた。あとは私達文科省で法案をつくります」というやりかたは、あまりにも国民をバカにしたやり方だと思います。 2 PCを求めている三つの法の改正の方向について1で言うように、わずか1週間で(私が内容を見たのは2月26日で、締め切りまで2日間しかありません)それぞれに意見を言うのは不可能です。ここでは、1の「学校教育法」の改正方向、とりわけ「義務教育の目標の規定」に限っての基本的な考えだけを申し上げます。・この方向力では、それがさらに強化されています。教育基本法の改変の議論の中でも指摘された傾された「愛国心」の強制が、今回の法案改訂の方向の中に存在します。「今回の改正の方向」では、それがさらに強化されています。教育基本法の改変の議論の中でも指摘された傾された「愛国心」の強制が、今回の法案改訂の方向の中に存在します。その点でも私は今回の「改訂の方向」について、厳しく批判するものです。3 以上、私の基本的な考えのほんとうに一部のみを書きました。あらためて要請しますが、PCの期間を十分な長さに延長してください。そうしていただければ、三つの法案の改定の方向について、私の具体的な意見を申し上げることができると思います。	66	男	無職
115	〇幼稚園に関する事項 法律は幼稚園の内容に介入してはいけない。幼稚園といえども普通の民間の会社です。国民 が利用しなくなれば、倒産します。その為、幼稚園で生計を立てている人は生きていく手段とし てサービスを独自で考えないといけません。国は部外者ですから介入してはいけません。	44	男	会社員
116	〇高等学校に関する事項について法律は高等学校の内容に介入してはいけない。高等学校といえども普通の民間の会社です。国民が利用しなくなれば、倒産します。その為、高等学校で生計を立てている人は生きていく手段としてサービスを独自で考えないといけません。国は部外者ですから介入してはいけません。	44	男	会社員
117	○義務教育の年限について 中学卒業程度認定試験に合格すれば学校へ行く必要はない。 理由:総理は子供を公平に扱わないといけません。 現在、諸事情により学校へ行くことを免除されている子供は中学卒業程度認定試験を合格すれば終了です。それならばすべての国民が中学卒業程度認定試験にさえ合格しても終了でいいはずです。これ以外のことを子供に強制すれば総理は子供を差別したことになります。 ○「学校の評価」「副校長」について 学校へ行く必要はない以上、学校は国民が利用しなくなれば、倒産します。その為、学校で生計を立てている人は生きていく手段としてサービスを独自で考えないといけません。国は部外者ですから介入してはいけません。以上。	44	男	会社員
118	教育の目標(教基法2条)が各種の「態度」を養うということに合わせた改革とのことですが、反対です。 教育の目標は、第一義的には、各人が自分らしく人生を生きてゆくことができるために必要な能力(それも、漠然とした「生きる力」ではなく、計算能力・言語能力・論理的思考力等)を備えるということに置かれるべきす。 これは、教基法の「目標」設定の不十分さがもとですが、それを受けての今回の改正にも反対です。当たり前の「知恵そだて」という子どもを育てる上での基本に立ち返ることを見失った教育改革は禍根を残すと思います。再考を強くお願いします。	31	男	弁護士

119	○義務教育の目的について 知らないことで他の人に迷惑がかかることを教える。 理由:日本は資本主義の競争社会ですから、国民が生きていく為何が必要かは自己責任で 判断しないといけません。ただし、知らないことで他の人に迷惑がかかることは義務で教えな いといけません。 現状との比較: 総理は以下のことを破ることは許されません。 1、子供を公平に扱う。 2、子供が義務教育を身に着けるまで卒業させない。 3、総理は国会に子供が身に着けていると証明する。 4、親に返すまで子供に危害が加わらないように守ること。 現在、諸事情により学校へ行くことを免除されている子供は中学卒業程度認定試験を合格す れば終了です。つまり「中学卒業程度認定試験」の5科目を身に着けていればいいのです。こ れ以外のことを子供に強制すれば総理は子供を差別したことになります。 「学校教育法の改正の方向について」に出ている案でまずこの5科目に関する以外のことは削 除。以上。	44	男	会社員
120	意見: 学校教育法について意見を述べます。 今回の改正案では、学習指導要領について、法的な位置づけが曖昧であるように思います。 学習指導要領の内容を逸脱し、偏向した考えで教育が進んだ結果、現在の混乱した実態が 生まれたわけですから、きちんと位置付けをしていただきたいと心から思います。また、教育 基本法に書かれている道徳心の問題や宗教に関する一般的教養などについて何も書かれて いませんが明記すべきではないかと思います。教育基本法が改正されても、現場は何が変 わったのか実感できていない実態があるようです。混乱した学校の実態を正確に把握し、対 策を打つ機関も必要ではないでしょうか。その設置について学校教育法に明記すべきだと思 います。	39	女	主婦
121	改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、このような「公」の考えを押し付けることでは、現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が大切なことであり、優先されるべきことであると考えます。教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではありません。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	48	男	教員
122	「学校教育法の改正の方向についてへの意見」 改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、このような「公」の考えを押し付けることでは、現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が大切なことであり、優先されるべきことであると考えます。教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。 学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではありません。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	48	男	教員
123	学校教育法の改正の方向についてへの意見 意見 現行法の「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調 の精神を養うこと」を「我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重 し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神」と変 えることにより、伝統と文化の名で戦前の神道神話教育の復活に道を開くおそれがあり、愛国 心の強調により日の丸・君が代の強制が強化されるおそれがあるので、この案には反対いた します。	47	男	団体職員

124	学校教育法の改正の方向についてへの意見 意見 今回の「改正」では学校評価とその公表が規定されています。すでに一部で行われている学校選択制により、所得水準の低い地域にあっては比較的所得の高い家庭の子が学区外に流出する傾向が現れ、地域の小学校の存続が危ぶまれる事態も起こっています。学校評価を導入すれば、近隣の学校との安易な比較が横行し、教育水準を維持できない学校を生ずるとともに、教育の機会均等の破壊がいっそう進むおそれがあるので、この案には反対いたします。	47	男	団体職員
125	1. この度の1. 学校種の目的及び目標の見直し の(1)義務教育の目標に関する事項の4つ目の項目について意見を述べさせていただきます。 ・「家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能」(第18条第3号)の文言ですが、 →・「家族や家庭の役割、生活に必要な技術の理解と技能」(第18条第3号) 理由:小学校での工作、と中学校での技術・家庭科(技術分野)の設定のためです。 2. この度の1. 学校種の目的及び目標の見直し の(1)義務教育の目標に関する事項の9つ目の項目について意見を述べさせていただきます。 ・「音楽、美術等についての理解と技能」(第18条第8号)の文言ですが、 →・「音楽、美術、技術等についての理解と技能」(第18条第8号) 理由:科学技術創造立国の基礎となるものづくり教育の必要性を明確にするために必要です。 以上の2点につきまして、ご検討いただき、訂正いただきますようよろしくお願いいたしまし。	56	男	京都教育大学教授
126	このたび示された「学校教育法の改正の方向」においては、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」のほか「我が国と郷土を愛する態度」が盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれたものとなっています。しかし、今日の子どもの状況や学校の抱える様々な課題を考えたときには、「公」の考えを外から押しつけることよりも、自尊感情を育成したりコミュニケーション能力を伸ばしたりすることのほうがはるかに重要な要素ではないでしょうか。また、学校評価については、数値による評価・結果に対する評価ではなく、あくまで過程が重視され以後の教育活動の充実に資する評価であるべきで、学校評価と教職員の評価や人事と連動させることは望ましくないと考えます。	43	男	団体職員
127	意見 今回の「改正」では校長・教頭に加えて副校長・主幹・指導教諭を置くことができるとし、教員に対する管理を事細かに行おうとしています。しかし、子どもは上司の顔色をうかがうような教師をすぐに見抜きますから、官僚的な上意下達の組織によりかえって学校の教育力が失われるおそれがあります。また日の丸・君が代の強制に消極的な教員は昇任に際して差別されるおそれがあるので、この案には反対いたします。	47	男	団体職員
128	新たに義務教育の目標として、「規範意識」「公共の精神」を重点として盛り込むことに反対です。「生む機械」発言に見られるように、いまだ、政府与党には国のためという考え方がはびこっているようですが、滅私奉公という考え方が、かつて間違った方向へ国民を導いた反省から、国民一人ひとりが国を監視し再び国民より国家が大事というようなことにならないようにと、現憲法は定めています。国がなすべきことは権力者側や資本側がこの精神をないがしろにしていないかどうかをしっかりチェックし、国民あっての国ということをしっかり教育することこそ大切です。学校で起きている事象の多くは、子どもたちの問題ではなくそれを取り巻く大人の責任であることを自覚し、そのために大人が何をしなければならないかを真剣に考えるべきです。政治の世界で行われていること、おきていることがらこそ子どもに胸をはって話せないことから何とかしなければならないと思います。	47	男	教員
129	教育現場には多くの課題があり、それらを解決していくためには全教職員が課題を共有し地道にとりくんでいくことが大切です。課題を解決するために、安易に「規範意識」や多くの「徳目」だけが子ども・保護者に押しつけられるのではなく、現場の中で子どもの抱えている背景や思いを探っていくシステムづくりが必要です。	45	男	教職員
130	教育職の新たな職は上意下達の学校組織を固定しみんなで協力する現場になりません。こどもたちを育てるものは何が大切か考えて下さい。外部評価は拙速な導入を避けるべきです。	50	男	小学校教員

131	意見 私は昨年まで、高等学校家庭科教育、東京都の教育行政、高等学校経営に携わってまいりました。そして、昨今の社会の変化、家庭の教育力の低下、学校・家庭・地域の連携の必要性を考えた時、家庭科教育の果たす役割は非常に大きいと考えております。そこで、「学校教育法の改正の方向についてへの意見」の募集に際し、次の点を考慮していただきたくお願いいたします 1 (1) 義務教育の目標に関する事項(第18条第3号)家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的深解と技 にはなく、自己の生活における自立や家族をはじめ他者とともに生きる視点が重要であるため、中学校を含めた義務教育としては次の内容を付加していただきたい。・家族や家庭の役割、生活の自立に必要な基礎的な知識理解と技能以上よろしくお願いいたします。	61	女	大学特任教 授
132	意見 私は昨年まで、高等学校家庭科教育、東京都の教育行政、高等学校経営に携わってまいりました。そして、昨今の社会の変化、家庭の教育力の低下、学校・家庭・地域の連携の必要性を考えた時、家庭科教育の果たす役割は非常に大きいと考えております。そこで、「学校教育法の改正の方向についてへの意見」の募集に際し、次の点を考慮していただきたくお願いいたします 1(5)高等学校に関する事項(第42条第3号)個性の確立、社会についての広く深い理解、健全な批判力、社会の発展に寄与する態度 ※高校生については、家庭や社会と向き合い、人間の誕生から死までを見通して目標をもつとともに、生活課題の解決に向けて、意思決定し、問題解決する力や、生活をよりよくするための生涯生活設計やキャリアプランニングなど主体的に実践できる力などが重要であり、社会的な自立の視点が必要であるため、次の内容を付加していただきたい。個性の確立、社会についての広く深い理解、健全な批判力、社会の発展に寄与する態度など社会的な自立を養う。以上よろしくお願いいたします。	61	女	大学特任教 授
133	私たちは、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることを望みます」をスローガンに、子どもたちがすこやかに成長・発達できる平和な社会の実現をめざして、52年間運動を続けてきた団体です。私たちは、憲法の理想の実現のために作られた教育基本法が変えられてしまい、残念に思っていますが、改正された教育基本法に従っていくつかの教育に関する法律も変えられようとしていると知り、次のような理由で変えないで下さるようにお願いいたします。1、学校教育法改正について教育基本法が変えられ、「わが国と郷土を愛する態度を養う」という文言が入りました。それにしたがって、学校教育法も変えて、「愛国心」などを「教育の目標」にするという方向が出ているそうです。しかし、何かを愛するということを法律で強制することはできるはずがありません。強制できるのは外に出る「態度」や「言動」だけです。どのような態度や言動で「愛」をはかるのでしょうか。その基準が作られて一人歩きをすることが容易に想像できます。今、東京都教育委員会が通達で都立学校の教職員に強制。面従腹背していることがその実例です。「日の丸」に忠誠を誓い、「君が代」を『歌うことが本当に日本という国を愛することになるでしょうかということが起こるのではないでしょうか。そのような態度をとっていながら、談合や汚職や脱税、官官接待、天下り、公金横領などの犯罪を犯している人たちもたくさんいるのではないでしょうか。かつて日本は日の丸の旗のもと、君が代を歌って侵略戦争を遂行したではありませんか。日本を愛するがゆえに日本政府の誤ったやり方を許せないと思うのも、愛国心のひとつのあらわれではないかと思います愛する」という内心の領域に入ることを法律にすること自体、おかしいことです。日本では「いったん緩急あれば義勇公に奉じ」という教育勅語が作られたとき、また、アメリカでは「愛国者法」が作られたとき、戦争に突き進んだのでした。日本が平和をめざす国ならば、そのような文言を法律に書き込んで国民に強制することをやめるべきだと思います。		女	東京母親大会連長
134	義務教育の目標について、疑問を感じる。現行法の「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと」(第18条第2号)を「我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神」と変えるようだが、ここで定められている「愛」とは何なのか?「愛」などという曖昧なものを教育で教えることは不可能なことである。そのようなあやふやなものが現行法における「正しい理解」にとって代わるというのはおかしいのではないか。	30	女	大学院生
135	義務教育の目標について、疑問を感じる。たとえば、「日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと」(第18条第3号)を「家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能」と改定することに、どのような意義があるのか?子供たちが社会のなかで生きていくということを自覚するために必要なのは、現行法に書かれている「衣、食、住、産業等」の理解である。むろん、家族・家庭の役割は否定できないが、様々な環境で育つ子供がいることを鑑み、「衣、食、住」のなかに「家庭」(子供によっては「施設」)が含まれると考えれば、現行法を改正する余地があるとは思えない。	30	女	大学院生

			ı	,
136	「学校教育法」(学校目標と学校組織)について ・ 学校は企業や行政機関ではなく、上意下達の体制はなじまない。これまで学校現場は教職員が互いに意見を出し合い尊重しながら全員で子どもの教育を考えてきた。「なべぶた」式であると批判されるが、教育の場に一部の者が提出した拙速な結論が徹底されることがよいことかはなはだ疑問である。新たな職として設置されようとしている主幹・指導教諭が管理職として位置づけられれば、子どもをめぐっての自由な論議がしにくくなる。管理職と位置づけるべきではない。民主主義を否定する体制を学校に導入すべきでない。・ 義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきである。 ・ 学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。			
137	2. 教育基本法改正のときにも、教育目的を法律によって規定することの是非が論じられてきた。教育が時代の変化や子どもや家庭や地域の変化の中で、何を目指すべきかは、まず、教育に直接関わる教育者や保護者や教育を受ける者によって考えられ、総括・検証の手続きがあって、地域ごとにそれはなされるであろうし、それだけでは支障があることが明らかになって初めて「国」レベルで対応されるべきところ、旧・教育基本法の「誤り」や改正を必然ならしめる事情についてさえ全く明らかにされず、一握りの官僚や政治家によって誘導されて作り上げられた「教育目的」が法の名で、教育の場に押しつけられること(それは一人ひとりの子どもに押しつけられることになること)に、根本的な誤りがある。旧・教育基本法の「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し責任を負って行われるべきものである」との規定のどこが誤りだったのか、などは冷静な審議の対象となっていない。にもかかわらず、この曖昧さを今度は学校教育を具体的に規定する法律にもちこみ、しかもそれは「教育基本法に義務教育に関する目的が規定されたから」などという、非教育であることこのうえない契機によって、法改正作業がすすめられようとしていることに、憤りを覚える。これまでの学教法の規定の問題点は何だったのかが明らかにされずに、矛盾をはらんだ「新・基本法が制定されたから」程度の根拠から、人間の成長の方向づけを決めようとする今回の改正方向には強く反対する。	62	男	団体職員
138	3、上記の観点からさらに「例えば」以下の提起を見るなら、なお一層その矛盾が明確になる。「態度」で規定される諸項目の意味内容は、教育というプロセスにおいてどのように具体化されるのかは全く不明である。ひたすら「〇〇しなさい」と教師や学校全体が言い続ければ達成される目標なのか。まるで、北朝鮮の教育がモデルとなっていくかのようで恐怖さえ覚える。教科の目標についても、発達段階をふまえたごくおおまかな規定が示されるのはともかく、小学生も中学生も一緒くたにして、あまりにも「大人」的あるいは社会管理層の発想としての「規範意識」「公共の精神」「歴史についての正しい理解」「それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度」などという徳目が、どのような意味合いで入り込んでくるのか、全く明らかでないままに提起されている。小学校の目標など、「日常生活に必要な」という現行法の文言をすべてなくす趣旨なのか。だとすればそれは何故か。法律の文言の整合性のための作業だとすれば、これらの規定は変えられたところで、いずれ全く意味が無くなる。	62	男	団体職員
139	学校教育法に規定する小・中学校の目標規定(第18条及び第36条)並びに高等学校の目的及び目標に関する規定(第41条及び第42条)の以下の改正案について、我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)国家及び社会の形成者として必要な資質(第42条第1号)教育基本法第2条を学校教育の目標として明示することにつきまして、以下を検討の上、教育基本法第16条の実効性を保障する改正案とするべきと考えます	42	男	中学校教員
140	「副校長」を導入することについては、管理職を増やしたところで、学校現場の実態は変わらない。本当に学校に必要な職について十分に論議すべきである。現場に必要な人員についてもっと検討すべきである。 「規範意識」「公共の精神」を義務教育の盛り込むことよりも、子ども一人ひとりが大切にされるような方向を考えないと、今の学校の課題は解決されない。	42	男	小学校教諭

141	学校教育法 第二章 小学校 第18条の第3号 に「産業等」という言葉がありましたが、取り除かれた見直し案を見ました。現状では、小学生 に「産業等」の言葉はふさわしくないかもしれませんが、私たちの身の回りには人間が作った 製品があふれており、それら製品とうまく関わり合いを保ちながら暮らしていかなければならない世の中です。それら製品を使用し管理し評価するという能力は、今後ますます必要とされると思います。私は、その能力を技術リテラシーと考えていますが、幼少の頃より、人間が作ってきたものや技術と向き合う教育というものが必要であると考えています。 そこで、文案ですが、家族や家庭の役割、生活を支えている社会や技術(科学・技術)の基礎的な理解と技能とすることを提案します。	44	男	大学教員
142	学校教育法に「目標」を規定することに反対である。それにより各学校、教師の自主的な教育 実践が妨げられる。とりわけ愛国心に関する規定を設けることは論外である。	53	男	教員
143	学校教育法には、学校教育の具体的な中身が書かれています。政府は、学校教育法に「義務教育の目標」をつくり、そこに「愛国心」などの20の徳目を盛り込むとしています。学校教育法にこれらの徳目が置かれることで教科書に「愛国心」が載せられます。国が「こういう人がよい人」だと決めつけ、子どもたちをある一定の方向に導いていくことがよいものなのでしょうか。憲法の「思想信条の自由」にも反します。	50	女	教師
144	副校長や主幹、指導教諭などが新設されます。すでにこれらを導入している東京都では「直接子どもと接する先生を増やさないで、管理職ばかり増やしても教育はよくならない」との声が地域や現場の先生から上がっています.	50	女	教師
145	新たな職として「副校長」「主幹」「指導教諭」を設けることが議論されています。副校長については置くべきかどうか慎重に対応する必要があります。また副校長を置くことによって教諭が一人減るようなことはあってはならないと思います。主幹、指導教諭については鍋蓋式の学校システムを変更し多様な教育に対応するために教育職の新たな職として議論されています。しかし、任用の問題、給料表の問題など導入すべきかどうか議論が足りないのではないかと思います。また、管理職化することは上意下達の画一的な職員織を構築することになり、教職員、子ども、保護者、地域が一体となって創りあげるボトムアップ型の教育の流れから逆行することとなり管理職とすべきではありません。また、教育は数字計るような狭義的な点数学力だけではありません。また、その点数の裏にある子どもたちの実態や過程を私たち教職員は大切にしています。しかし、学校評価制度で外部評価が入ることにより、そういう目で見えないところは評価されず、点数が一人歩きする危険性があります。今の子どもたちは自己主張ばかりで「公」の精神がないということを言われています。果たしてそうでしょうか。子どもだけがないのでしょうか。側えば「公」の精神があれば、いざなぎ景気を超える空前の景気だというのに、株価配当や役員報酬は増加する一方で私たち労働者にはほとんどその景気回復の恩恵を受けていません。また、「障害者自立支援法」導入によってさらに「障害」がある人やその家族、そしてそれを支える小規模作業所が苦しんでいます。そして、年間自殺者が3万人を超える異常事態となっています。「公」の精神が求められているのは私たち大人であり、社会であり国ではないでしょうか。子どもたちに大切なことは、さまざまなストレスにさらされている中での自己肯定感です。そしてそれを達成するための学びあい、学びあうためのコミュニケーションカや問題把握力、問題解決力、人権感覚です。	33	男	中学校教員
146	科学技術立国を目指す日本にとり、科学技術教育の充実は喫緊の課題だと思います。 現在、小中学校においては、科学技術教育の充実のために理科、算数・数学を中心に 実施するとこが、考えられていますが、これだけでは不十分と言えます。 ものづくり教育や情報教育を含めた(例えば、技術科のような)教科の充実も不可欠です。 ぜひ、「技術」「情報」「産業」というキーワードも入れていただきますようお願いします。			

147	「学校教育法(初等教育)に技術教育を明確に位置づけるように要望する。」 現行の学校教育法が制定されてから60年が経過し、日本と世界の科学技術の状態が大きく変化しました。世界各国が科学技術のイノベーションを競い、一方で科学技術の成果の日常生活技術製品に囲まれつつも、それを使用する人間が科学技術に無知な素養の持ち主が増大し、それによる社会不安や事件が頻発しています。 義務教育段階から科学技術的な素養を必要とされる時代がきています。科学技術の「科学」の部分は、「自然現象の科学的な観察と・・・」で表現されていますので、科学技術の「技術」の部分を60年前の文言にとらわれず、「技術」教育を挿入していただきたいと思います。新提案の文章に沿った意見を出すならば、1)家族や家庭の役割、生活に必要な「技術」の基礎的な理解と技能2)音楽、美術、「技術」等についての理解と技能3)「産業」や職業についての「技術」の基礎的な知識と技能、・・・などを考えていただきたい。あるいは、新しい行として、4)「日常生活を取り巻く技術の基礎を理解し、適切に評価・活用する能力を養うこと。」など、「技術」教育を義務教育段階に表示していただきたいと思います。	63	男	大学教授
148	1. 義務教育の目標規定をあらためることに反対する。もともと教育の目的を法律で定めることには学者の間でも疑問の声があった。今回の文科省案は「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。目標規定を細かくすることになれば、それによって教育内容が縛られることになり、自由で創造的な教育の芽を摘む心配がある。教育の目的は「平和的な国家及び社会の形成者」を育てるとするだけで十分である。2. 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化することに反対である。文科省の調査にもあるが、フィンランドでは教頭の配置されてない学校も多い。教員は教育を行うことが本務である。授業を持たず、子どもの教育に直接係わらない教員を増やすことは、PISAのテストで上位にある諸外国の調査を見ても明らかにマイナスとなる。すべての教員が授業を行い子どもとふれあうことから教育がすすめられなければならない。 3. 「副校長」についても上記の理由から反対である。学校教育は子どもとの関わりの中で進められるべきであり、極力学校の職員が子どもに係わることを推進しなければならない。「副校長」職を作ればますます、子どもとの距離が遠くなり、教育の協働性を疎外することとなる。4. 学校教育は地域と保護者とともにすすめられるべきである。そのとりくみの支援が特に大切である。評価制度を導入すれば、学校は保護者や地域住民に評価されるものとなってしまう。地域の教育をともに作り育てる政策こそ求められなければならない。	55	男	教職員
149	「学校教育法」について 教育職の新たな職として、主幹や指導教諭制度を整えるにあたっては、管理職としての位置 づけをすべきではないと考えます。 また、「副校長」については、職務分析を精緻に行うなどして検討すべきであり、何よりも学校 現場の実態を踏まえた対応をすべきだと考えます。		男	
150	・学校に副校長を置く事は、おかしいです。特別支援教育支援教員の学校一人配置が必要です。 教育費を適正に使ってほしい!	48	男	公務員
151	「学校教育法の改正の方向についてへの意見」 学校教育法の改正の方向について(初等中等教育関係)の"音楽、美術等についての理解と 技能 (第18条第8号)"において、 "音楽、美術、「技術」等についての理解と技能"というように「技術」に関する文言を加えて頂く ことを要望致します。 理由は下記の通りです。 技術創造立国を標榜している我が国においては、科学や技術の発展は極めて重要であり、その基盤を形成する人材の育成にあたっては技術に関する教育が必要不可欠であると考えます。 科学技術については理科教育だけでなく、技術教育も関わっています。理科は本質を追及し、 理解することを目標にしていますが、技術はそれが必要とされる条件の下で最適な解を求め、 具現化を図ることを目標にしています。 この最も適していると考えられる解を創意・工夫をもって具体的に導き出す能力は、ものをつく る過程だけではなく、世の中で生きて行くためにも必須と考えられる重要な能力であり、このような能力を育てることが技術教育の重要な目標の1つでもあります。 以上の理由により、要望致します。	35	男	大学教員

				,
152	「学校教育法の改正の方向について」意見 現在直面している教育問題に対応している内容とは、まったく思えない。特に、第18条第2号においては、問題がおおすぎる。 日本の伝統とは、何をさすのか?自然の恵みをいただきながら自然と一体となって生活してきたを世界に誇るべき日本の伝統的な生活を見事なまでに、自然環境とともの崩壊させておきながら、なにを持って、「伝統と文化・・・わが国の郷土を愛する態度」と言えるのか・・・ただ単に戦時中のようは愛国心を植えつけるだけの教育体制に逆戻りしているようにしか思えない。ここまで、子供たちを追い込んでいる現状は、文科省が見事に教育を崩壊させてきた証です。そのことに自覚をもっていただきたい。教育の改正などできるのか、税金のムダ遣いも甚だしい。国民が一生懸命働いて、税金納め子どもをボロボロにさせるそんな国を愛せと言っているのです。	42	女	会社経営
153	北海道の小学校で勤務している一人ですが、一言意見を述べさせて頂きます。「学校教育法」の「改正」については、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」や「我が国の郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、一定の価値観を強制し、国家道徳の強化を企図する「国家に従順な国民づくり」をねらいとするものであり、一層子どもや教職員を縛り、追いつめるものです。学校の評価については、これまでも各学校ににおいて地域や保護者の声も取り入れながら、次年度への改善につなげるためのものとして取り組まれてきました。しかし、「改正の方向」では、具体的な明記はないものの国の「評価基準」などにもとづく画一的な外部評価を押し付けるものであり、教育現場への不当な介入を許し、自主的な学校運営や教育活動が歪められることになることは明確です。評価は全国画一的な基準によって行うものではなく、各学校が地域・保護者・子どもの意見を聞きながら自主的・創造的に取り組まれてきたことから、新たな制度の導入は必要ありません。また、副校長・主幹・指導教諭の新設は、職制を増やすことによって教職員の管理統制を強化するものであり、教職員を差別・分析し、民主的職場を崩壊させるものであり、導入に反対します。			
154	義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」があるが、子どもや学校現場の抱える課題 を解決するには、「公」の考えを押しつけるべきではない。今の子どもたちは、自己肯定感が持 てずに悩み苦しんでいる。まずそれが大事なのではないでしょうか。子どもたちに自己肯定感 を持たせるよう問題解決力やコミュニケーションカの育成が最優先されるべきだと考えます。	42	男	小学校教員
155	学校教育法の改正の方向についてへの意見 改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法 よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、このような「公」の考えを押し付けることで は、現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己 肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が大切なことであり、優先される べきことであると考えます。 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけ るべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかど うかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。 学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部 評価の導入を行うべきではありません。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視さ れる評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えま す。		男	教員
156	1. 学校教育法『改正」の方向について 現行の教育基本法法は、日本国憲法(特に11条、12条、13条、14条、21条、とりわけ19 条と23条と26条)に違反しているもので、認められません。 したがって、この基本法2条に基づいて幼稚園・小・中・高等学校の「教育目標」を国家が決め、直接に子どもと教職員に押し付けることには反対です。かつて、教育を国家が統制管理し国民を15年戦争に駆り立て、未曾有の惨禍をもたらした反省に立って、国家が教育内容を統制することはあってはなりません。子どもの教育にたいする不当な介入である学校教育法の「改正」には強く反対します。	62	男	教員
157	副校長その他新しい職の設置について反対です。職場に縦系列をもちこむことは、子どもの願いから出発する、真に子どもの人格の完成をめざす教育にとって障害となる。子どもとの関わりの中からこそ、豊かな教育実践が生まれるのだ。新たな職の設置ではなく、みんなが子どものことを語り合える職場でこそ、豊かな教育活動は成り立つ。以上のことから、副校長その他新たな職の設置について反対する。	45	男	公務員

158	学校の教育目標を国家が決めて、それを子どもたちと教職員に押し付ける国家統制の教育に 強い憤りを覚え、反対致します。			子どもと教育ネット
159	断固「反対」です。 教育の目標に「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、戦前と 同じ軍国主義教育に向かう流れです。	22	女	大学生
160	学校教育法の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する心」を新たに盛り込んでいるが、こどもや学校現場の抱える問題を解決するためには、自尊感情・自己肯定感を持たせることや問題解決力、コミュニケーション能力の育成がはかられるべきであり、愛国心は教えるものではなく、誇りに思い愛することができる国家・地域となるように政府・自治体が努力して自然と抱かせるべきものであると考えます。	39	男	
161	副校長や、新たな役職や管理職をつくるよりも、教頭や事務職員を複数配置するべきであると 考えます。	39	男	
162	学校評価については「結果」や「数値」ではなく「とりくんだ過程」そのものを評価すべきであり、 学校の自己評価の充実を優先し外部評価を拙速に導入すべきではないし、教職員評価・人事 と学校評価を連動させるようなことがないようにすべきであると考えます。	39	男	
163	【学校教育法の改正の方向について(初等中等教育関係)「1./(1) 義務教育の目標に関する事項」中の「〇…,現行の…小・中学校の目標規定…を改め、…などを養うといった趣旨を規定してはどうか。」についての意見】例示されている10個の項目では、「教育基本法/(教育の目標第二条第二号 …創造性を培い、…,職業及び生活との関連を重視し、…」という規定に対応する項目が欠けています。同規定の「創造性を培い」の一つの結果が「技術」であり、「職業及び生活の関連を重視」する一つの結果もまた「技術」であると考えます。従って、同規定に対応する項目として「技術」を10個の例示の中に追加すべきです。創造性の一つの結果である「技術」が豊かな社会を実現させてきたことは間違いなく、一方では「技術」に関わるトラブル等があることも現実です。「生活」に必要な「技術」、「職業」において必要な「技術」、これらを学校教育法の条文で明記すべきです。これにより第3期科学技術基本計画で述べられている「〇科学技術に関する国民意識の醸成」「〇国民の科学技術への主体的参加の促進」とも合致が図られます。具体的には、次のような変更を提案します。「1./(1) 義務教育の目標に関する事項」中の「〇…,現行の…小・中学校の目標規定…を改め、…などを養うといった趣旨を規定してはどうか。」で例示されている10項目について、4個目を【変更前】・…、生活に必要な基礎的な理解と技能(…)【変更後】・…、生活に必要な基礎的な理解と技能(…)【変更後】・…、生活に必要な基礎的な理解と技能(…)とする。また、10個目の例示も【変更前】・職業についての基礎的な知識、技術及び技能(…)とする。このことで「1./(5) 高等学校に関する事項」中の「高等学校の目標については、…,例えば、」の2個目の例示・…一般的な教養、専門的な知識、技術及び技能(…)という表現と整合がとれ、これにより、国民の理解もしやすくなります。以上		男	会社員(勤務法人事)
164	1、目標は指導要領に盛られており学校教育法を改正しなくとも達成できる。目標を法律で強制するのは反対。 2、学校評価制度は、学校間競争をあおり、うえからの締め付けで自主性がなくなり、教育実践の効果が上がらない。導入に反対。 3、新しい管理職に反対。植生を増やせば増やすほど無駄な活動をする。口だけで子どもに接しない役職を増やしても、効果は無い。自主性を尊重しているフィンランドを見習うべき。	70	男	

165	現在の学校現場が抱える課題を解決するには、子どもたち自身の問題解決能力やコミュニケーションカの育成が最優先されるべきである。規範意識や国を愛する態度などを押しつけるだけでは何も解決しない! 子どもたちをしっかり見つめ、現状をきちんと捉えた法改正とは到底思えない。また、学校評価についても拙速な外部評価の導入や結果・数値など、あまりにも安易な方法に進んでおり、その先に生じるであろう明らかな問題はどう考えるのか…?とりくみの過程を重視せず数値だけを目標に掲げるなど、人間を育成する教育現場には全くそぐわない!!	37	女	教育公務員
166	教育関連三法案の学校教育法についてですが、義務教育の目標として、「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。 しかし、子どもや学校の現場が抱える課題は「公」の考えを押しつけるのではなく問題解決力 やコミュニケーション力などの育成が優 先されるようによろしくお願いします。		男	
167	「副校長等新たな職」に対しての意見まず副校長とはいったい何をする方でなんのためにおくのでしょうか。副校長の職務内容をしっかりと提示していただきたい。今提示している内容だけでは、全く必要のない職ではないかと思います。 管理職を増やすよりももっと人員を増やしていただきたい所があります。教育をする上で一番大切な子どもと向き合う教員数を増やすことです。1学級の子どもの数が日本のように多い所は、欧米諸国にありません。本当に教育再生をめざすなら、副校長を置く予算があるなら、教員数を増やし、子どもと向き合う時間を確保してしてください。また主幹及び指導教諭はあくまで公務分掌の一つであるべきと考えます。もし扱いを管理職とするならば、管理職だらけの頭でっかちのアンバランスな学校になるのではないでしょうか。足腰のしっかりした学校を作るには、お互い協力し、学びあう環境が必要であると思います。そのためにも主幹・指導教諭は管理職であってはならないと思います。お互いに高めあうもの性質のものでなければならないでしょう。	36	女	養護教諭
168	「学校教育法の改正の方向についてへの意見」 教育については教育現場にいる先生方にも意見を聞くべきであるが、文部科学省は現場の 先生方一人一人の意見をどのくらい聞こうとしているだろうか。現場の一人として、これら教育 課題について意見を交換する機会を勤務中に得たことがない。このように現場を軽視している と、教育課題の捕らえ方を見誤る可能性が高くなる。各学校では毎年学校反省を行い、全職 員から次年度計画を立てる上での問題提起をしている。なぜ文部科学省は現場には組織改 善に向けて学校反省を推奨しているのに、自身は行わないのだろうか。例えば「文部科学省 反省」といった名称で行うべきである。学校教育法の中味は別に意見するとして、今回は改革 の方法論について意見を申し述べました。		男	
169	「方向」ということなので大まかに記すが、法律に学校はこうあらねばならないというようなことを列記するのは、失敗に失敗を重ねることになることは目に見えているので反対である。「公立」が「私立」や「塾・予備校」になぜ押されているかというと、端的に言って自由がないからである。 組織、教育課程、授業内容、とにかく現場のニーズを無視した押し付けが上から休みなく下ろされ、「公立」の現場はそれに応えようと右往左往するうちに、肝心の児童生徒の教育という本来の課題に注ぐエネルギーをそがれている。 自由化=放っておいてもらいたい。ダメな学校からはすぐに生徒が逃げられるしくみを作ってもらうだけで、十分に本来のサービス向上のための競争に現場は動く。 特に、主幹だの指導教諭だのといった中間管理職を増やすがごとき組織のいじくりまわしは、ナンセンスの一語に尽きる。傾きかけたサービス関係の会社で、顧客との接点の少ない中間管理職を増やしてうまくいった例があるのかを示してもらいたい。 顧客=児童・生徒との接点に立つヒラ教諭、さらに教諭にさえなれずに採用試験を受け続けている講師たちの待遇改善こそが、学校再生の切り札である。 強制さえしなければ、つまり学校関係の予算の規制緩和を進めれば、中間管理職を増やすより現場スタッフを増やす学校が必ずや生き残る。私立や塾・予備校は、そういう舵取りの自由があるからこそ、公立に勝っているのだ。 これ以上公立学校の足を引っ張るのはとにかくやめてもらいたい。	42	男	高校教員

170	義務教育の目標に関して、「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度」についての目標規定を盛り込む方針とあるが、『公共の精神』の涵養を非常に限られた「公共」の場でしかない学校に依存してしまうような規定になっては困る。 子ども達が培うべき「公共の精神」は、学校だけでなく広く彼らをとりまく家庭や地域社会が責任を担うべきと考える。 改正学校教育法にあっては、子ども達の「公共の精神」の育成には、学校という特殊な「公共の場」における限界を直視し、短絡的な学校現場への責任の押しつけではなく、地域・社会が担うべき役割を十分考慮した内容になるように願う。	38	男	高等学校教 諭
171	子どもたちのまわりには、様々な問題が山積しています。格差社会といわれるなかで、未来の社会や自己の進路に希望がもてず、友人関係に絶望し、他者とのコミュニケーションを遮断する、そして最後に自死を選択するしかない結論を選ぶ子どもたちがいます。いま子どもたちに必要なのは「規範意識」「公共の精神」の押しつけではなく、本当に未来が展望をもてる、大人が信頼される社会づくりではないでしょうか。私たちがどのような行動をするのか、子どもたちはじっと見ています。国会のなかで、政治のなかでまず「ただすべきはただす」ことをなされてはいかがでしょうか。論旨がずれましたが、あまりに現場との現実の乖離に筆をとりました。「副校長」「学校評価」も重要な観点ですが、まずは現場の意見を充分に聞く機会をもうけ、慎重に審議をしていただきたいと願ってやみません。	46	男	教員
172	学校の評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきで、拙速な外部評価の導入は行うべきではないと思う。評価はあくまで、教育現場である学校をよりよくするために行われるものであるから、「結果・数値」のみが先行してしまって「取り組んだ過程」がないがしろにされてしまうようなものになってしまっては、「学校評価」のあり方としては、いけないと思う。「取り組んだ過程」が重要視しされるような評価制度とするべきである。そして、教職員評価や人事と学校評価が連動しないことも必要である。教職員評価や人事と学校評価が連動するようなものであっては、真に学校をよくするための評価制度として機能していかないと思う。	54	女	教員
173	教育基本法に義務教育に関する目的が規定されているのことを踏まえて、学校教育法に「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」などを新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」」に重点を置いているように思われます。しかし、現在の学校と子どもたちの現状に少しでも目を向けて、改革を進めようと考えるならば、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や問題解決能力の育成、コミュニケーション力の育成が優先されるべきだと考えます。また、現在の職階制度に新たに主幹や指導教諭、さらに副校長などを法制化するとあるが、そういった強引な手法は学校現場になじまず、慎重な対応が必要で、今学校現場に何が必要なのか問いたいです。学校評価制度についても、結果や数値ばかりで外部評価される手法・方法より、まず自己評価の定着や充実をまず図るべきで、拙速で強引な改革は教育改革にはなじまないのではないでしょうか。教育改革は国民誰もが必要と考えているが、拙速で強引な手法ではなく、広く国民的な討議と合意をもとに進めるべきである。わずかな期間での中教審での審議では不十分と思います。ぜひ息の長い国民的論議を巻き起こす中教審であってほしいのです。以上	48	男	教員
174	「義務教育の目標」について 公が前面に出てきた内容と読み取れます。たしかに公の精神は大切でしょう。しかしそれ以前にもっと子どもたちに必要なものがあると思います。 日々子どもたちと接していく中で感じていることは「自分を大事にできる子は人を大切にできる。」ということでする。またそのような子はルールも守れるのです。まずは「自分自身を大切にできる子ども」を育てることが先決です。行き過ぎた個人主義が公の精神を失わせたと言う方もいらっしゃいますが、むしろ逆です。自分自身さえ本当の意味で大事にすることを知らないことが自分勝手な行動に走らせるのです。一人の人間として周りに大切にされたその上だ始めて本物の公共心は養われるものではないでしょうか。ただ押し付けられての「公」の精神は形はできるでしょうが、本当に危ういものになると思います。現場にいるものとして、まずは「自己肯定感」や「コミニュケーション能力」の育成が大切だと感じます。 国を愛することも「大切にしてくれる国」ならば「愛しなさい。」と言わずとも「愛」は生じてきます。押し付けは意味のないことです。 国歌や国旗も法ができたときは「押し付けない」と明言したのにもかかわらず、大量の教職員が「処分」されている現状を見ると「国を愛する心」や「公の精神」も押しつけられるのでかと心配しています。「学校教育法改正」はもっと国民や現場の声を聴いた上で論議していただくよう求めます。なぜここまであせって改正するのか疑問に感じています。	36	女	養護教諭

175	中学校で、生徒の指導に直接かかわる教員として意見を述べます。 現在の子ども、学校現場の抱える課題を解決するために、改正をしようと試みていると解釈 をしています。それなら「子どもの自己肯定感」の涵養や、問題解決能力、コミュニケーション 力の育成が優先されるべきで、決して、副校長のような職務や、主幹・指導教員などを法制化 する必要はありません。 むしろ、職階は廃止して、子どもに直接かかわる教員を増員する方 向に、法律を改正するべきです。 地方に存在する、教育事務所や、県の教育委員会におく職 員を年間を通じて、どんどん現場の学級担任や教科の担当ができるような制度に変えて行く 方向が望ましいと思われます。	53	男	教員
176	「学校教育法」の「改正」については、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」や「我が国の郷土を愛する態度」などを盛り込み、一定の価値観を強制し、「国家に従順な国民づくり」「国のために死ね」といった戦前の教育の再来としか言えません。子どもや教職員の心や肉体までもを縛り、追い詰めるものです。学校の評価については、これまでも地域や保護者の声も取り入れながら、次年度への改善につなげるためのものとして取り組んできていました。しかし、「改正の方向」では、具体的な明記はないものの国の「評価基準」などにもとづく画一的な外部評価を押しつけるものであり、恣意的な教育現場への不当な介入を許し、地域性や子どもの実態からかけ離れ、自主的な学校運営や教育活動が歪められることになります。評価は全国画一的な基準によって行うものではなく、各学校が地域・保護者・子どもの意見を聞きながら自主的・創造的に行わなければならないことから、新たな制度の導入は必要ありません。また、副校長・主幹・指導教諭の新設は、職制を増やすことによって教職員の管理統制を強化するものであり、かつての思想検察・特別高等警察的な職種になりかねないと思います。この新職が、教職員を差別・選別・分断し、民主的職場を崩壊させるものであり、導入に反対します。新職制を増やすぐらいなら、少人数指導、個別指導のための教員を増やすべきです。	47	男	教員
177	教育問題につきましては様々な問題が山積している中、文部科学省の皆様におかれましては日夜改善に向けて努力しておられますこと大変有り難く思っております。最近、ある組合の教師から「教育基本法は変わったけど、我々にとっては学習指導要領が変わるかどうかが重要である」との話を聞きました。その話しからも新教育基本法になっても、具体的な部分にその精神が反映されなければ、何にもならないことがわかります。しかしながら、「学習指導要領」については、今回の改正案では法的位置づけが明確にされておらず大変な不備であり、問題であると思います。官僚の皆様におかれましては、新しい基本法の精神を具体的に反映させられるような教育改革3法の改正をお願い致します。		男	
178	「学校教育法」の「改正」については、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」や「我が国の郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、一定の価値観を強制し、国家道徳の強化を企図する「国家に従順な国民づくり」をねらいとするものであると考えられます。学校の評価については、これまでも各学校において地域や保護者の声も取り入れながら、次年度への改善につなげるためのものとしてとりくまれてきました。しかし、「改正の方向」では、具体的な明記はないものの国の「評価基準」などにもとつく画一的な外部評価を押しつけるものだと考えられます。 評価は全国画一的な基準によって行うものではなく、各学校が地域・保護者・子どもの意見を聞きながら自主的・創造的にとりくまれてきたことから、新たな制度の導入には、さらに議論をつくす必要があります。 また、副校長・主幹・指導教諭の新設は、職制を増やすことによって教職員の管理統制を強化するものであり、教職員の差別・分断を強化するものだと考えられます。	42	男	教員
179	外部からの学校評価という考え方は、これからの学校運営を考える上で大切な要素の一つになるという考え方は理解できますが、それは各学校がどのような評価を必要とするかを自らの判断で選べばいいことであって、国が一定のやり方を教育現場に強制すべきものではないと考えます。また評価結果は、評価項目の配置や質問の文言でも大きく変化し、評価が適正なものかどうかをさらに『評価』する必要も生じます。さらに、学校評価は教員個人の象徴的な行動によっても大きく変化し、ある程度の期間を置いてみなければならない項目も短期間での評価にさらされることとなります。外部による学校評価は、導入を急ぐべきものではありません。広く議論し、よりよいあり方を模索すべきだと考え、意見を述べるものです。	43	男	公務員

		1		
180	義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込むことによって、現行法よりさらに「公」の精神を強調する方向に進んでいます。しかし、法を変更したからといって、「規範意識」「公共の精神」の向上に繋がるとは到底思えません。今、日本の教育現場や社会、子ども・家庭が抱えている問題は、法を変えたから解決に向かうほど単純なものではないことは百も承知しているはずです。「規範意識」や「公共の精神」のような「公」の精神は、押し付けて身につくものではありません。教育や社会、地域や家庭のあり様が大切で、じわじわと染み込んでいくものなのです。これまで現場では、自己肯定感や問題解決能力の向上、コミュニケーション力の育成に力を入れてきました。ぜひともこれまでの教育の歴史と積み上げをさらに発展させるべきではないでしょうか。また、「副校長」や「主幹」などの新たな職制を導入し中間管理職化することに強い反対の意を表明します。現場を管理することは、本来、教育現場がもっている自由でのびやかな発想を押さえ込むことにほかならないのです。教育から自由でクリエイティブな部分を奪ってしまうことが、未来にどれほどマイナスに影響するか想像してみてください。それと「学校外部評価」の導入や教職員評価などは、教育の現場にはふさわしくないということを何よりも認識すべきです。教育現場に「数値目標」を導入し、競争主義を導入することが、未来にどこほどの禍根を残すか、今一度、十分考え直していただきたいと思います。	51	男	小学校教諭
181	・意見「*技術立国としての我が国の教育に必要な目標設定について」* 技術立国を標榜する我が国にあって、以下に例示するような明確な目標を示すことが必要である。 *・技術立国としての我が国の持続的発展に寄与する(あるいは「を保証する」)創造的能力、態度の育成**・科学技術とその成果の活用**、評価及び**創造**に必要な能力と態度の育成*・意見の趣旨学校教育法の改正につきまして、示された資料によりますと、「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度(第18条第1号、第36条第3号)」など10項目が義務教育の目標として例示されています。この改正の方向性につきましては、大変結構なことかと存じます。しかしながら、日常的に*科学技術に関わる問題*が生じはじめていること、生活や*社会が技術的に高度化*する一方で、将来を担うべき子ども達の*技術への関心*が薄れつつあること、技術立国としての我が国において、BRICsをはじめとする新進の工業国が台頭するなか、*技術的、工学的人材の育成*が急務であることなど、現在の我が国を取り巻く社会的状況を考えますと、学校教育法の目標には、技術社会の視点が加えられるべきと考えます。またこのことは、*科学技術基本法*や*ものづくり**基盤技術**振興基本法*などですでに示された、我が国の人材育成に関する目標、方針と一致するものであり、国民各層から支持が得られる内容でもあります。 以上、技術立国としての視点は、我が国の教育の今後10年、20年にとって、非常に重要な柱石の一つとすべきものであり、今回の学校教育法の改正にあたっては、是非とも目標として加え、我が国の教育にふさわしい法律条項として整備すべきと考えられます。以上、乱文ではありますが、提出致しますので、ご検討方よろしくお願いします。	40	男	大学教員 (埼玉大学 教育学部)
182	学校教育法の改正の方向についてへの意見をのべさせていただく前に、文部科学省に対する、不信の念をお伝えします。 ・タウンミーティングにたいするやらせ発言と反省のなさ、責任の取り方のいい加減さに怒りを覚えます。 ・(政府与党も含めて)教育基本法の改正に十分な国会審議へ経ずに、与党の数の力で採決を行い、改正にいたったことは重大な誤りです。 ・今回の意見募集期間の短さ、これは国民の意見を聞く姿勢があるのか疑問に思います。審議会の報告がなされて、十分考える間もなしに、意見を出せる人は少ないでしょう。さて、「学校教育法の改正の方向についてへの意見」について、述べさせていただきます。第18条第2号の「我が国と・・・理解、伝統と文化を・・・・、我が国の郷土と国を愛する態度、国際理解及び、国際理解及び国際協調の精神」という目標規定にするということですが、それぞれの内容を学習することについては、郷土や国の歴史、文化伝統など学習することは必要なことと考えます、しかし、学習する上で、子どもがどう考え、どのように生きるかは、それぞれの個人の価値観にゆだねるべきでことあります。態度や行き方考え方を国家が教育において、強制することは問題であり、危険なことと考えます。たとえば、考え方、態度といったものが、評価されていくと、強制されるに等しい状況に子どもは追い込まれます。これは、思想信条の自由にも抵触します。 態度、評価を強制するのではなく、緩やかな学びの中で、それぞれが学んでいくべきであり、学習の仕方も現場の教師がつくっていくべきものと考えます。 学校教育法、また、学習指導要領の作成にあたって、これらのことを強制することのないよう、十分検討し、審議していただけるようお願いします。	44	男	教職員

183	教育基本法の改正に伴って、学校教育法の改正に着手されるにあたって、一言意見をいたしたいと思います。 改正案にある、「学校評価」については、基本的に学校の自己評価の定着と充実を先に図るべきであり、拙速な外部からの評価を行うべきではないと考えます。それは、現段階で外部評価を導入すると、学校の主体的な教育内容や教師の資質の向上を妨げるものになるのではという懸念があります。また、「評価」=「結果と数値」が重視されると、「実践内容や経過」が軽んじられ、評価のための書類作成に重点が置かれるおそれが考えられます。つまり、教職員評価や人事と学校評価をリンクさせない制度がベターではないかと思います。		男	公務員
184	学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより、その教育水準の向上に努めなければならないといった趣旨を規定してはどうか…とあるが、学校運営の改善を図るために、国や地方自治体は、人的経済的支援を行わなければならないといった規定も設けなければ教育水準の向上は難しいと思う。		男	公務員
185	学校教育法の改正について意見を述べます。 教育の目標に様々な徳目を盛り込むこと、道徳教育の強化や奉仕活動の必修化などは、現在の子どもたちの抱える様々な問題に応えるものではなく、かえって子どもたちを偽装に追い込み、深刻な事態を生み出しかねないと考えます。 子どもたちの置かれている家庭環境・社会状況など、子どもの人権が侵害されている現状を是正し救済するために必要な体制をつくり、子どもや子どもを取り巻く大人たちへ、人権教育を徹底して行うことこそ必要です。	54	女	無職
186	「規範意識」「公共の精神」が欠如しているのは一部の大人どもであると考えます。 最近だけでも、官製談合や製品の欠陥隠し、商品材料の期限切れや商品自体の期限切れ隠し等各種の不祥事でニュースをにぎわしているのは政治家や大企業の経営トップなどです。「功成り名を遂げた」とされる人たちがこの体たらくで、どうして子どもたちに「規範意識」「公共の精神」を言えるのでしょうか。先頃、伊吹文科大臣が「人権メタボリック」なる発言をされていましたが、現在の日本が、そんなに人権意識が高揚している国になっているとは思えません。柳沢厚労大臣の「生む機会」発言に見られるように、残念ながら一国の大臣ですら自分と異なる立場の人たちへ思いをいたすことが十分にはできていないのが実情ではありませんか。そうした私たち大人のありようをさておいて、児童生徒に「規範意識」「公共の精神」をどう説いていくのでしょうか。もとより「規範意識」「公共の精神」の必要性を否定するものではありませんが、子どもは親の背中を見て育つものです。法改正を行うよりも先にすべきことがあるものと考えます。それがない中での法改正は、何のことはない、子どもたちに「本音と建て前」を教えることにしかならないと考えます。また、改正案にある「副校長」「主幹・指導教諭」についてですが、今、多忙化に拍車がかかっている学校現場で求められているのは現場で児童生徒と関わる教員定数の増加です。管理職を増やしても何の問題解決にもなりません。再考をお願いします。	45	男	養護学校教諭
187	学校評価については、学校内の自己評価の充実をはかるべきである。 学校教育目標をもとに目指す学校像を明らかにし、全職員で目標に向けてとりくみ、自己評価していくことは学校や教育の質の向上にもつながるものである。地域や保護者の外部評価を拙速に行うべきではないと考える。学校の一部分しか見ていない保護者や地域の方にとっては、たまたま見た姿や学校が出す数値や結果でしか評価できない。教育は、数値や結果ではかれるものばかりではなく、子どもの内面やとり組む姿やその過程にこそ評価されるべきものであると考えのます。そうでなければ、結果がよく評価される子ども、評価されない子どもの2極に分かれてしまい、子どもを育てていく上で大切な自己肯定感や自尊感情など育つはずがありません。教職員も同じです。いい教師は育ちません。とりくむ過程、プロセスを認め、励ますことが大切なはずです。外部評価については、もう少し議論することを望みます。	46	男	小学校教員
188	【郵送】 学校教育法の改正の方向への意見 私は、小学生の子どもを持つ親ですが、今の学校教育法は先輩たちが作ってきたすばらしい 法律だと思います。学校の教育目標はその学校の特色ある目標を定めるというのが国際的に も個性豊かな子どもを育てるのではないでしょうか。また、現行の学校に副校長ができたと いって、学校が子どものためになるとは思いません。どうぞ、現行の学校教育法を改正しない でください。		女	パート

189	【郵送】 「個」より「公」に重点が置かれすぎです。戦前の「滅私奉公」的な感覚を受けます。日本国憲法の「個人の尊重」「基本的人権の尊重」の理念を踏まえることが大切です。国民あっての日本です。国民一人ひとりの幸福が最優先されて当然です。また、教育現場での主幹や指導教諭を法制化の考えもあるようですが、現場は子どもや家庭・地域の事を教職員が理解した上で、教師間でいろいろな知恵を出し合い民主的に動かないとうまくはいきません。上からの管理では教職員はますます考えなくなるし、自分の意見もいえなくなり、いきいきとして働くことが難しくなり病休や若年退職も増えるばかりです。子どもたちと接するための現場の教師を増やすことには大賛成ですが、管理強化につながる教員配置には反対です。学校評価については、教育の評価そのものがとても一つのものさしでははかれないもので困難なもので、それを評価しようとすれば必ず無理や歪みが生じます。教育の目的は「人格の完成」であり、人格がどう完成されたかは数値などでははかれるものではありません。それよりも、難しくなった教育現場のいろいろなことに対応できるように、教員の増員(教育予算の増額)こそが急務です。	50	男	公務員
190	【郵送】「学校教育法について」・現行の週五日制から土曜日半日の週六日制復活へ。・ゆるみ教育といわれる「ゆとり教育」見直しに賛成です。ただし、「よく遊び、よく学べ」に表現されるように、「知・徳・体」のバランスのとれた教育(ゆとり教育の理念は引き継ぐ)「余裕を持って、高い規範意識と基礎学力を身につけるため」に土曜半日を復活させ、週六日制にすべきです。現場の先生方も「現行の週五日制ではこれ以上時間数を増やすなど、ゆとり教育の見直しは厳しい。現実的にムリ」とお話しされています。そのためにも週六日制の復活が必要です。・また先日、新聞記事で次のようなことを読みました。大阪府立の高等学校数校が、土曜日に授業を行いたいと、希望を府教委に申し出たところ、府教委は「学校教育法で週五日制が規定されていること」を理由に、その申し出を却下したと言うことです。・府立高校の先生方は、「私学では週六日制が許可されている。そういうことを考慮されず、私学と比較されるのはどうか」という旨をおっしゃったそうです。この記事からもわかるように、決して週六日制に反対されていることはないのです。この記事を読み、私もいろんな矛盾を感じました。どうか週六日制復活を加えて改正案をご検討されることを希望します。			
	【FAX】 文部科学省が学校教育法の、改正、で、、教育の目標、に、、国を愛する態度、と、公共の精神、を入れる、としていることに、以下2点の理由で強く反対する。学校教育法は改、正、すべきでなく、現行法を維持すべきである。 1、国を愛する、か否か、という個々人の心に、行政が踏み込んではならない。 新潟大の成嶋隆教授は、2006年12月1日の参院教育基本法特別委員会で以下の趣旨の意見陳述をされた。 (1)戦前日本の「学校教育が天皇の発する勅令により規律された」という、勅令主義、を改め、戦後日本の教育法制は、「教育に関する事項を国会の制定する法律により規定すべきこと、そして教育行政はその法律に基づいて行うべきこと」を要請する法律主義の原則をとっている。 しかし、すぐれて精神的、文化的な営みである教育において、法律によって規律することが許されるのは、基本的には教育の外的事項、つまり条件整備の面に限られる。教育の内容や方法など、教育の内的事項と呼ばれる領域は、法による画一的な規制に本来なじまない。基本的には、日々の教育実践を踏まえて、教育界において自主的、自立的な討議、あるいは研究を通じて確定されていく。			
	従って、教育に対する立法の関与には、おのずと限界があり、改、正、教育基本法(案)第2条が数多くの道徳規範(徳目)を教育の目標として盛り込んでいるのは、教育の在り方についての立法の謙仰性という、教育条理上の要請に照らして、自主的、自立的に展開されるべき教育実践を法的に拘束することになってしまう。 (2)(旧)教育基本法の立法時の田中耕太郎文部大臣は、道徳の徳目などを公権的に決定することは、「国家の任務の逸脱」であると、述べている。改、正、教基法(案)第2条が、道徳規範を法定するのみならず、「態度を養う」と、法定された道徳規範に見合う態度まで求めていることは、思想および良心の自由を保障した憲法19条に違反する。国家が特定の道徳規範を公定することは、憲法19条の規範内容の一つである国家の中立性(早稲田大の西原博史教授の言われる、倫理的、道徳的な領域における国家の中立性(早稲田大の西原博史教授の言われる、倫理的、道徳的な領域における国家の中立性)という原則に反することになる。 2、国を愛する態度、の育成は、子どもたちに将来、重く危険な、自己犠牲、三死を強制する。改、正、教基法(案)第2条の三号・五号を、念のため、以下に掲げる。			

			_	
191	三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、 主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊 重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。		男	ライター
	2006年11月27日の参院教育基本法特別委員会で、自民党の岡田直樹議員の主張を受け、伊吹文明文科相は、「私たちが政府案を作成する段階で、自民党が作っている憲法草案との整合性も一応チェックをして、提出した」と答弁した。 伊吹文科相は続けて、2006年10月の自民党の"新憲法草案"前文の「日本国民は、帰属する国を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有する」を、「(改"正"教育基本法(案)の)第2条五項の『我が国を愛する態度』との文言で受けている」と明言した。 これにより、"愛国心"教育は"国防教育=国のために死ねる子ども作り"に直結する危険性を、以下のように、自衛隊の海外派遣(派兵)時にも拡大させている。			
	前記、自民党の"新憲法草案"は現憲法第9条2項を削除し、"第9条の2で"自衛軍"が海外での武力行使や集団的自衛権の行使をする文言を列挙している。岡田直樹氏がこれを紹介し、「憲法改正において平和主義や国際協調を堅持する、そのことと同時に、教育基本法(案)にもこの平和主義や国際協調が一層深められた形で書き込まれておると、思いますが、いかがでしょうか」と主張すると、伊吹文科相は、「先生の御指摘のとおりと理解してよろしいと思います。教育基本法(案)第2条五号は『我が国のみならず世界が平和に発展していくことを願い、そのために自らも貢献していく態度を教育の中ではぐくみたい』と、規定している」と、踏み込んだ。			
	改、正、教基法第2条五号は、、愛国心、の国家主義を、薄める、ため「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と規定しているが、伊吹文科相は、「無条件に他国を尊重するわけではなく、規律を持って行動をし、国際社会の秩序を守っていただく他国を尊重するということと理解したい」と答弁、日本政府が尊重しない国=、敵視、する国もある、というタカ派色に満ちた差別意識も露呈させた。→、敵視、する国を作り出すことは、戦争への道である。			
	以上から、改、正、教育基本法で政府・国家権力が求める、、国を愛する態度、を持って国に寄与させる子ども作りは、日本政府が周辺事態法の発動に伴って引き起こす。日本有事、時、政府が改憲後強制を謀む「国防の責務」に加え、イラクやインド洋(米国のアフガン攻撃)等、「海外での武力行使や集団的自衛権の行使時」も含むことが分かる。従って、、国を愛する態度、の育成が、政府・国家権力のために一人一人の命を捧げる、重く危険な、自己犠牲、三死を伴う内容だ、ということは明白である。			
192	・現在の学校に働く教職員の激務は目に見えています。これ以上職種を増やし、先生たちの仕事を増やすことは必要ないと考えます。ですので、反対です。	33	男	公務員
193	この職は不要と考える。理由は次の通りである。 教育の現場は一人ひとりの子どもに対して、授業や様々な活動の中で教員が直接 責任をもって行うものである。民間と違い効率や早急な結果を重要視してはならな い。その現場において新たな管理職を設けて職員の構成が重層化することは職場を 複雑化し、互いの情報を共有化することを妨げることになる。日々子どもに直接関 わっている教員の待遇の改善こそが教育現場を良くし、子どものためになるものと考 える。	44	女	教員

			1	
194	義務教育の目標に、「我が国と郷土を愛する態度」も入れようということのようですが、教育の目標はあくまで、「正しい理解」までにとどめるべきです。正しく理解した上で、愛するか愛さないかは各人の思いであり、それを教育で「愛する」方向へ強いようとするのは間違いです。ましてや今日の政府の流れを考え合わせると、国を愛することを強いて大戦に備えた過去の過ちを繰り返すことになるのではないかと大いに不安を感じます。子どもたちに「愛する」ことを強制しなくても愛してくれるような国づくりを、私たち大人がしていきましょう。義務教育の年限を現行制度どおり9年とすることを前提にするという点には賛成です。いわゆる「飛び級」は、一部の学力や能力だけを高めることに一生懸命になってしまう保護者や子どもたちを生んでしまう危険性があります。もちろん自分の得意分野の力を伸ばすことは意義のあることだと思いますが、人間として広くバランスのとれた成長をしていくことも大切にしなければなりません。「学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価をおこない」という点については、評価をおこなうことについてはよいことだと思いますが、教育というのは企業のたとえば売上のように結果が数値として表れ、それが評価されるというようなものとは異質なものです。教育の「成果」はすぐに目に見えるものとして表れるものではありません。有効な働きかけがすぐに子どもの変化として表れるとは限りません。子どもたちにいかに働きかけたか、いかにとりくんだか、に着目した評価を行うべきだと思います。「副校長」を置くという案に、疑問を感じます。学校現場は限られた教員数の中で子どもたち一人一人に応じた教育を行おうと奮闘していますが、十分にできているとは言えず、もっと教養数を増やしてもらえたらもっと子に応じた指導ができるのに、という思いをいつも持っています。しかし教育予算にも限りがあるからこれがぎりぎりいっぱいなのだろうなと思っていたのですが、「副校長」をくということは定数増になり、予算増を見込まなければいけないのではありませんか。もし、現在の定数枠の中から「副校長」をおくのだとしたら、反対です。授業をもてる教員が減らされたら、「個に応じた指導」に逆行することになり、確実に子どもたちにとってマイナスです。管理的な仕事をする職員のことばかり新たにおこうと考えるのではなく、直接子どもの指導に当たる教員を増やすことをまず第一に考えてください。	42	女	教員
195	現在国会において、教育関連三法案が提出されようとしております。これに関して中教審がパブリックコメントを募集しているようなので、私見を述べたいと思います。(1)まず、教育再生会議等で教育に関する様々な論議がなされていますが、現状の実態を本当にはわかっていないとしか感じられない論議の方向に、教育の現場では戸惑いと不安の声が日々広がっていることをお伝えします。『学校教育法』については現在の法律よりも、規範意識や公共精神の導入で、『公』が大きく強調されようとしています。しかしそれでは問題解決にはならないと思います。むしろ、子ども達の意思伝達能力を向上させたり、自他を重んじる感情を更に育成したり、自ら問題解決を図る力を育てたりという方向を優先すべきであると考えます。(2)学校評価については、私たちの関心と不安をもっともあおるものですが、まず現行の自己評価制度について再度検討することから始めるべきだと思います。この制度そのものが始まったばかりであり、これから更なる有効な活用が模索されるはずのものであるのに、このようなまさに朝令暮改の政策は、政府あるいは教育行政に対する不信感を現場に生じさせることになると考えます。また、安易に外部評価を導入して、外部にばかり気を遺い生徒が置き去りにされる現場が生まれはしないかとの危惧さえ感じます。さらに、先の不安感はこの評価におり、協力して生徒にしっかり目を向けた学校経営ができるような方向を模索すべきです。 (3)「主幹」「副校長」といった新たな職が設けられようとしていますが、これで問題解決ができるとはとうてい思えません。現在でも管理職をめざすあまり、生徒への指導なかなができるとはとうてい思えません。現在でも管理職をめざけるといこれで制造解決ができるとはとうてい思えません。現在でも管理職をめざけるという現状を、諮問機関や中教審のメンバーはどのくらい認識しておられるのでしよう。それに拍車をかけることになりかねないのです。美しい理想に基づいての机上の空論では、現場の抱える重く緊急な課題は何一つ解決しないと思います。地速に結論を急がす、子どもにとっての幸せとは何か、教育現場の記述といます。地速に結論を急がす、子どもにとっての幸せとは何か、教育現場の記述という現場で真剣に苦しんでいる教師達の望みは何なのか、そういったことに真摯に目を見開き、声を聞いて頂きたいと思います。中教審や教育再生会議がヒステリックになりエキセントリックになればなるほど、学校現場は萎縮し死に体になっていくのだということに早く気づいて頂きたいものです。十分な時間をかけた慎重な審議を切望いたします。	58	男	公務員

			1	
196	〇学校教育法について 「国を愛する態度」など「公」を押しつけるのではなく、自己肯定感の涵養や問題解決 カ・コミュニケーションカの育成などおよびその過程が最優先されるべきである。			
197	学校教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子どもや学校現場の抱えている課題は「公」の押しつけでは解決できない。おとな・教師・学校・地域・保護者が子どもを押しつけて指導できるならば、今のような課題はとうの昔に解決されているだろうし、社会的課題になっているはずがない。子どもたちも一人の人間として自分の考え・意見・欲求をもっている。押しつけではなく心が育たないと解決できる問題ではない。教育職の新たな職として、主幹・指導教諭・副校長を設置して教職員の上下関係を強化したり、学力テストを行い知識としての学力のみを重視したりすることは、一部のエリート(?)を生み出すかも知れないが、それ以上に犠牲になる子どもたちを生み出すことになる。国の方針の押しつけでは学校教育は決して良くはならない。	53	女	公務員
198	学校教育法の「改正」の方向について、和光学園教職員組合で検討の結果、次のように決議いたしましたので、お知らせいたします。慎重な審議をお願いいたします。教育三法の「改正」案国会提出に反対する特別決議案文科相の諮問機関・中央教育審議会が25日、安倍首相の強い意向を受けて、地方教育行政法など、いわゆる「教育3法」の「改正」に向けた異例の集中審議を行い、学校教育法「改正」案と教員免許法「改正」案の今国会への提出を決めた。また、地方教育行政法「改正」案についても今国会への提出を強引に諮ろうとしている。学校教育法「改正」案は、教育基本法の改悪で教育の目標とされた「わが国と郷土を愛する態度」や「公共の精神」を「義務教育の目標」に盛り込もうとしている。また、副校長、主幹を新たに置くとしており、石原都知事がはじめた教育現場の管理支配強化法を真似て全国に広げようとしている。 石原都知事による「日の丸・君が代」の強制などの強圧的学校教育への介入が行われている今、教育委員会が私学教育に関与できるようにすることは、知事が私学教育に土足で踏み込むことを許し、私学教育の破壊に道をひらくものである。新教育基本法第8条に、「助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」とあり、こうした私学への教育介入が私学助成をてこにして行われる危険性も強く、そのようなことになれば私学教育へのダメージはなお一層大きなものになる。今回の教育三法の「改正」は私学にとっては重大な危険性をもっており、私たちは強く反対することをここに決議する。	44	男	教員
199	意見:学校評価について意見を述べさせていただきます。学校評価につきましては、まずは、学校ごとの自己評価の定着や充実を図ることが大事かと思います。いたずらに学識経験者や、企業家などのその学校と直接かかわりのない第3者が外部から評価を行うようなことはその教育現場に対して失礼だと思います。その学校とともに研究を進めているいうなれば内側からの声こそ大切なのではないかと思います。また、その評価の仕方についてですが、たとえば全国的に統一した尺度で測ったり、取り組みの結果で評価するのではなく、その取り組みを行った過程を重視していくような評価制度が望ましいと思います。さらに、学校評価を教職員の評価や人事と連動させないようにしていただきたいと思います。以上、学校評価について意見を述べさせていただきました。	47	女	公務員
200	学校教育法の改正には反対します。 「国や強度を愛する」か愛さないかは個人の自由です。国家によって統制されるもの ではありません。国家は個人(生徒)の内心の自由を侵さないでいただきたい。	56	男	教員

201	改正に反対します。子どもたちは自分の可能性をのばすために学習しています。教育は一人一人の子どもたちのために行うものであり、国家の都合でおこなうものではありません。 改正では、こどもたち内心にまで踏み込むことになっています。教育にとって一番大切なものは自由です。改正はやめてください。	48	女	教員
202	「学校評価」について、年度当初それぞれの学校は教育計画を作成します。作った以上はそれを真摯に検証し、改善していかないと前進はないと思います。そこで、学校ですから、営利目的ではありません。なかなか、数字に表れにくいこともあります。偏差値だけを求めるのでしたら、それは、公教育とはいえないと思います。また、昨今の「いじめ自殺O報告」のことなど、学校現場では、教育委員会に報告すると学校(つまりそこに勤めている教職員)がだめなのではないかと思われる、地域からの信頼がなくなるなど、いろいろ考えてしまいます。評価ですが、子どもの姿で計っていただけたらいいのですが。この一年で子どもたちがどのように変容していったか、また、変容は少ないかもしれない、しかし、教師はこれだけの手だてをしてきた。これも評価していただきたいと思います。 子どもたちは一人ひとり個性があり、対応の仕方も違います。保護者の考え方も違います。それぞれです。 保護者や地域の人たちの中には、「うちの小学校は、テストの点が全国平均より下。でも、A小学校は平均より。所で、大変難しいことです。もしかしたら、教師の中にも、「B小は、子どもも荒れてるし、保護者もすぐ文句を言いに来る」「B小には行きたくない。行ってもすぐに変わるう。」などと考える教師もあらわれるかもしてません。評価することはとても大切なことです。努力している学校、教師が保護者、地域から批判されるような評価制にならないようにお願いします。	41	男	公立小学校 教諭
203	・意見 学校教育法の義務教育の目標に関する規定の新設案についてご意見いたします。ここに付加されている「規範意識」についてですが、例えば一番初めに出てくる「自主・自立および協同の精神」と比較すると、次元の差を感じます。規範意識に基づき社会の形成に参画する態度となるわけですが、なぜその規範意識が大切なのか、そこを考えなければ、規範意識は生まれないと思います。そのためには「自主・自立および協同の精神」が元となります。従って、「規範意識」は前者に基づくもの、包含されるものと考えられます。ここで「規範意識」という文言を挙げることは、読むものに短絡的な規範意識の植え付けを助長させるものとなるでしょう。規範意識を身につけるためには「確立した個」があってこそです。この項での「規範意識」について違和感を感じます。 さらに同じ項で登場する「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する的に同じ項で登場する「公共の精神があるからこそ主体的に社会の形成に参画するわけで、元となるもの(公共の精神)と目的(社会の形成に参画する態度」にもおかしさを感じます。公共の精神」と目的(社会の形成に参画する態度)が不自然な形で表記されることとなります。このたび盛り込まれた「規範意識」「公共の精神」について無理に入れ込んでいるような印象を受けます。「公」に重点を置いていこうとする態度が見受けられますが、現在の社会状況、または子ども達のかかえる課題を解決するためには「公」を考えを押しつけるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が優先されるべきであります。以上ご意見申し上げます。	36	男	教員

204	(2)「学校教育法」の「改正」については、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」や「我が国の郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、一定の価値観を強制し、国家道徳の強化を企図する「国家に従順な国民づくり」をねらいとするものであり、一層子どもや教職員を縛り、追い詰めるものです。学校の評価については、これまでも各学校において地域や保護者の声も取り入れながら、次年度への改善につなげるためのものとしてとりくまれてきました。しかし、「改正の方向」では、具体的な明記はないものの国の「評価基準」などにもとつく画一的な外部評価を押しつけるものであり、教育現場への不当な介入を許し、自主的な学校運営や教育活動が歪められることになることは明破です。評価は全国画一的な基準によって行うものではなく、各学校が地域・保護者・子どもの意見を聞きながら自主的・創造的にとりくまれてきたことから、新たな制度の導入は必要ありません。また、副校長・主幹・指導教諭の新設は、職制を増やすことによって教職員の管理統制を強化するものであり、教職員を差別・分断し、民主的職場を崩壊させるものであり、導入に反対します。	35	女	教諭
205	1. 論点 職務分析を行わず、副校長やその他の職を新設することの無駄であり、更なる多忙化の恐れが懸念される。 2. 具体的な意見 現在でも、暇をもてあましている校長がいて、教諭では職務遂行が困難な結果として管理職になっているケースも多い中、管理職や校長を補佐する職や制度をつくれば、さらに仕事をしない人間を作り、そこに高額の給料を払うという経費(税金)の無駄遣いをすることになる。新たな職や職階級を作れば、人員の補充や職給の補充が必要でそれも無駄遣いで、逼迫した地方行政をさらに悪化させることにつながる。また、管理する職階級を増やせば、さらにまた無駄な学校運営が拡大され、多忙化することは現場にいる私たちは身にしみて感じています。例えば、教頭が専任化した現在、教頭の職務は地方行政(教育委員会)の手先のようになっているため、学校の教頭職としての職務ははなはだ果たせていないのが現状である。よって、職務分析をしないままでのかかる制度の導入など現場には合致しないことを現場からの強い意見とします。	44	男	教職員
	1. 論点 職務分析を行わず、副校長やその他の職を新設することの無駄であり、更なる多忙化の恐れが懸念される。 2. 具体的な意見 現在でも、暇をもてあましている校長がいて、教諭では職務遂行が困難な結果として管理職になっているケースも多い中、管理職や校長を補佐する職や制度をつくれば、さらに仕事をしない人間を作り、そこに高額の給料を払うという経費(税金)の無駄遣いをすることになる。新たな職や職階級を作れば、人員の補充や職給の補充が必要でそれも無駄遣いで、逼迫した地方行政をさらに悪化させることにつながる。また、管理する職階級を増やせば、さらにまた無駄な学校運営が拡大され、多忙化することは現場にいる私たちは身にしみて感じています。例えば、教頭が専任化した現在、教頭の職務は地方行政(教育委員会)の手先のようになっているため、学校の教頭職としての職務ははなはだ果たせていないのが現状である。よって、職務分析をしないままでのかかる制度の導入など現場には合致しないことを現場からの強い意見とします。	44	男	教職員
207	全体及び基本的な考え方について ・教育において主体者は、子どもです。子どものための教育であることを第1番に目的、目標が設定されるべきです。すべてにおいて、教育を受ける権利が子どもにあることが明確になるように書かれるべきだと考えます。なのに、「こう育てなければならない」という大人の理論が先行されているように思います。	50	女	幼稚園教諭

				_
208	学校教育法の改正については、教育基本法の改正をふまえ、・「公共の精神」や「郷土を愛する態度」などを盛り込むことを提案されていますが、これは、価値観の強制につながるのではないかと懸念されます。一定の価値観を強制し、「国家に従順な国民づくり」をねらいとするものなのではないでしょうか。また、・学校評価などの規定を新設する・副校長や主幹、指導教諭を新設する ことなどを提案されていますが、画一的な外部評価を押しつけるものであり、自主的な学校運営や教育活動がゆがめられてしまいます。各学校が、地域・子ども達を見極めながらの、教育活動が行えなくなってしまっていいのでしょうか。さらに、教職員の管理統制を強化することになる、副校長や主幹・指導教諭の新設は、教職員を差別・分断し、民主的な職場を崩壊させるものです。教職員の管理は、教育の管理につながり、今言われている教育の崩壊をいっそう進めてしまうのではないかと、不安を禁じ得ません。一層、子ども達や教職員を縛り付け、追いつめることになる「学校教育法の改正」の提案方向に強く反対します。		女	
209	意見 78条2号関係 ・幼児期の学びは、まず自己肯定感・自尊感情を持つことが大切であり、これらが育まれてこそ、他者のことを考え、思いやるなどの人権を重んじられるようになるのではと思います。子どもの心の育ちの道筋からして、規範意識だけが書かれるというのはそぐわない。さらに、規範意識というのは「こう、あらねばならない」という形が先行するように思われます。これまでの道徳性の芽生えの方が、考え方、態度に至るまで幅広く捉えられているように思います。	50	女	幼稚園教諭
210	(1)義務教育の目標に関する事項について 目標に関して、一切の規定は不要。まず子どもを一人の人間としてその権利を尊 重し、健やかな成長を保障することが教育において最も重要なことである。ここに例 示されている目標は、子どもを管理するという視点で書かれており、子どもの権利条 約と相容れないものである。 →全面削除	33	女	団体職員
	我が国は科学技術とものづくりで成り立つ国でありながら、学校教育法の改正の方向では、技術または科学技術についての記述が見られない。 ・自然現象の科学的な観察と処理する基礎的な能力(第18条第6号) ・職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んじる態度、進路選択する能力(第36条第2号) 技術または科学技術を学ぶことは、必ずしも職業としての技術の学習だけでなく、全ての国民にとって基礎的な教養として必要である。またものづくりや情報技術の学習は、自然科学の学習とは違った学びである。今後の日本の行く末を考えた際に、学校教育法の中に、技術または科学技術に対する記述を追記するべきだと強く考える	42	男	国立大学助 教授
212	この法案の意味はなんでしょうか。いじめの問題などが今回の緊急の教育三法案の原点なのにでてきたのは、副校長を創設するなどの案です。学校現場から考えると今の学校には、授業をする先生の数がほしいのです。または、指導をきちんと継続できる先生がほしいのです。文部科学省の調査でもわかるように、校長の退勤時間が一番はやいのです。そこに副校長では問題解決につながるはずがありません。こんな法案は絶対いりません。	52	男	中学教員

213	意見「理解」について・幼児は年齢が低いことで個人差が大きいのが特徴です。それゆえ、幼稚園教育は成長過程(プロセス)にすることが大切です。「理解する」という言葉だけで表すと最終目的のみを重視することになることに懸念します。例えば、人へのかかわり、さまざまなことに興味関心を持つことのほうが重視されるべきです。また、小学校教育との接続にかかわっても、さまざまなことに興味関心を持ち、探究心をもって意欲的に向かうまたは取り組むまでにとどめるべきです。「理解」するのは小学校の学習においてだと思います。小学校教育との整合性を視野に入れて整理をしていただきたい。そうでないと幼児教育が知育偏重になっていまう恐れがあります。		女	幼稚園教諭
214	示された案においては、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」等が新たに盛り込まれているようだが、一個人の意識・考えをどの程度まで法で縛ることができるのか、慎重に検討する必要があると思われる。憲法においては、公共の福祉に反しない範囲での個人の権利・自由という枠組みがあるが、この点からみれば、案は踏み込みすぎではないか。子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、学校教育の充実・改革は言うまでもないが、それは「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」といった視点からの教育よりも、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成といった個々の自己実現と友人等とのつながりの深化をめざす視点からの教育が優先されるべきではないだろうか。いわゆる子どもの課題の原因を学校教育の課題のみに見い出そうとしているうちは、大きくバランスを欠くものとなってしまう。社会そのものの大きな変化は否定しようもなく、格差が大きな課題なってしまった現在、大人がどれだけ満足して暮らしているのかという課題に切り込んだ施策転換がないかぎり、子どものくらしが破壊され続ける。くらしが破壊される危機感・実感をもった子どもたちにこそ、ゆたかな教育が必要である。「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」といったものが重要視されるべきではないし、それらは自ずと子どもたちがそれぞれのスタイルで身につけていく実感・態度である。	41	男	公務員
215	意見 第78条4号関係 「自ら進んで言葉を使い・・・」とありますが、言葉だけを重視するものではないと考えます。最近は子どもの言葉環境としてアニメやメディアの影響を受けていて「きもい、うざい、チョー、死ね・・」等の刺激の強いことばにあふれています。言葉には、正しい言葉、美しい言葉や響き、書き言葉のなかにある行間を読み取る等をとおして、さまざまな言葉を知り獲得し、そこから豊かな感性や心情が育まれるのだと思います。さらに、それぞれの地方に方言があったり、昔話にあるような語りそのものが日本文化の良さであり、大切に継承していくべきものです。そのためにも、現行の学校教育法の目標にある「童話、絵本等に親しみ、対する興味を養う」という文言は残すべきです。	50	女	幼稚園教諭
216	意見「預かり保育」について ・現在、私立幼稚園を中心に預かり保育が浸透しています。しかし、年齢の低い幼児の視点で、(地域での幼児の遊びの環境、体力や心身の負担、保育所との長時間保育との役割の違い等)預かり保育のあり方、成果や課題について十分検討・検証されていません。その結果を受けて望ましい導入をすべきです。このような経過措置を行わずに規定すべきではないし、幼い子どもに対する対応ゆえに慎重に進めていただきたいとおもいます。	50	女	幼稚園教諭
217	副校長、主幹を設けることの意味について教えてください。教職員に格差を生むことにより、教師一人一人が教育実践を生き生きとおこなう環境を奪うことにはなりませんか?東京では、職員会議がなくなり、校長の意見伝達の場になっています。さらに、主幹を置くことにより、校長もしくは教育委員会の強制力を強めています。話し合う場すら与えてもらえない教育現場をみて、子どもたちは一体何を学ぶというのでしょうか。大人のやっている差別、いじめではありませんか。	30	男	教師

218	学校教育法の改正の方向について(初等中等教育関係)大旨良いと思います。いくつか、追加していただきたい事柄を報告いたします。我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、・・」とあり、これらを具体的表記する内容が第18条第3号以降に書かれてあります。そこで、是非とも、我が国の「産業」や「技術」と言う言葉を入れていただきたいと思います。例えば第18条第3号 家族や家庭の役割、生活に必要な「技術」の基礎的な理解と技能・第18条第8号 音楽、美術、「技術」等についての理解と技能第36条第2号「産業」や職業についての「技術」の基礎的な知識と技能、・などが考えられます。以上、ご検討よろしくお願い申し上げます。	45	男	教員
219	・意見 学校教育法1条の規定順について。子どもの成育に応じた規定順に改めて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校・・・とするべきだと思います。	85	男	無職
220	副校長他の管理、指導にあたる役職を増やす意向のようですが、明確に反対します。上意下達の方式が不幸な戦争を招いた、あるいは抑止できなかった原因の多くをを占めているというのは共通な認識ではないでしょうか。命を大切にと教えるはずが、大君の辺にこそ死なめとなってしまったのは、教員同士のフランクな批判がなかったせいです。「学校にもっと自由を、教育の創造性を生かせ」			
221	従来の学校教育法第1条の規定は、子どもの年齢や、学校種別の順序が様々混在しており、従来から発達年齢順の表記を望んでいました。たとえば、「学校とは小学校中学校高等学校、、、盲聾養護学校、および幼稚園」と羅列されていますが、小、中、高等学校は年齢発達順ですが、盲聾学校はしょうがい別の学校であったりするものの混在です。その最後に、およびとして幼稚園が位置づけられています。教育のあり方が、小学校以降と幼稚園では異なるものの、つながった教育機関です。学校の種別を幼稚園から子どもの発達年齢順に位置づけ、整理をすることが必要だと思われます。そのことにより、それぞれの学校が、関連しながら子ども達の教育の責任を担う意識も強化されるものと考えられます。よろしくご配慮お願いします。		男	幼稚園園長
222	「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに義務教育の目標として盛り込んだことは、子どもたちの自由な発想とそれを肯定する自己肯定感の涵養を「公」の力の押し付けにより、抑制されてしまうことを大変危惧する。「副校長」「結果・数値重視の学校評価」等、学校現場の実態を十分に踏まえ、拙速にとりくまず、慎重な対応を強く望むところであります。	36	男	公立学校教員
223	今日, 科学技術は社会に広く普及し, 社会生活はもちろん日々の家庭生活を支える必要不可欠な基盤となっています。そのことを鑑み, 学校教育法に規定する小・中学校目標規定の第18条第3号を「家族や家庭の役割の理解と生活に必要な科学技術を使用する基礎的な能力を養う。」に改めることが適切であると考えます。	46	男	大学教員

224	学校教育法の改正について反対する。 1. 義務教育の目標規定をあらためることに反対する。もともと教育の目的を法律で定めることには学者の間でも疑問の声があった。今回の文科省案は「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。目標規定を細かくすることになれば、それによって教育内容が縛られることになり、自由で創造的な教育の芽を摘む心配がある。教育の目的は「平和的な国家及び社会の形成者」を育てるとするだけで十分である。 2. 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化することに反対である。文科省の調査にもあるが、フィンランドでは教頭の配置されてない学校も多い。教員は教育を行うことが本務である。授業を持たず、子どもの教育に直接係わらない教員を増やすことは、PISAのテストで上位にある諸外国の調査を見ても明らかにマイナスとなる。すべての教員が授業を行い子どもとふれあうことから教育がすすめられなければならない。教育は子どもたちとの関わりが最も重要である。 3. 「副校長」についても上記の理由から反対である。学校教育は子どもとの関わりの中で進められるべきであり、極力学校の職員が子どもに係わることを推進しなければならない。「副校長」職を作ればますます、子どもとの距離が遠くなり、教育の協働性を疎外することとなる。 4. 学校教育は地域と保護者とともにすすめられるべきである。そのとりくみの支援が特に大切である。評価制度を導入すれば、学校は保護者や地域住民に評価されるものとなってしまう。地域の教育をともに作り育てる政策こそ求められなければならない。	44	男	教職員
225	学校教育法について意見します。、学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではないと思います。また、「結果・数値」ではなく「取り組んだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要と考えています。よろしくお願いします。	51	男	教諭
226	改正の必要性を認めない。その理由は、「社会の形成に参画する態度」「国と郷土を愛する態度」などは、本来、教育をうけたものが自らの判断で自らの進退を決定するべき範疇の属するものであって、これを目的として規定すること自体教育と相容れないものである。	58	男	教職員
227	副校長等の管理職の必要性はない。現在の学校に求められているのは、管理上の処理能力ではなく、子どもに対する適切な指導体制である。それには、現場教師の人員の確保こそ優先的に計られるべきものである。従って、ごまかし的に定数の是正を各地方自治体に任せ、30人学級の実現を先延ばしにしていることを改善すべきである。	58	男	教職員
228	学校評価についても、学校間の序列化を引き起こし、教育を受ける権利を著しく侵す ものとなり、導入しない方がよい。	58	男	教職員
229	・義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が優先されるべきである。・教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではない。・「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要がある。・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。	41	男	公務員

			r	<u> </u>
230	・意見「学校教育法の改正の方向について(初等中等教育関係)」に関して、以下の文言(『』で明記)を付加していただくよう意見申し上げます。学校教育法の改正の方向について(初等中等教育関係) 〇、義務教育の目標については、教育基本法に教育の目標に関する規定(第2条)が置かれたことを踏まえ、現行の学校教育法に規定する。小・中学校の目標規定(第18条及び第36条)を改め、例えば、・自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度(第18条第1号、第36条第3号)・生命、自然、『科学と技術』を尊重する精神、環境の保全『・エネルギーの持続的活用』に寄与する態度(新規・教育基本法第2条第4号)・ 我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化『、技能』を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、『相互・』国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)・家族や家庭の役割、『家庭や社会等の』生活に必要な基礎的な『技術の理解と適切な活用』(第18条第3号)・国語の正しい理解『・活用』と、『情報通信技術を適切に活用し、相互交流を行う』基礎的な能力(第18条第4号)・ 動量的な関係の理解と処理『・活用』、『情報科学に関する』基礎的な活用能力(第18条第5号)・ 自然や『科学技術社会における諸事象の』科学的な観察と処理する基礎的な『活用』能力(第18条第6号)・ 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣、心身の調和的発達(第18条第7号)・ 音楽、美術、『工作ものづくり』等についての理解と技能(第18条第8号)・ 『産業や』職業についての基礎的な知識を理解し、『技術を適切に評価し活用する能力、実体験や』勤労を重んじる態度、『社会的役割を自覚し自己実現をはかるための』進路を選択する能力(第36条第2号)	47	男	上越教育大学教授
231	私は全国高等学校長協会家庭部会理事長を仰せつかっておりますが、近年の社会情勢の中、高校生の置かれている状況からみても親となる教育の必要性、特にそれらの中心となるべき家庭科教育の重要性を痛感しております。そこで、高等学校に関する事項における高等学校の目標第42条の1~3号いずれかの中に親となる教育の文言を付加していただきたい。 (例) 〇 第42条1号 中学校教育の成果の発展拡充、豊かな人間性と創造性、国家および社会の形成者、親としての必要な資質 〇 第42条2号 将来の進路の決定、生涯生活設計、一般的な教養、専門的な知識、技術及び技能 〇 第42条3号 個性の確立、社会についての広く深い理解、家庭生活を自立的に営む力、健全な批判力、社会の発展に寄与する態度	57	男	都立高等学 校長
232	私は全国高等学校長協会家庭部会事務局長を仰せつかっておりますが、現職では、高等学校家庭科教育、教育行政、学校経営に携わっておりました。近年教育問題に多くの国民が注目している中、福祉、高齢社会、家族、環境、消費などの生活課題を直接的に取り上げる家庭科教育の重要性を痛感しております。そこで、高等学校に関する事項における高等学校の目標の中に次のような太字部分の文言を付加していただきたい。 〇 第42条3号 個性の確立、社会についての広く深い理解、家庭生活を自立的に営み、主体的に関わる実践力、健全な批判力、社会の発展に寄与する態度	65	女	65

233	く副校長その他の新しい職の設置に関する事項>校長先生や教頭先生は、その人物・人柄・教員としての能力などが優れている人がもともとなっているのではないでしょうか?その偉い人が学校にいるのに、さらに、また授業をしないような先生を増やさなければならないかよくわかりません。近くの学校でも先生たちは座る暇もないくらい一生懸命子どもたちに関わって汗を流している姿をよく見ますが、校長先生方は涼しい顔でゆったり過ごしているのではないでしょうか?あまりばたばたしている姿は見たことがありません。管理職の方々はたくさんの給料・手当をもらっているはずです。一般の職員よりもたくさん仕事をして当たり前だと思います。校長先生を助けるため、先生方を助けるため、ということでまたお金のたくさんかかる特別職を増やすのは、この財政難の時代にそぐわないのではないでしょうか?民間でも役員ばかりで実際に業務を担当しない人をたくさん雇用している会社はつぶれるのではないでしょうか?民間は今、非正規雇用者を増やしている時代ですよ。ですから、お金のかかる管理職を増やすのではなくて、本当に学校が大変であるというのなら、実際に現場で働ける人たち、講師を増やすなど、もっと子どもたちに関われる人を増やしていくべきではないでしょうか?どの世界も現場は大変です。	64	女	無職
234	学校教育法改正の方向について (1)義務教育の目標に関する事項 今の教育に欠けているのは規範意識ではなく、お互いの権利を尊重する人権教育であるので「人権教育」を入れていただきたい。	62	女	
235	義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感を育て、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきである。教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではなく、一教員として協働の立場を重要視すべきである。「副校長」については、職務分析を精緻に行なったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要がある。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評の導入を行なうべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。			
236	・義務教育の目標について 義務教育の目標に、規範意識、協働・公共の精神を規定するようにされているが、これらは、人権意識がその基礎とならなければ、形だけのものになってしまう。自主的・自律的なものにするためには、ひとりひとりの人権を大切し、尊重しあうことがまず先ではないでしょうか? ・学校評価について 学校評価は、家庭・地域と連携をし、開かれた学校づくりをすすめる中で行うべきものである。評価のための評価にならないようするべきである。拙速な評価制度の導入は、避けるべきである。 ・学校は、ひとりひとりの教職員が協力し、それぞれの立場から教育活動をすすめてきた。安易に職階を増やし、協力・協働の職場を壊すようなことは避けるべきである。	47	男	教育公務員
237	学校教育法改正の方向について 3. 学校評価制度について 学校評価制度は市場主義導入で本来の教育を損ねる心配がある。従って学校評価 制度に反対である。しかし、どうしても行うのであれば、評価者に当該学校の生徒を 加えるべきである。子どもの自主、自立を願うのであれば当然のことである。	62	女	なし

238	〈義務教育の目標に関する事項〉「自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度」「生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度」「我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度」とやたら態度ばかりが目立ちます。心と態度は一致するものなのでしょうか?強い力のある人たちに対しては、人は弱いので心では別のことを思っていても態度だけ合わせておこうとするのはみんな誰しも経験していることではないでしょうか?閣議のとき控え室に総理が入ってきたときに、すぐに立って敬意を表さないのはおかしいと指摘されたとたんにみなさん立つのが早くなりましたですよね。教育の目標が態度となると、態度を指摘され、態度を改めさえすればよいとはならないでしょうか?逆に態度さえ改めれば、心は育っていくのでしょうか?教育の目標に「態度」を入れるのはどうもなじまないような気が致します。	64	女	無職
239	教育職に新たな職として、副校長・主幹・指導教諭を法制化することにしていますが、 これは教育の現場にさらに階層を持ち込むものであって、反対である。	51	男	教員
240	日頃は、教育行政にご尽力いただいておりますことに敬意を表します。さて、学校教育法の改正についてですが、1. 学校種の目的及び目標の見直し等についての、(1)義務教育の目標及び年限に関する事項、義務教育の目標第18条1号の改正案と現行法を比べると「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、「公」に重点が置かれているように感じます。改正教育基本法の前文に『個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進』と謳っているように「公」だけでなく、「個人の尊厳」も併記すべきではないでしょうか。子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考え方も尊重しつつ、子ども一人ひとりの人権を大切にし、「自己肯定感」を養い、「自分は大切な人間なんだ」という想いから「周りの人も大切にしよう」「困った時には、みんなで知恵を出し合って、お互い様の気持ちで助け合って生きていこう」といった思いが育つと思います。もし、「公共の精神」が優先されるならば、辛抱強い人間は、より辛抱強く、不平・不満を口にすることができず、辛抱のできない人間は、抑圧されたり、学校・学級の社会からはじかれたりすることが懸念されます。そのような点からも、両方併記または、より具体的に「公共の精神」を明記すべきだと考えます。また、その他にも、第18条3号から第6号の改正案から、「日常生活に必要な」の部分が削除されていることについて、なぜその部分が削除されたのか、義務教育で日常生活に必要な知識や能力以外にどのようなことを教えようとしているのかについて、国民が納得できるようなご議論を国会の場で、行っていただきたいと考えます。	35	男	教員
241	日頃は教育行政にご尽力いただいておりますことに敬意を表します。 さて、学校教育法の改正についてですが、2. 学校の評価等に関する事項について は、公立の学校現場は、多様な価値観をもった子ども・保護者を抱えています。その ような中で、学校をよりよいものとして構築していくためには、一方的な価値観を学校 側から押し付けることなく、保護者・地域住民・教職員がそれぞれの立場から学校運営に参画していくことが大切だと考えます。そのためにも、学校の内部がよくわかっている教職員による学校評価の定着と充実が必要だと思います。その上で、保護 者・地域住民の方に学校運営に参画していただき、学校評価が、「結果」だけを「評価」としてとらえたり、教育の責任を教職員評価につなげることなく、様々な力の結集 した「取り組んだ過程」を大切にするような制度設計を望みます。	35	男	教員

242	・学校現場では職員の共同・協力が欠かせません。そんな職場に校長、副校長、教頭、主管、主任、指導教諭などが存在すると言うことは常に上からの目を気にして活動しなければなくなり、他人より評価を良くしようと、共同・協力体制を崩壊させかねません。この制度も現場のやる気をそぐものとなってしまいます。また、愛国心教育を行うことが重要なのではなく、愛される国を作ることが重要なのではないでしょうか。格差社会ができあがっているのは事実です。まるで「不満はあっても自己責任だから仕方ない。そんな個人のことで文句を言わず、愛国心を大切にし、国のために、皆さんのために黙って働きなさい。」と言うことが目的のような気がします。次に評価についてですが、教師の評価、学校の評価というのは長い目で見なければできないものだと思います。懸念されることは良い評価を得ようとして、部活動の加熱や、詰め込み式の教育を行い、結果が目に見えやすいものにばかり集中し、本当に子どもと接する事がおろそかになる事が懸念されます。さらに評価を導入するのであれば、誰もが納得する評価でなければ制度は崩壊します。しかし、教育の場で誰もが納得する評価なんてあり得ません。破綻することが見えていますので導入しないことを望みます。	46	男	教員
243	日頃は教育行政にご尽力いただいておりますことに敬意を表します。 さて、学校教育法の改正についてですが、3. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項については、「主幹・指導教諭」を管理職として法制化するべきではないと考えます。主幹・指導教諭の職務に「児童生徒等の教育を担当する」という職責を明記するならば、児童生徒の前に、教諭・主幹・指導教諭の立場の教師が並ぶことになり、管理職として位置づけると児童生徒への指導は、主幹・指導教諭の指導が優先されることになります。そのようなことが起こると、児童生徒または保護者の中に、主幹・指導教諭の指導は聞くが、教諭の指導は聞かないといったことが起こることが危惧されます。そのような、心配が学校現場で起こらないような制度設計をお願いします。 また、同じように「副校長」についても、改正案の中に、「校長から任された公務について自らの権限で処理すること」という内容が入っていますが、職務内容を精査し、現場において、「校長」「副校長」が同列の権限をもったり、意見対立を起こして、児童生徒・保護者・地域住民・教職員に混乱を招かないよう、導入について、慎重な議論をお願いします。	35	男	教員
244	学校の教育活動や学校運営に対する外部評価の導入を法律に定めるという内容がありますが、学校が保護者や地域住民に情報を提供するということについては、限界があり、極めて限られた情報をもとに評価されることになります。また、保護者は、当然のこととして自分の子どもに学校がどう対応したかということを基準に評価するものであり、客観的評価を求められるものではないと思います。また、現在すでに、学校の評価が、目に見えやすいもの、数字での情報化が可能なものによって行われている状況があります。そうした評価のための目に見える実績作りのために、生徒・教職員が振り回されているのが実態です。(なぜそうなるのかは、学校現場にいない方にも容易に想像できると思います。) 出速に学校評価を法律に盛り込むべきではないと考えます。	49	女	高校教員

- 義務教育の目標 第18条第2号について

従来の条文は、「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。」とあった。それが、「我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際強調の精神……」という内容を付加するとある。

意見①"正しい理解に導く"項目に「歴史について」が加わった。歴史認識に関しては見解が分かれているため、この言葉を入れることに疑問を呈する。単にその自治体や学校が選んだ教科書に書かれている「歴史」ということで納得することはできないので、この一節を加えるかどうかは、十分な議論をして欲しい。

意見②「伝統と文化を尊重し」という文言について。このたび、息吹文科相の要請で中央教育審議会会長に就任された山崎正和氏は、99年発足の「『21世紀日本の構想』懇談会」メンバーの一人として、「今後の日本は国際化と文化的な多様化を求められるはずだから、それを先取りし、促進するために、精選された義務教育の内容は、なるべく民族的・文化的に中立性の強いものが望ましい」と提起した。「中立性」の提起はまさに義務教育の本来あるべき姿を言い得ていると思われる。また、氏の2003年1月1日京都新聞紙上における評論に「無意識の生活習慣や趣味も過去に変遷を重ね、同じ国土のなかでも地域によって違っている。歴史の多様性はさらに顕著であって、アイヌや沖縄県人や帰化した外国人にとって、日本の閲歴はおよそ一つではない。明治以来の政府が歴史伝統を一元化し、国民の情緒的な動員を企てたことには、最初からむりがあったのである」とある。「伝統と文化を尊重し」という一文を入れることで、歴史伝統を一元化するような時代に逆行することがあってはならない。

意見③「我が国と郷土を愛する態度」を養う。この文言は現在の教育基本法に加えられてしまったが、そもそも教育基本法は十分に議論されずに改正された経緯を持っていることを忘れずに審議していただきたい。先の山崎氏は前出の京都新聞において、「国家は法と制度に明示されない、それ以上の価値への忠誠を国民に要求することはできない。暗黙の了解や習慣的な約束の強制は、家や村のなかでは許されても、国家と国民のあいだでは可能なかぎり排除されねばならない」としている。「可能な限り」排除していただきたい。根本の教育基本法にあっても、教える者と学ぶ者を向き合う現場へむけた「学校教育法」で規定しないことで教えるものもあると思われる。

二 義務教育の目標 第18条第3号について

従来の条文は「日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと」という端的な文言だが、改正案は「家族や家庭の役割、生活に必要な 基礎的な理解と技能」を養うとある。

意見④ 家族や家庭の役割は非常に多様なものである。多様であることを学ぶのはよいが、目標として規定することで画一化が危ぶまれる。憲法24条「家族関係における個人の尊厳と両性の平等」が侵されることなきよう十分に議論を重ねてほしい。法律に見落としてしまいそうなほど小さな一節が加わることで、今後のあり方に大きな変化が生じることを広く国民にも知らせ、是非を問うべきである。

三 義務教育の目標 第36条第2号について

245

これまで中学校に関する事項の中に納められていた「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んじる態度、進路選択する能力」が、義務教育の目標に。 意見⑤ 勤労を重んじる態度や進路選択する能力は、受験や学力テストなどで圧迫されている初等教育の現場をさらに重苦しいものにする。再検討をお願いしたい。

48 女 フリーライ ター

四 小学校、中学校に関する事項について

第17条の目的には「小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする」とある。これに「心身の発達に応じて、義務教育として行なわれる普通教育のうち基礎的なものを施す」という趣旨を規定するとある。第18条の目標には「義務教育の目標を基礎的な程度において達成するよう努めなければならない」という趣旨を加えるとある。中学校の目的の第35条に「中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする」とあるが、「そこに義務教育として行なわれる普通教育」という趣旨を規定する。また、36条に、目的実現のために、「義務教育の達成に努めなければならない」という趣旨を規定するという。

意見⑥ 義務教育の目標「……歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、 それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度……を養う」ことなどをさらにここ で強調する意図が見えるので、再検討を望む。

意見⑦ また、「基礎的な程度」とはどういう意味なのか。たとえば、教育現場の判断により、学習指導要領からはずれる内容の学びがあったとして、それを「基礎的な程度」ではないという判断が行なわれてしまわないのか。十分な説明が必要である。

五 学校の評価等に関する事項

「学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」という趣旨を規定するとある。

意見⑧ 評価の方法やその公開の仕方にもよると思うが、方法によっては教育現場に多大な負荷がかかるので十分に検討してほしい。

「学校は当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関し、保護者、地域住民 その他の関係者に対して情報を提供するものとする」といった趣旨を規定するとあ る。

意見⑨ 教育への監視、不当な介入にならないよう、十分、国民間でも議論を重ねて、規定の可否を判断してほしい。

総括的意見⑩ 教育基本法は十分な議論がなされないままに改正されたという印象がある。しかし、教育現場のあり方を具体的に決定する学校教育法はそのようなことのないよう、たとえば、この文言を変えることで、将来どのようなことが起こるのか、ときにシミュレートしながら、十分な審議を進めていただきたい。

1. 学校種の目的および目標の見直しに反対です。

学校教育法に「義務教育の目標」をつくり、そこに「愛国心」などの20の徳目を盛り込むことで、教科書に「愛国心」などの徳目にそった内容が登場することになります。国が「これがよい人間だ」と決め、それを子どもに押し付けることは憲法の「思想良心の自由」に反します。

子どもたちは「国家および社会の形成者」として育てるのではなく、「人格の完成をめざし、」「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育」の結果として、「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民」になるものです。

246 2. 義務教育の年限について

「義務教育の年限に関する規定が・・・・削除されたことを踏まえ、その趣旨を学校教育法に記してはどうか」とありますが、9年間の教育を受ける前に子どもを学校から締め出すことにつながりかねません。

3. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項について反対です。

すでにこれらを導入している東京では、「直接子どもと接する先生を増やさないで、管理職ばかりふやしても教育はよくならない」との声が保護者のみなさんや現場教職員からあがっています。子どもにとってはどの先生も自分を指導してくれる大切な先生であるにもかかわらず、この制度が導入されれば「僕の担任は『指導教諭』」、「私の担任は『一般教諭』」となり子どもが差別感を感じることになり、教育にとって百害あって一利なしです。

247	「学校教育法」について ・義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感や涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が優先されるべきであると考えます。 ・教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと思います。 ・「副校長」については、職務分析を細かく行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があると考えます。・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではないと思います。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要だと考えます。	49	男	公務員
248	教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を導入するという考えのようですが、その際にその職を管理職とすべきではないと思います。なぜなら管理職とした場合、他の職員と対等な立場でなくなるため、発言に命令色が強くなることが考えられます。確固とした命令系統を作りたいのであれば別ですが…。 職場の中の管理職の強さは、そのまま学級経営の管理職の強さに現れます。管理職・統制職を強めた学級には、現在問題となっているいじめ・不登校等の問題が頻発することになります。	46	男	公務員
249	「副校長」については、現在の校長・教頭の職務分析を精緻に行った上で検討する 事項と思われます。管理職に対して詳細なアンケートを実施し、教育現場の実態を 十分に踏まえた上で慎重に対応する必要があると思われます。	46	男	公務員
	私は日本産業技術教育学会の会長です。 (http://wwwsoc.nii.ac.jp/jste/index.html) 学校教育法の改正について、伊吹文明文部科学大臣宛の要望書を2月16日に日本機械学会と日本産業技術教育学会の連名で提出しました。この要望書の内容が学校教育法の案に反映されていないことが判明しましたので、ここに、日本機械学会の了解の元に同じものを提出します。要望事項学校教育法における「教育の目標」の中に、下記の目標を明示されることを要望いたします。 (1)現行の学校教育法第18条(小学校)において、「身の回りの技術を適切に活用する能力を養うこと。」 (2)現行の学校教育法第36条(中学校)において、「日常生活を取り巻く技術の基礎を理解し、適切に評価・活用する能力を養うこと。」 (3)現行の学校教育法第42条(高等学校)において、「日常生活や産業における技術を理解し、適切に評価・活用・発展させる能力を養うこと。」 要望の趣旨 現行の学校教育法は昭和22年に制定されてから半世紀以上が経過しました。そ			
250	現行の学校教育法は昭和22年に制定されてから半世紀以上が経過しました。その間、これを基にした教育施策や国民の勤勉さなどに支えられて、日本は目覚しい発展を遂げ、先進国の仲間入りを果たしています。この発展の基礎は子どもの教育にあり、これを導いた学校教育法の役割には多大のものがあります。その間、科学や技術の成果が身の回りを取り囲み、豊かな社会を実現させてきました。しかしながら一方では、技術に関わる事故や環境問題等、半世紀前にはなかった社会不安等が生起しているのも事実です。このとき、技術の成果を感情的にならず、根拠に基づいて判断できる国民が必要とされる時代となってきています。このような社会においては、科学や技術の基礎を理解し、技術を適切に評価し活用する能力が求められます。	63	男	大学教授 (日本産業 技術教育学 会会長)

	また、技術創造立国を標榜している我が国においては、科学や技術の発展は極めて重要であり、その基盤を形成する人材の育成にあたっては技術に関する教育が必要不可欠であると考えます。 科学技術については理科教育や技術教育が関わっています。理科は本質を追及し、理解することを目標にしていますが、技術はそれが必要とされる条件の下で最適な解を求め、具現化を図ることを目標にしています。この最も適していると考えられる解を創意・工夫でもって具体的に導き出す能力は、ものをつくる過程だけではなく、世の中で生きて行くためにも必須と考えられる重要な能力であり、このような能力を育てることが技術教育の重要な目標の1つでもあります。現行の学校教育法においては、小学校段階における目標が具体的に示され、それを土台として中学校、高等学校段階等での目標が概念的に記述されていますが、いずれの場合も「技術に関する教育」について明確には触れられておりません。以上のことから、新しい学校教育法では、是非とも「技術教育についての明示」を要望します。			
251	現行の「教育の目標」は、小学校が「自主及び自律の精神を養う」、中学校が「公正な判断力を養う」、高等学校が「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努める」となっている。 これらの目標を変える必要はないはずであるが、危惧されるのは、今回改められた教育基本法の中に盛り込まれた愛国心をはじめとした道徳規範に関わっての改変である。 これらの道徳規範が基本法の目標としてそぐわないことは成立以前から指摘されていたことだが、これらの道徳規範を前面に押し出していけば、国が国民の心の中まで管理・統制し、国のための人づくりが過剰に推し進められていくことになる。それは民主主義の破壊につながるし、憲法に違反することである。 従って、「教育の目標」は現行通りで良しとし、これに関連する学習指導要領改訂に対しても、その内容において違憲性のあるものにならないようにしなければならない。	60	男	団体職員
252	教育現場にこれ以上の管理的職は不要である。 新たな職を設ける目的が、子どもたちに目を向けられたものではなく、校長を初めとした学校経営に重きを置いたものになっているからである。まるで、利益の多くを役員や株主に振り分け、末端で誠実に実働している社員には配分を低くしている某企業のやり方のようである。 校長を補佐するのは教頭で十分であり、大規模校では複数制にして対処している。教頭は、一方で教職員の代表的存在として校長に具申する立場であり、さらにその下に主幹なるものを置けば、その教頭としての存在意義が薄らぐ。校長、副校長、教頭、主幹、(指導教諭)、一般教諭となる縦のつながりが強化されることはあっても、子どもたちの発達向上には縁が薄いものとなる。子どもたちから目をそむけ、格上のポストをめざす教師が増えて来ることは火を見るよりも明らかである。 指導力に優れた教員が子どもたちの前から早々といなくなるようなやり方はすべきでない。学校が能動的に動くためには、管理職のポスト増ではなく、30人学級にするなど子どもたちの成長に丁寧に関わる人的措置をとることである。	60	男	団体職員
253	学校において、教職員のチームワークや直接子どもに接する教職員の現場での判断や対応が大変重要である。そこに、管理的な側面はなじまない。主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えている。	43	男	小学校教員
254	『副校長』など新しい職の設置についての意見:仕事の内容が、上の管理職の補佐とするとは、上意下達であり、学校態様の活性化、特色ある学校づくりという文科省の方針に逆行する恐れがある。それより、教職員定数を改め、フレッシュな教職員(頭の柔らかい)を増やしたほうがよいと思います。	56	男	元中学校教諭

			1	
255	1. 義務教育の目標について、「態度」をいれることは、どういう態度が目標達成と評価できるのかという、評価者の価値観、思想信条に関わってくる。現実に東京都でみられるように、「日の丸」「君が代」に対する態度が、一定の価値観、思想で強制される事態が起きている。この国を愛するが故に、「日の丸」「君が代」には反対で、「君が代」をうたわない「態度」もある。君が代を歌わない態度こそ、本当にこの日本を愛する態度だということを、憲法や人権規約も保障している。よって、評価のできない目標を入れるべではないし、入れることは間違いである。少数意見の思想信条も保障するのが憲法であり、思想信条に関わる人の態度を法律に入れてはならない。2. 学校の評価等に関する事項についても、法律に入れる必要はない。なぜなら、ほとんどの学校はもうすでに実施していることである。今の学校の問題は、こんなところにあるのではない。保護者の願いは、安全で安心、基礎学力の保障である。そのために必要なことは、欧米なみの30人以下学級の実現などで、一人ひとりに行き届いた教育を実現することである。学力の保障は、学力テストの競争ではなく、日々の授業の充実である。そのための教員の持ち授業時数の削減である。現在の多忙状況で、学級担任によくんどできない現状がある。それは、文科省の勤務実態調査でも明らかになっている。勤務時間内に授業の評価反省と明日の授業の準備ができるようにすることこそが、現在の学校をめぐる様々な問題を解決する鍵である。いくら「評価」をいれても、現在の学校状況では、お金と人と時間が与えられなければ、学校と教職員を追い詰め、過労死を招くものにしかならないだろう。 3. 副校長その他の新しい職の設置に関する条項について、入れることに反対である。なぜなら、それを入れることは、現在の学校現場をもっと多忙にし、返って大きな困難をもたらすことは予想されるからである。いま、学校現場に必要なのは、前項の2に述べたように、時間とお金と人である。決して新しい職をつくり、学校を階層化は、それを困難にし、教職員の創意と工夫、やる気を失わせるものになるだろう。いったい、何を考えてのこうした階層化なのか、私にはさっばり分からない。これを実践した教育が生まれるだろうか。学校現場と教育の本質を知らない教育行政に私は心からの怒りを覚える。学校現場と教育の本質を知らない教育がのに私は心からの怒りを覚える。学校現場と教育の本質を知らない教育が関いるいもに表に関すないまがよれるいらのないまに対しているとは、と言とは表が生まれるだろうか。		男	小学校教員
256	今、子どもたちに必要なのは、自分を認めてもらえること、自己の存在を肯定できること、です。そのような観点からのアプローチがない中で、「規範意識「公共の精神」を優先しても反発を招くだけだと考えます。	47	男	中学校教諭 (休職中)
257	副校長、主幹、指導教諭等は、必要ありません。職員室の中に上下関係があると、様々な意見交換ができません。これは、効果的な学校教育を阻害するものです。「いじめ」「未履修」等の問題は、「学級にいじめがある」、間違っていることを「間違っている」と言えなかった職員の人間関係に起因している部分も否めません。学校に新たな職を設けるよりも、一人でも二人でも多く定員増を図ることが、これらの問題の解決につながる近道だと考えます。	37	男	教員
258	改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、このような「公」の考えを押し付けることでは、現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が大切なことであり、優先されるべきことであると考えます。 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではありません。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	58	男	教員

259	学校評価については、まずは、学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。	52	男	教育公務員
260	「初等中等教育関係」の「(1)義務教育の目標に関する事項」第2項の目標規定の、3番目に「わが国と郷土を愛する態度」とありますが、国や郷土を愛するか否かというのは個人が自らの信条において決めることです。法で個人の信条を変えられるものではありませんし、規定すべきものでもありません。	41	男	デザイナー
261	「初等中等教育関係」の「(5)高等学校に関する事項」第3項の、1番目に「国家及び社会の形成者として必要な資質」、3番目に「社会の発展に寄与する態度」とありますが、これは個々人が国家や社会の部品であるという考え方であり、個々人の権利を無視したものです。よって上記部分の削除を求めます。	41	男	デザイナー
262	義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込むことが検討されているようですが、現在の社会状況や学校現場が抱える諸問題を解決していくため方策としてそれが妥当なのでしょうか。 「公」に重点をおいた目標になると、つい最近の文科大臣の「人権メタボリック症候群」発言から垣間見られるような、更に「人権」を軽視する風潮を生むことになりはしないでしょうか。 21世紀は「人権の世紀」だと言われています。「公」の精神を重視することで多くの人権侵害が行われてきた過去の歴史を反省することから、その考えが生まれてきたのだと思います。 「『個』を大事にする」ことを根底にした教育(今の教育現場でさえ十分とは言えません)をさらに推し進めることが、人権を大切にし、一人一人が尊重される社会、公共の精神を大切にした社会が構築されるものだと考えます。	48	男	教諭
263	学校教育基本法の改正の方向について(初等中等教育関係)であげられている、以下の項目に関連する領域での研究・教育に従事しているものとして、意見を述べさせていただきます。 ①「家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能」 ②「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣、心身の調和的発達」 ③「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んじる態度、進路選択する能力」人は生まれ育ち老いて死んでいきます。その生命の営みを、人生としていかに全うするか、学校教育の現場で、人生の営みをどのように教えるのか、「生きる力」が問われるようになったのは、いきいきと生きる(ライフマネジメント)、生命の再生産(次世代育成)生活の再生産(ワークアンドライフバランス)の能力の低下が、少子化などの社会問題を引き起こしているからだという点は大方の同意を得られるところと思います。自己決定が人間の可能性を引き出すと、規制改革がすすんでいます。しかし、自己決定し、社会的責任を担う、生活主体形成の方法が、すなわち何を基準にライフ(生活・人生)を営むのか、生きる目標を明確につかむには、社会は流動的で刹那的です。現代日本人は、生きる目標を定めるための生活基盤、帰るところ:すなわちホームを失ってきています。足元を固めず旅にでて帰る港を見失っている観があります。家の政(いえのまつりごと)を行う人材を育てるのが家庭科です。家政のギリシャ語の語源は、家の掟(オイコス=家、ノモス=掟・ルール)です。社会の中で自分の生活の糧を獲得するために、自分自身の生活を規律し、信頼の出来る基本的な人間関係を家族・家庭として構築していくこと。衣食住の知識・技術は単に切り売りの情報ではなく、人間が社会で生きていくための能力開発、基礎力を培うところです。私は、金融教育の実践していますが、従来の枠に閉じこもった金融教育では、単にマネーゲームになってしまいます。そこで、金融を女性農業者の食育・地域コミュニティ再生能力と関連させながら行っています。金融を食と農業や地域の視点で語ることで、学生は金融の意味を考え直すことができます。家庭科を中心に、家族家庭、地域・職場と学校教育の関係を今一度再確認する必要があると考えます。以上	52	女	大学教授

264	「我が国と郷土を愛する態度」という「愛する」とはどういうことか内容が不明確だ。ことさら教育において「愛する態度」を育てなくてはならない必要性はない。むしろ人々の生活が物心両面において豊かであれば、つまり政治・社会に矛盾がなく平和で自由で民主的な暮らしができていれば、「国」と「郷土」を愛するのは自然の結果である。逆に、自由にものが言えず、強圧的・専制的な施政に苦しめられ、平和でも自由でも民主的でもない社会や暮らしになれば、「国」と「郷土」を愛することなどとてもできないだろう。この条文を教育の目標に入れるということは、そのような暗く貧しい政治や社会になることを想定して、無理やりにでも学校教育で「愛する」ことを教えなければならないということを含意するのだろうか。	51	男	高校教諭
265	「副校長その他の新しい職の設置に関する事項」に副校長、主幹、指導教諭という新しい職制を導入する考えには反対だ。管理職・中間管理職を増やす余裕があるのならば、現場で直接生徒を指導する本務教諭をもっと増やすべきである。クラススケール(学級規模)を小さくするのがいじめをなくし、学力を高める必須条件であることは国際的にも明かである。クラス数に見合った教諭の数を確保することがいちばん大事なことである。	51	男	高校教諭
	1 学校種の目的及び目標の見直し (1)義務教育の目標に関する事項 ○義務教育の目標に関する事項 ○義務教育の目標については、現行を改め、例えば、	60	女	小学校 校長
267	今、学校に必要な職種は直接子どもの指導に携わる教諭職です。35人学級・少人数指導など、一人の教師が向き合う子どもの数を減らすことが、有効であることが実践として証明されています。なのに、なぜ「副校長・主幹・指導教諭」なのでしょうか?そのようなポストがおけるのは、格差の頂点にある東京など一部の自治体であり、大多数の地方自治体には余裕がありません。仮にそのようなポストをおく財政力があるのなら、こどもたちに直接向き合える教員を増やすことにあてるべきです。文部科学省の皆さんには、是非地方の公立小中学校が今、どのような課題を持ち、悲鳴を上げているのか(特別支援を必要とする子どもの増加、一人の教員が抱える仕事量の激増、多様な保護者対応の困難さ、など)真摯に耳を傾けてください。それを怠れば・・・、この国の行方は悲惨なものになるでしょう。	43	男	教員

268	昨年、国民多数の意思を無視して、日本国憲法に違反する「新教育基本法」が強引に制定されたことは、まことに遺憾であります。しかも今、それに則る教育関連法案の制定をすすめる動きは憂慮に堪えません。空前の速度で中教審答申を作成するのは、この短期間の意見募集と共に、「民意を聞いた」アリバイ工作に過ぎぬ営みです。昨年、国会で明らかにされた「やらせのタウンミーティング」とそっくりの構造ではありませんか。第二次大戦敗北の反省から、「平和国家、民主国家、文化国家」として再建すべく、日本国憲法と教育基本法は制定されました。時代の制約からその条文の語句に至らない部分はありますが、永年の国民の努力によって豊かな解釈も蓄積されてきました。そうした真摯な営みこそ尊重されるべきです。標記の法案の、家庭・家族・「日本の歴史」強調の復活によって、学校が再び、あるいは戦時中以上の訓育・訓練の場になりかねません。伊吹文科相のいう「日本社会は人権メタボリック症候群」どころか、「子どもと教員の人権」こそ、緊急に保障しなくてはなりません。 改めて現在の「新教育基本法」に則る教育関連法案制定、特に学校教育法改正の撤回を求めます。	71	女	無職
269	副校長や主幹などの管理職ばかり増やしても、子どもたちへのきめ細かな対応にはつながりません。一人ひとり多様な子どもたちの心に近づき、寄り添う人を子どもたちは必要としています。「規範意識」や「公共の精神」を押しつけてみても子どもたちの心は育ちません。教職員の数を増やして、子どもの気持ちを聞き取って、初めて心が育つのだと思います。管理職を増やして教職員の管理を強化したり、子どもに意識や精神や態度を強要するような、上からの押しつけを強化する学校教育法の改正には反対です。	51	女	教員
	1. (1)義務教育の目標に関する事項 ○の2つ目・の4つ目 ・家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能(第18条第3号) →「家族や家庭の役割、衣食住、消費・環境などの家庭生活を中心とした人間の生活に必要な基礎的な知識理解と技能」にしていただきたい。 その理由は以下の通りです。 これに関して、専門委員会でも現状分析の中で、生活的自立のできない人が増加していること、衣食住、消費・環境などの生活を主体的に創造することができない人が増加している問題点があげられました。中でも、食生活の乱れを中心として、消費者問題・環境問題等、人としての基本的な生活ができていないことが重要な問題として指摘されました。 貴案の「生活に必要な」と言うことではやや漠然としており、生活の内容を具体的に示すことにより、教育として効果を上げることができ、子ども達の人間形成に寄与すると共に、今日の社会的問題の解決に貢献できるのではないかと考えます。	60	女	大学教員
271	人間の発達段階に応じた教育を進めると同時に、幼児期の教育を大事にすることを明確にするため、第1条の学校種の並びにおいては幼稚園が最初にくるよう、その順序を改めていただきたい。幼稚園が学校教育のスタートであることを広く理解、認識していただくためにも必要なことと考えます。	56	男	私立幼稚園 園長 寺院住職
272	学校教育法は、教育基本法の次に位置付けられる重要な法律です。教育基本法が、国民の「慎重な論議を」という世論を無視するように拙速に変えられたのには、「本当にこの国は教育をまじめに考えているのだろうか」と情けなく思いましたが、「学校教育法」改正が拙速に過ぎる気がします。パブリックコメントの期間も短すぎます。文科省は教育にかかわる府としての専門性で、毅然として内閣に対応してくださることを願っています。慎重審議をお願いします。さて、学校教育法の内容ですが、現在の子ども・教育現場の深刻な問題を解決するためには、「公」の考えを焦って押し付けても効果がないと思います。それどころかますます教師と子どもの、あるいは家庭と学校の距離を大きくするだけです。それより、日々子どもとともにいる教員が、臨機応変に学習内容や指導を創意工夫する権限が担保されるべきだと思います。国として統一的な内容を法で規定していくことは、たとえそれがどれだけ正しい内容であったとしても現場との乖離を生みます。学校現場を守るひとり一人の職員を信用して(信用できるシステムをつくり)その地域、その状況、その子に合った教育が各所でなされることが、ひいては日本の教育を活性化すると考えます。	52	女	パート

273	「改正の方向」のすべてに反対である。 1. 学生・生徒・児童の内心の自由を侵害して国民の"こころ"の国家主義的統制を図り、教育機会の不均等を拡大・固定化することをねらう改正教育基本法にもとづく、「学校種の目的及び目標の見直し」にすべて反対である。改正教育基本法が「大学」条項を設け、大学の目的に社会の発展に寄与する」という語を入れたのは、大学を国策の道具にし、学問の自由と大学の自治を破壊して国策の道具に組み込もうとする意図であり、それはむしろこの国の「知」の衰退と空洞化を招くものである。学問の自由、大学の自治は、改正教育基本法が規定するように「尊重されなければならない」のではなく、憲法に基づき全面的に「保障」されなければならない。 2. 高等教育機関における「学校の評価及び情報提供関係」、「大学等の履修証明制度の創設関係」は、それぞれその目的や根拠が明確にされておらず、拙速に法案に盛り込むべきではない。 3. 初等中等教育関係の「副校長その他の新しい職の設置に関する事項」は、学生・生徒・児童の内心の自由を侵害して国民の"こころ"の国家主義的統制を図り、教育機会の不均等を拡大・固定化する改正教育基本法のねらいを責徹するために、校長を中心とする学校管理体制を強化し、教員の序列をつけて教員を競わせ、また校長を支える管理職を増やして学校の管理強化と教員の統制を目的としている。こうした管理強化は、教育現場の諸問題の解決どころか、いっそう深刻化させることにつながるものであることは明らかである。問題解決のためには教育および教育者の自主性や創造性を最大限保障していくことが3. 意見募集期間がわずか7日間というのは不当な短さである。国民の声を広く聞こうとする姿勢ではなく、「意見を聞いた」という装いを形式的に取り繕うためとの批判を免れ得ないものである。行政手続法では、命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案について30日以上の期間を設けて「広く一般の意見を求めなければならない」こととされており、行政手続法に該当する案件については最低限である30日の意見聴取が行われている。この趣旨は「広く一般の意見を求め」ようとするのであれば、最低30日は必要であるということを意味している。今回の『『学校教育法の改正の方向について』に関する意見募集」は「任意の意見募集」であるが、行政手続法に比してあまりにも短い意見募集期間の設定は改めるべきである。	60	男	大学教授
274	(1)義務教育の目標に関する事項にある、「家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能」(第18条3号)、「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣、心身の調和的発達」(第18条第7号)、「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んじる態度、進路選択する能力」(第36条第2号)などを養う趣旨は賛成である。これらの趣旨に関わる基本的な生活習慣・態度の習得、生き方にかかわる価値観、技能の習得は現在家庭科教育で扱われている。しかしながら、受験科目との競合や家庭科の本来の教育目標の認識不足から、十分に家庭科教育の効果が上がっているとは言いがたい。家庭科の重要性と必修の継続及び時間数の確保が必要であることに留意され、規定の趣旨が実行されるように要望したい。同様に、(5)高等学校に関する事項にあげられている第42条第1号、2号、3号の趣旨についても賛成であるが、規定を具体的に実行する方策を確保いただきたい。こちらも、既に家庭科の内容で扱われていることであるが、とくに生活経営・生活設計の視点の重要性が実行の鍵となると考える。以上の趣旨に加え、あるいは、健全な生活、将来設計に必要な知識・技能の習得のためには、金銭教育や消費者としてのあり方(環境問題への対応を含む)など消費者教育の必要性についても規定の事項として盛り込むことを要望する。	52	女	大学教員

275	学校教育基本法の改正の方向について(5)高等学校に関する事項 現行規定(第42条)をもとに、例えば、中学校教育の成果の発展拡充、豊かな人間性と創造性、国家及び社会の形成者として必要な資質(第42条第1号)・将来の進路の決定、一般的な教養、専門的な知識、技術及び技能(第42条第2号)・個性の確立、社会についての広く深い理解、健全な批判力、社会の発展に寄与する態度(第42条第3号)などを養うといった趣旨を規定してはどうか基本的には賛成ですが、家庭科教育に関係するものとして、次のような論点もご検討いただきたお願い申し上げます。「生活者視点の重要性 ワーク アンド ライフバランスが実現する社会システム・生活システム構築に寄与する態度」 先日、マスコミ(アエラ)報道で出生数を増加させているのは、家庭科の男女共修世代であるという記事がありました。因果関係は定かではありませんが、大学で教えていて、共修世代の家庭像・技術はそれ以前とは異なると感じます。介護・看護・家庭科教育関係を専攻する学科という記事がありまして教えてみると、生活に身近な技術・知識を身につけること、そういう生活と社会システムをつくるために寄与することを重要とする価値観をもっています。学ぶことによって「人間が人間に優しくなれるような学習」として家庭科の生活経営(ライフマネジメント)が推進されなければ、上記にある、健全な批判力が、競争経済至上主義、パフォーマンス全盛の非常に土台の危うい社会を形成することになるのではないかと懸念いたします。金融教育に関する教育研究に従事していますが、細分化された金融知識の切り貼りを金融機関の現場の人が教えていく危険性を感じることがあります。金融の意味を生活という視点をなしで教えることは危険です。ライブドアの堀江氏、村上ファンドの例を引くまでもないと思いますが、多様な人はどのように生活したいと思っているのか、多様な人が自己実現できる社会環境に自分が寄与するという態度の形成は必須です。個性の確立は、切磋琢磨と協働・共同のなかから開発させる能力が実現するものと考えます。自己中心ではなく自分らしく生きる、個々人の生活を大切に将来設計のできる人材の育成が基盤にある点を家庭科教育の家庭経営・生活経営領域にいるものとして再確認お願いします。	52	女	大学教授
276	「中学校技術科の意義を盛り込んでいただきたい。」 私は中学校で技術科の教員をしています。授業の中では昔ながらのものづくり(木材加工や金属加工、電気や機械等)をはじめ、最近はコンピュータを用いた授業、例えばアプリケーションソフトの使い方からコンピュータの使い方、ネットワークの利用やモラルにプログラミング、制御等を行っています。学習内容は3年間で配分するのですが、授業時数はとてもではありませんが少ないのが現状です。 1・2年生については週1時間。(家庭科も同じです。)そして、3年生については2週間に1時間です。学習指導要領の改訂で男女共修が実現し、男子も女子も技術、家庭の両方を学習できるようになったのはよいのですが、中3男子などは、「技術科」の学習履修時間は、我々が学んでいたときと比較すると6分の1ということになります。また、当時は学ばなかったコンピュータも学習させているので、ものづくりの内容についてはさらに半減と言っても過言ではありません。戦後、我が国を支えてきたものは、国民の勤勉性と第一次、第二次産業等のものづくりであるとは言うまでもありませんが、今、目の前にしているこどもたちにとって、その「ものづくり」を体得する場面はあまりにも少なすぎると感じるのです。10年、20年前と比べても、道路が整備され、田畑が宅地化、商用化され便利な社会になっていく一方で、こどもたちが自然とふれあい、ものづくりを自然と体験し、感覚的にものと触れあう機会は激減していると思うのです。次の表が国では、大人が、学校がそういった環境を提供していかなければならないと思うのです。 小学校段階では工作程度、そして高等学校では「技術科」にあたる学習はありません。現行の学習指導要領ではものづくりを本気で取り組める教科は「技術科」にあたる学習はありません。現行の学習指導要領ではものづくりを本気で取り組める教科は「技術科」にあたる学習はありません。現行の学習指導要領ではものろらりを表で取り組める教科は「技術科」を競技に表す。しかし、「学校教育法の改正の方向性について(初等中等教育関係)」を読んでも、技術・家庭科を連想させる文言が見あたりません。現在、本校では中学3年生全員に「ロボコン」を取り組ませています。テレビで見るロボコンとは違って、作られるものは初歩的で、見た目にも高機能とは言えません。しかし、アナログなスイッチで制御するロボットを手作りし、動き、課題を解決させていく過程でこともたちは短期間に大きで、第一なでは明からといきます。時数的にかなり無理をとながらの実践ですが、効果は確実にありたいたいきます。のです。こともたちに対して、未来を力強く生きて言ってもらうための取組を考えています。 改正を測に、より彼らに有効な手だてが図れるようにシステムが変更されれば幸いだと願っています。 改正を期に、より彼らに有効な手だてが図れるようにシステムが変更されれば幸いだと願っています。	33	男	中学校教員

277	私は、長期にわたり、家庭科教育に携わり、現在、大学で、小・中・高校の家庭科教員養成を担当しております。 初等中等教育関係のうち、現行第18条第3号に係わる記述について、「家族・家庭の機能や意義の理解、生活の自立に必要な基礎的な知識と技能」と改めていただきたい。理由:用語の概念規定を厳密にする必要があるように思います。 1 「役割」という概念は、「集団内の地位に応じて期待され、またその地位にあるものによって学習される行動様式。」のことをいい、役割は、地位と言う概念と切り離して考えることはできない。例えば、一人の大人が、一家の中では、子どもからみれば「父親」であり、妻からみれば「夫」であり、親からみれば「長男とか次男」であったりし、それぞれに役割としての行動が期待されている。したがって、役割という用語は適切ではないと思います。 2 「家族」とは、「夫婦関係ならびに親子関係もしくはその連鎖で結ばれた特定の範囲の人たちからなる集団」であり、「家庭」とは、「家族が生活を営む場、家族の人間関係が維持・展開される場、日常生活の統合システム」を指すといわれています。「家族」とは、特定の人間の集合と関係をさし、「家庭」とは、家族の生活の場と家族の生活全体をさしているので、「家族」と「家庭」は、重なる部分と異なる部分があり厳密に区別しにくいことから、家政学や家庭科は、「家族・案庭」という表記を用いることが多かったといえます。 そこで、「家族や家庭の役割」という表現を改め、「家族・家庭の」とするか、「家族の機能や家庭の意義」と改めることが適切と思います。 3 「機能」と「役割」は、同義として用いられることが多いが、社会科学的な学術用語としては全く異なる概念をもっています。 「機能」には「社会(全体)は、その内部に含まれる様々な部分が行う諸活動の有機的な統合によって構成される1つのシステムである」という考えを前提としている。「家族機能」には、「全く異なる概念をもっています。 そのような意味かる、文を見ています。 そのような意味から、家族・家庭についての文言について、慎重にしていただきたいと思う次第です。 4 「生活に必要となる・・・・」」では、広範囲の内容をさしており、必ずしも現行第18条第3号にある表現となっていないと思われる。現在、衣食住を始め、人とのかかわり、環境を考えた消費行動など、家庭科に期待されている教育内容は多岐にわたっているが、端的に表現するとしたら、「生活の自立に必要な基礎的な知識と技能」と記すことができると考えます。	63	女	大学教員
	したら、「生活の自立に必要な基礎的な知識と技能」と記すことができると考えます。 1. 2. 3については、石川実編「高校家庭科における家族・保育・福祉・経済」家政教育者発行を参考にしております。 以上、よろしくお願いします。			
278	幼稚園は親と子が共に育つ場です。そこで育った子どもが小学校にスムーズに接続し、そして親が健全な家庭教育、地域教育の環境を整えていくことは大事なことです。その流れを明らかにするために、第1条では幼稚園が最初にくるよう、学校種の並びを改めていただきたい。		男	幼稚園園長
279	改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、このような「公」の考えを押し付けることでは、現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション力の育成が大切なことであり、優先されるべきことであると考えます。 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではありません。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	38	男	教員

				1
280	(1)義務教育の目標に関する事項 すでに公立学校の現場には多様な民族的・文化的背景を持つ子どもたちが在学しています。この子どもたちの多くは、日本による朝鮮半島および台湾植民地支配を要因として渡日してきたその子孫、中国在留孤児のその家族、90年代以降に労働力として導入された南米出身の日系人子女、また、親の仕事や婚姻などの理由で渡日してきた子どもたちなど、学校現場は年を重ねるごとに多民族・多文化・多国籍化しています。こうした子どもたちの対応は、自治体や学校現場に全面的にゆだねられており、子どもたちの学習・生活支援、教育権の保障などの体系的なシステムづくりは停滞しています。 国の施策は適応教育に終始し、実際の子どもの指導課題と国の施策がかならず符号しているわけではありません。学校現場では、子どもの学習意欲の向上のためにも、母語(継承語)・母文化(継承文化)を習得する取り組みを通じて、子どもたちの文化的な喪失感や孤独感を軽減し、それを学習意欲や学校活動につなげていく成果をあげている地域もあります。学校教育法の整備にあたり、在日外国人の子どもたちの教育を国際理解および国際協調の観点から積極的に触れ、今後の関係施策の整備の始発点にすべきです。義務教育の目標に関する事項の表記にあたって、例文では在日外国人の子どもたちのことがまったく触れられていません。すでに多くの外国人の子どもたちが在籍している現実に鑑みて、運用上や裁量上の範疇で、在日外国人教育を補足的に付け加えるのではなく、抜本的な在日外国人の子どもたちの教育推進について、法整備にあわせ明確に言及すべきです。	35	男	特定非営利 活動法人職 員
281	今回、「学校教育法の改正の方向」を考える際には、「初等・中等教育における安全(セキュリティ)教育」について、ぜひ考慮して頂きたいと思います。 具体的には、現行、学校教育法18条「(小学校)教育の目的」の7号にある、小学校教育の目的のひとつ、「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること」の「安全」の部分をより強調して頂きたいと思っています。 現在の社会の状況を考えると、これからの社会を生きなければいけない子ども達に、セキュリティの最低限の知識はぜひ必要であると考えます。(現在も、総合学習の時間等を利用して散発的に行われておりますが、家庭科の正規授業で行って然るべきと思います)この分野について研究している大学の先生は極めて少ないため、なかなか難しいところもあるかとも思いますが、これからの子ども達が安心して暮らせるようにするため、ひいては、これからの社会をより安全で安心して過ごせるようにするため、ぜひ検討をお願いできないでしょうか?これに関し、協力は厭いませんので、何かしらありましたらご連絡いただければ幸いです。差し出がましいメールで失礼しました。		男	セコム株式会社職員
282	学校教育法の改正の中で、 ・家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能(第18条3号)の規定を ・家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な技術の理解と技能のように、「技術」 を分かるように挿入すべきです。普通教育の中で、技術教育が必要なことは誰もが認めるところです。 科学・技術教育を真に国民のための教育にするためにも、「技術」の言葉を挿入することを要望いたします。		男	大学教授
283	主幹・指導教諭は、管理職として位置づけるべきではないと考えます。	53	男	教育関係者
284	義務教育の目標でいわれている「家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能」のためには、現在の家庭科時間数では、不足している。 健康で幸福な生活のため基本を担う教科としての家庭科の重要性と時間数の一層の充実確保が必要である。	45	女	教員
285	学校種の順序を幼稚園からにしてください。		男	
286	評価制度が社会のあちこちで重視されていく中で、学校も外部評価を気にし、目で確認できる成果、数字で表せる成果を出さざるをえない状況に置かれています。結果を出すために、子どもたちも教職員も、追いつめられている現状があります。 こうした実態を十分に検討することが先であり、学校の外部評価制度を拙速に法に位置づけるべきではありません。	58	男	高校教員

287	学校教育法の改正にあたっては、次のことを強く要望します。 ①子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」に重点をおくのではなく、子どもの自己肯定感を高め、問題解決力やコミュニケーション力の育成に努めること。 ②学校評価については、拙速な外部評価の導入には反対します。また、教職員評価や、人事と学校評価を連動させることに反対します。	40	女	公務員
288	(義務教育の目標に関する事項) ・「職業についての基礎的な知識と技能」とはどのようなことを意味しているのか分かりません。 特に、職業についての技能とは何を意図しているのでしょうか。 義務教育の期間は、職業教育を目標としていませんし、大変多様な職業がありますので対応できないと思います。 「基礎的な」とありますので、どのような職業にでも対応できるということでしょうが、それならば、職業観を育成するとともに実践的な態度を育成するという意味の表現が求められると思います。 我が国は、技術的なモノづくりによって支えられている割合が特に高いので、その基盤を児童・生徒の段階で形成するという趣旨であるならば、「数量的」や「音楽、美術等」のように、それが分かるような表現が必要かと思います。	65	男	大学教員
289	公教育である以上「公共の精神」「規範意識」等を盛り込んでいこうという考え自体はわかりますが、こういった児童生徒の内面を押付けるかのように学校教育法によって縛っていくことで本当に子どもたちの内面が育つのでしょうか?本来、「公共の精神」「規範意識」といったものは家庭でしっかり身につけさせていくもので学校で教えるようなものではないはずです。当然、学校の日常生活の中で自然に指導していくことはありますが、あくまでサポート的なものだと考えます。	40	男	教員
290	子どもの抱える課題・学校の抱える課題は、「公」の考えを押し付けるだけでは解決できません。自己肯定感の涵養やコミュニケーションの力育成などのほうが大事にされるべきです。 主幹や指導教諭などは管理職として位置づけるべきではなく、また副校長の導入なども慎重にする必要があると思います。 学校評価は、結果や数値を重視し外部評価が導入されるようなことになれば、ますます血の通った教育はできなくなると思います。学校全体の自己評価が大切で、とりくんだ過程や今後のとりくみに対して、自分たちが前向きに考えるようなものにすべきです。外部による評価にびくびくし、事なかれ主義に陥るようなことがあってはなりません。 また、学校評価は教職員評価や人事と連動させることがあってはならないと思います。学校はあくまで総体ですから。教職員の共同・協同の場としての学校をばらばらにされては困ります。	42	男	小学校教員
291	第1条 発達の連続性から、幼稚園を最初に持ってくることが望ましいと考えます。		男	幼稚園園長
292	(義務教育の目標に関する事項) ・「ーーー生活に必要な基礎的な理解と技能」とは何を指すのでしょうか。 国語、数量的な理解、音楽、美術等も、生活に必要な理解と技能ではないでしょうか。家族や家庭の役割の項目に入っていますので、ここの理解と技能とは「技術・家庭科」の範囲のものでしょうか。他の項目のように、意図しているものが見えるような表現でなければ、どのようにでも解釈されますのでコメントし難く思います。	65	男	大学教員
293	学校教育法第1条における学校の規定順については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う 幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼稚園を一番はじめに規定することが妥当であると考えま す。	42	男	教員
294	第一条の規定順については発達段階順に幼小中・・とすべきです。			

295	改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」などを新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。 このように「公」の考えを押しつける方向は、学校現場の抱える課題の解決にはつながらないし、今後、さらなる「政治的力」の教育現場への介入(戦前、戦中の状況を省みてほしい!)につながることが予想される。 現在の教育現場の課題を解決するためには、よりよい教育サービスが提供できるよう「予算・人員を増やし、それによる自己肯定感の涵養、コミュニケーション力の育成」しかないと考える。 教育に課題があるのは事実だが、政治的介入につながる動きを正当化する改革には反対である。	35	男	高校教員
296	現在、国民の科学技術についての理解の必要性がますます高まってきております。 現行の学校教育法第18条の三において、「日常生活に必要な衣、食、住、産業などについ て、基礎的な理解と技能を養うこと」 と「産業」の文言が記載されていますが、学校教育法第18条の改正案には、「家族や家庭の 役割、生活に必要な基礎的な理解と技能」と、「産業」や「技術」の文言が記載されておりませ ん。 学校教育法第18条の改正案に、「技術」あるいは「科学技術」を追加して、「家族や家庭の役 割、生活に必要な「技術」の基礎的な理解と技能」「家族や家庭の役割、生活に必要な「科学 技術」の基礎的な理解と技能」と、「技術」あるいは「科学技術」の文言を明記することを要望い たします。	43	男	大学教員
297	○義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」をあらたに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子どもの抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押しつけるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニュッケーションカの育成が、優先されるべきである。 ○現場は、副校長を求めていない。 ○主幹・指導教諭は、管理職と、位置づけない。 ○学校評価は、まず自己評価の定着と充実をはかるべきであり、迅速な外部評価の導入を図るべきでない。結果・数値でなく取り組んだ過程が、重視されるべきである。 以上。	33	男	公務員
298	[主文] 義務教育の目標に「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度」を盛り込まないでください。 [理由] 文部科学省は、この目標設定の理由として、改「正」教育基本法に教育の目標に関する規定が置かれたことを踏まえてとしています。 この改「正」案の国会審議において、伊吹文部科学大臣は、教育基本法改「正」案(政府案)と「自由民主党新憲法草案」との「整合性も一応チェックをいたしております」(11月27日)と答弁しています。とすると、今回意見を募集した学校教育法改「正」案で義務教育の目標とされた「公共の精神」には、自由民主党新憲法草案の前文に掲げられた諸々の宣言を含むことになります。 そうすると、同草案の前文にある「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」も、今回の改「正」案で義務教育の目標の一つとなる「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度」の一部を成すこととなります。 これは、教育現場に銃後の備えを持ち込むものです。そして、あの「国民保護法」に基づき作られた「文部科学省・文化庁国民保護計画」を教育現場に強制する法的根拠を与えるものとなります。 したがって、私は義務教育の目標に「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度」を盛り込むことに反対します。 以上	44	男	会社員

1				,
299	(義務教育の目標に関する事項) ・「自然現象の科学的な観察と処理する基礎的な能力」の中で「処理する能力」の目的語は何でしょうか。 「観察すること」と「処理すること」とでは大きな違いが生じることもあります。 我が国が力を入れている「環境保全等に対する実践的対応力」も意図しているなら、科学教育の範囲を越えていますのでそれが分かるような表現にしてはいかがでしょうか。	65	男	大学教員
300	「義務教育の目的」について意見を述べる ①「規範意識」が付加されることに反対である。最近の政治家の発言や政府の文書でこの言葉が多用されることに危険なものを感じる。 昨年10月の衆議院で伊吹文科相は「私たちが守ってきた規範というか、先祖から脈々と受け継がれてきた、社会を律する、法律を超えた大きな価値をもう一度日本社会に取りもどしたい」と発言している。こで言う「法律を超えた大きな価値」とは何であろうか。これは、先の戦争のときに叫ばれた「忠君愛国」に代わる新たな価値見つけたいということである。それは、天皇のいない「愛国心」、米国から要求された「国際貢献」である。そのようなことに新たな価値を見出し、学校教育の中で子供に教えこむことを教育の目標にしようとしている。しかし、本来、教育の目的は「人格の完成」であって、その時々の政府が示すものを目標に掲げるべきではない。今、語られている「国際貢献」とは、米国の進める世界戦略に従属して、日本が「軍隊」を外国へ派遣することにほかならない。また、そのような「我が国を愛すること」が教育の目標にされようとしている。60年前、「八紘一宇」を教育の目標にしたことと同じ発想である。②「公共の精神」もまた同じである。憲法13条に規定している「個人の尊厳」よりも上位のものがあって、それは「公共の精神」であって、そのためには個人が犠牲のなるのは当然であるという思想である。この場合「公共」とは、「戦争」であり「テロとの戦い」である。しかし、その内実はブッシュ大統領のための公共であり、現在の安倍政権のための公共に過ぎない。そのような「公共の精神」を付加することには反対である。 ③「それをはぐくんできた我が害といまである。当というのは、国と郷土を同列に並べているところに、まやかしがある。誰もが持っている郷土に対する愛着心を、国家に対する忠誠心にすりかえている。カントリーとネイションは違うものである。郷土の対する愛着心は人間の自然な気持ちからは生まれるものであるが、人々の合意によって人為的につくられた国家への忠誠心を、それと同列におくのは間違いである。「郷土を愛するならば、国を愛しなければならない」というまやかしの論理を教育の目標にすることには反対である。	76	男	無職
301	日頃、幼児教育振興にいろいろとご指導賜り、感謝申し上げます。 さて、教育基本法改正に関する意見として、以下の点についてふれさせて頂きます。 教育基本法の中に、幼児教育の重要性が位置づいたことの意味に非常に責任を感じます。 益々、充実した幼児教育の振興に努める所存であります。 ところで、学校教育法第1条(学校とは小学校、中学校・・・・及び幼稚園)と明記されています。しかし、現実は小学校以上が学校で、幼稚園は学校ではないとの理解が多くの国民にあるやに受け止めています。 今般「幼稚園の目的の見直しに伴い、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確になるよう、学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定すること」は、育ちの連続性、学びの連続性からいっても 当然のことかと考えます。 一人でも多くの国民に、幼稚園教育の大切さや必要性を理解していただきたく、一遇の機会が今回の改正のもう一方の役割であるとも考えます。 学校種の規定順について、幼稚園を最初に規定することが実現する事を、強く希望します。		男	幼稚園園長

302	「義務教育の目標について『わが国と郷土を愛する態度』の文言を入れないよう求めます」	55	男	公務員
303	初等中等教育関係の学校教育法改正の方向について、意見を申し上げます。 改正の方向は学校教育を取り巻く、今日的な課題をよく見通しているものだと感じますが、科学技術創造立国を標榜する日本として、科学技術、特に「技術」に関する記述が見られないことを非常に危惧いたします。 現在の第18条第5号、第6号における、「数量的関係の理解、処理」及び「自然現象を科学的に観察、処理」に加えて「技術に対する理解」を加筆することを提案いたします。 初等教育から身の回りの「技術」に対する理解や評価・活用する能力を養うことで豊かな社会が実現できるものであり、自然現象の科学教育だけではなく、技術に関する教育を加筆することで創意・工夫による科学技術が発展すると考えます。第3期総合科学基本計画答申にも「理科、数学、技術等の教科をわかりやすく教え、」とその必要性がうたわれています。また、技術者倫理や生涯教育の不足による環境汚染、重大事故等は「技術」に関する国民全体が「技術」を理解・評価できるようにならなければ解決しないものです。第36条第2号には職業についての知識や勤労を重んじる態度の記述がありますが、言うまでもなく「キャリア教育」は重要性を増しています。この部分に「技術の理解・評価」を加筆することを提案いたします。科学や技術の理解そして身の回りの技術を評価できる能力こそが、キャリア発達に大きく関わると考えます。問題解決的な能力、社会に参画する態度や創造力など今日的な学力観において必要とされる能力育成は、ものづくり教育の中での教育実践が多くあり、成果をあげています。また先進諸国では、テクノロジーに関する教育を確実に位置付けています。科学技術創造立国を標榜する日本において、「技術」を学校教育法に明示することが必要と思われます。	44	男	高等学校
304	「学校評価等に関する事項について。この事項を新設しないことを求めます」	55	男	公務員
305	・第一条の規定順については発達段階順に幼小中・・とすべきです。	59	男	会社員
306	「副校長その他の新しい職の設置に関して主幹・指導教諭の職を設置しないことを求めます」	55	男	公務員
307	・・・健康、安全でーーー、心身の調和的発達」は、望ましい表現だと思います。 しかし、「心身の調和的発達」とは、「対症療法としての心の教育」や「身体が生長すること」、 「スポーツができること」などのような、表面に見えることに止まらないような内容にして下さい。 工夫することや、器用さや、もったいないと思う心なども育成されてこそ調和的発達です。そのような基本的な教育が普及すれば、子どもたちの問題行動や心のひずみも大きく減少すると思います。 一部の学力のみが注目され、そのための競争が国民の関心になっていては、大多数の子ども(将来の大人)は、心にひずみを残したままになり、それが国民の大多数を占めることになります。	65	男	大学教員
308	「副校長その他の新しい職の設置に関して主幹・指導教諭の職を設置しないことを求めます	55	男	公務員
309	「学校評価等に関する事項について。この事項を新設しないことを求めます」	55	男	公務員

1.「学校教育法は、同時に公布された教育基本法の、さらにさかのぼっては、日本国憲精神に基づいて、そこに盛られた理念を具体的に学校教育の制度と内容に具現したもの城勲文部省大臣官房会計参事官 法律学大系コンメンタール篇281学校教育法)であり校教育法の企図する基本理念を端的に表現すれば、憲法の精神に則り、教育の機会均学校教育制度に具現することに」(同前)あるとされてきました。「改正」された教育基本法については、前文で文言上は「日本国憲法の精神にのっとりあるものの、その内容においては憲法の精神に反するものとして国民的な批判を受けてしものです。国民世論の多数の合意のないままに「改正」された教育基本法を踏まえて学校育法を「改正」することは、国民多数の世論に反する過ちを繰り返すこととなります。同時に、教育行政がよってたつべきは、文言通り「日本国憲法の精神にのっとり」行なわれるです。 2. 教育行政がよってたつべきは、文言通り「日本国憲法の精神にのっとり」行なわれさってする。 2. 教育行政がよってたつべきは、文言通り「日本国憲法の精神にのっとり」行なわれさです。 3. 公教育の国民の声を無視し、「国と郷土を愛する態度」(第18条2号)を提案する自体が問題です。また、学校教育体系の複線化をもたらす「2. 義務教育の年限」の緩和・子どもに直接責任を負う教職員を「4. 副校長その他の新しい職」を設置して、民間企業のに上意下達の体制を強化するなど、提起されたものの考え方は、教育の条理に反するもす。 3. 公教育の目的・目標という教育の基本に関わる問題は、教育行政が一方的に定めるにはなく、教育現場で働く教職員や教育研究者、また教育行政に携わる者など教育関係者む十分な国民的議論が求められます。にもかかわらず、2月22日に「意見募集」し、1週間見を締め切るというのは非常識の極みです。子どもの成長・発達と日本の未来に直結する題を、政府・文部科学省が一方的かつ1週間で決めて良いはずがありません。	(「「	男	高等学校教 職員組合職 員
子どもの「生きる力」を育てるのに、今後、子どもの自己肯定感や問題解決能力、コミュニション能力などを一層育んでいくことが肝心だと考える。そういったことを盛り込んで欲し、務教育の目標に規範意識や公共の精神、国を愛する態度を盛り込むことが議論されているが、そればかりを子どもに押しつけることが今後の教育に必要なこととは思えない。また、の評価についても議論されているが、学校での教育活動は、すぐに効果が現れるものばではないし、数値化した評価がそぐわないものも多くある。安易に数値化した評価をおこれせるべきではない。	。義 る 学校 31 いり	男	高校教員
[主文] 義務教育の目標に「それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度」を盛り込まないできい。 [理由] 文部科学省は、「我が国と郷土を愛する態度」をどのように評価するおつもりなのでしょう。そもそも、愛国心とか愛郷心といった内心の自由にかかわることを評価することができるしょうか。各地で我が国を愛する心を学習する教育実践が行われていますが、報道を見がりではその評価は難しいように感じました。このような評価方法も定まらないものを「義務教育の目標」に入れても空念仏に終わるだす。 内心を評価できないとすると、目標への到達度を評価するために、外見的に表れる「態度用いることは自然の流れで、今回の学校教育法改「正」案も「態度」を目標としています。。を一足早く実践しているのが東京都下の公立学校で、「君が代」斉唱の声量で「態度」を記したり、「君が代」斉唱時の口を開ける大きさで「態度」を評価することが行われています。しかし、表面上の「態度」と内心とは一致するものでしょうか。現代人に増えていると言われる多重人格を持つ人にとっては、内心と異なる「態度」を演したなど割飯前です。となると、「態度」でもって我が国と郷土を愛する態度」を義務教育目標に入れようとする意図を、私は疑わざるを得ません。今回の学校教育法改「正」の不一スにある教育基本法改「正」の法案立案過程では、自身新憲法草案との整合がチェックされたことを思い起こします。その草案の前文には国民のの責務が謳われています。この国防の責務を自ら進んで果たす「少国民」の育成を目指すと、これこそが「我が国と郷土を愛する態度」を義務教育の目標に追加する真の狙いであ考えざるを得ません。したがって、私は、「我が国と郷土を愛する態度」を義務教育の目標に追加する真の狙いであ考えざるを得ません。したがって、私は、「我が国と郷土を愛する態度」を義務教育の目標に追加する真の狙いであ考えざるを得ません。したがって、私は、「我が国と郷土を愛する態度」を義務教育の目標に入れる学校教育法「正」に反対します。	いで限 で をれ価 るぎ の 党国こと 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44	男	会社員
(義務教育の目標に関する事項) ・「健康、安全で幸福な生活のためーーー」の「幸福な生活」とはどんなことを指すのでしょか。 困窮しないような社会環境が整備され、心身の健全な教育がされた後に、結果的に幸福認識するのではないでしょうか。幸福とは本人の感じ方ですので、最終目標をあえてここにれるような単語ではないと思います。	65 ع	男	大学教員

314	学校現場は校長、教頭、教諭の組織で戦後進められてきており、何ら問題はなかった。新たな、副校長や主幹・指導教諭を置く予算があるのなら、学級の子どもの人数を減らすための教員を増やすべきだと思う。日本の教育力が試されている時なのに逆行している考えではないかと思う。	50	男	公務員
315	学校教育法について 義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行 法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子供・学校現場の抱える課題を解決するた めには「公」の考えを押しつけるのではなく、問題解決力、コミニュケーション力の育成が優先 されるべきである。 学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評 価の導入をおこなうべきではない。また、「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される 評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。	49	男	教員
316	「伝統と文化の尊重」「我が国と郷土を愛する態度」「国際協調の精神」「勤労を重んじる態度」などは身につけようとして"規定する"ものかと、押しつけ感・違和感があります。しっかりと自分の住む郷土の現状を観て、そこにまつわる歴史についてまず正しくしっかりと学ぶこと、そしてそれらを理解できて、且つコミュニケーションのとれた心豊かな社会で青少年が育ってきたなら、そういうものはその人自身の信念の中からふつふつとあふれてくるものだと考えます。「心豊かな社会」は大人たちの責任において常に反省と感謝をもって築かれるべきでしょう。	50	女	公務員
317	安倍首相は彼の著書の中で、教育水準を保つため監査機関をつくることを表明している。英国では、教員の指導ぶりを視察するために、監査官が年に2回は学校を訪れているという。その監査官の態度は高圧的で、細かいことにまで追及して教師たちを精神的に追い詰めているということだ。 日本でも戦争中、国家によって任命された「視学」が各学校をまわって監査を行なっていた。来校の際には、教師が極度に緊張を強いられていたのを、私は小学生ながらわかった。戦時の軍国教育はそのようにして進められた。戦後すぐに制定された教育基本法は、そのような国家統制の下に進める教育を否定して、教育への国家の介入を禁じたのである。教育基本法が改定されて、今また、学校評価という名前で教育の国家統制が復活してきたことに、危険なものを感じる。教師は監視しないと仕事をしない人たちではない。毎日、長時間の労働に耐えながら献身的に働いている。そのような実態を文科省の官僚や、政治家たちは知っているのだろうか。学校評価制度は導入するべきではない。	76	男	無職
318	学校評価については、外部評価は全く慎重にしてもらわないと大きな混乱と問題を招くのではと、危惧します。こういう評価は単純に結果や数値で考えられるものではありません。「とりくんだ経過」が重要です。また、複雑な関わり・絡み・解釈もあります。拙速がために大切な人々やその将来を傷つけてもらいたくありません。教職員評価や人事とは切り離しておくことを明確にすべきです。	50	女	公務員
319	学校評価等を推進する観点について、現段階でも、自己評価に基づき学校運営の改善を図る手だてとしている。まずは、その自己評価の定着を十分に図り改善に努めるべきである。安易に外部評価を取り入れることは、拙速な結果のみを求め、時間をかけて積み上げ、解決していく過程を大切にした息の長い指導等には、マイナスの評価を与えることが懸念される。事実、子どもたちの心を開き、問題を解決していくには、お仕着せの短期間の指導ではなく、じっくり時間をかけて子どもを理解することが肝心である。そのあたりもしっかりと考慮してもらいたい	41	男	教育公務員
320	義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押しつけるのではなく、問題解決力、コミュニケーション力の育成が優先されるべきである。学校は会社のように、「これ」を行ったから「それ」ができたという結果が、即座には出にくい。もし、会社のように上司の機嫌を取りながら教育が進めばどうなるか、自分の学生時代の教員を思い浮かべれば想像できると思う。 学校というところは、「はかりにくい」「結果が出にくい」など、もどかしいから「我慢したり」「助け合ったり」しながら児童生徒は成長していくと考える。	42	男	教員

321	「改正」そのものに反対します。 このよう乱暴な議論、拙速な手続きで教育にかかわる法律に手をつけることじたい、子どもの 教育について真摯に考えていないのは明白です。 学校にいろいろな機能を求める一方で、その遂行のために必要な人員・予算をつけなけれ ば、どこかでほころびが出るのは当たり前のことです。 定数改善計画策定を放棄し、「純減」を打ち出しながら、副校長・主幹・指導教諭など新しい職 を増やしたところで何ができるというのか、全く笑止千万と言わざるを得ません。 百害あって一利なしの法律「改正」はやめ、ただちに教職員定数改善計画をつくるべきです。	49	女	教員
322	「1. 学校種の目的及び目標の見直し」について この「(1)義務教育の目標に関する事項について」の項目以降のすべての項目において、 「目標」は設置する必要はないと考えます。特に、「目標達成に努めなければならない」との規 定は全く不要です。 子どもは一人の人格ある個人として尊重しなければならない存在であって、国のパーツでは ありません。「目標」を規定することで、子どもの健全な育ちは阻害されると考えられます。特 に、「愛国心」や「奉仕活動」に関することは、内面に関することであり、押しつけて育つもので はなく、押しつけによって人格形成にゆがみが生じると考えられるため、採り入れるべきでは ありません。 よって、「1. 学校種の目的及び目標の見直し」はすべて削除されることを求めます。 よろしくお願いします。	36	女	自営業
323	前略 「学校教育法」の「改正」については、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」や「わが国の郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、一定の価値観を強制し、国家道徳の強化を企図する「国家に従順な国民づくり」をねらいとすることものであり、一層子どもや教職員を縛り、追い詰めるものです。学校評価については、これまでも各学校において、地域や保護者の声も取り入れながら、次年度への改善につなげるものとして、とりくまれてきました。しかし「改正の方向」では、具体的な明記はないものの、国の「評価基準」などにもとづく画一的な外部評価を押付けるものであり、教育現場への不当な介入を許し、自主的な学校運営や教育活動が歪められることになることは明確です。評価は全国画一的な基準によって行うものではなく、各学校が地域、保護者、子どもの意見を聞きながら、自主的・創造的にとりくまれてきたことから、新たな制度の導入は必要ありません。			
324	学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実をはかるべきであり、拙速な外部評価の導入をおこなうべきではない。また地域への学校運営状況等の情報提供も、拙速なとりくみは安易で短絡的な「結果・数値」主義に陥りやすく、それは教育をゆがめ結局は子どもたちの不利益となる。「とりくんだ過程」が重視されるような評価制度とし、国民への理解をはかりながら実情に応じてすすめていくべきである。	42	男	中学校教員
325	副校長を置くなど、子どもの主体性をのばすよりも子どもを管理する方向に向いている学校教育法の改正には反対です。中央から指示する教育目標よりもその地方独自の教育目標などを決めて運営していくのが地方の時代のいまにマッチしていると思います。改正には反対です。どうぞよろしくお願いします。		女	パート
326	義務教育の年限について 諸外国を見た場合、義務教育の年限は10年などが多いように思われる。日本においても義 務教育年限の拡大が必要なのではないか。 2. 学校評価について 学校評価については、被評価者である学校が行うべきものではない。本来は当該教育委員 会が適切に行うべきである。地教行法の改正で教育委員会の活性化がいわれているが、この ような本来業務こそ、教育委員会が主体的に行っていくべきである。 3. 新しい職の設置について 主幹等の新しい職をつくり各教育委員会が当該地域の実情にあわせ設置していくことに異 論はないが、慎重に行うべきである。 これに対し、国においては定数法上の措置や位置付け、予算措置を早急に整備すべきであ る。でなければ、教頭や教諭の多忙な状況は少しも変わりなく、学校現場では一般教諭の繁 忙が更にすすむことが懸念される。		女	中学校教員

327	この度の「学校教育法」改正に関し意見を送付します。義務教育の目標として「公共の精神」「我が国の郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、重大な疑念を残します。ある一方向の価値観を押し付け、「国家に従順な国民づくり」に寄与するものではないか、という懸念を払拭できません。子どもや教職員を一層追い詰め、委縮させるものです。ひいては、物言わぬ組合作り、そして物言わぬ教員づくり、つまりは物言わぬ従順な国民の育成を目指しているのではないか、という恐れを抱いている国民は多数存在します。慎重、かつ民主的な審議をお願いする。 また、学校評価に対する「評価基準」なるものも、画一的な外部評価を押し付けるものであります。「地方の時代」「地方分権」「地方にできることは地方で」「規制緩和による改革」などと、耳触りのよい言葉でおだてておきながら、都合のよいときだけ「国家が統制する」という政府の本音が見えてきた、と言われても仕方がないのでは?「改革」「民間」などという言葉は、単に地方に対する予算を切り捨てるための口実に使われたのですか? また、今でも地域の各学校は、様々な手段を講じて、保護者や地域の声を取り入れて、自主的な学校運営を続けてきました。 以上の理由から、学校評価の画一的導入に反対します。	47	男	小学校教員
328	▼意見の対象箇所──学校、有法において、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、副校長、主幹及び指導教諭を置くことができることとし、それぞれの職務として、例えば次のような趣旨を規定してはどうか。・副校長:校長を補佐し、校務を整理するとともに、校長から任された校務について自らの権限で処理すること。・主幹: 校長、副校長及び教頭を補佐するとともに、校長から任された校務について、校長等が判断・処理できるよう、とりまとめ整理すること。あわせて、児童生徒等の教育を担当すること。・指導教諭: 他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行うとともに、児童生徒等の教育を担当すること。・指導教諭: 他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行うとともに、児童生徒等の教育を担当すること。・ 1	41	男	高校教員
329	義務教育の目標に「公共の精神」など、ことさら「公」に重点がおかれています。しかし、日々子どもたちを目の前にして感じているのは、「個の自立をどう育むか」ということです。 子どもたちが、学習が「わかった」という時の達成感、力を合わせて行事を成し遂げた時の感動、これらが自信になり、自立する力になると、これまでの教員経験の中で感じてきています。一方で学校現場では、自分に自信が持てない子、コミュニケーションがうまくとれない子、厳しい生活環境の中で自分の存在を否定的にとらえている子もいます。現場の教職員は、こうした子どもたちに向き合い、生きる希望を持たせたい思いで、様々なとりくみを進めています。そもそも、公共の精神を語るうえで必要な条件は、個々が自立し、互いに尊重される基盤があることではないでしょうか。あらためて、個人の尊厳を重んじた教育を第一目標にすることを要望します。	39	男	教員

330	「我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)」について「歴史」とは過去に起った出来事を要約したもので、要約をする人の「主観」が必ず入ります。そういう前提なしに、「正しい」といってしまうことに、危うさを感じます。また、「我が国」が、世界の中の「我が国」であるという視点は、これだけ若者が世界中に出かけ、世界中で働いている現代是非強調したいところです。よって第18条第2号は、「国際理解及び国際協調の精神の上に、他国及び我が国と郷土の現状と歴史について学ぶ態度を養い、それぞれの伝統と文化を尊重し、もって世界平和に寄与する精神」としたほうが、グローバルな展開をしている社会情勢にあった教育内容を提供できると考えます。	54	女	教員
331	「国旗国歌」強制教育をしない。その歴史を学ぶ機会を必ず置く。 「国旗国歌」に対し起立斉唱を態度として評価しない。 「愛国心」を強制させるような評価、態度の涵養を強制しないこと。 生徒の学習権を尊重し、偏らない資料の提示と学習を保障すること。意見表明の自由を保障すること		女	無職
332	副校長など新しい職の設置について 反対です。 教師は、同僚間でお互いに助けあい、協力しあうことで教職という仕事をすすめています。そ のことに楽しみと誇りをもっています。 6段階の職制をつくってどうするのですか。職員の中に上下関係をつくれば、文科省は管理 しやすいでしょうが、教師は一人ひとりが孤立してしまいます。職員室は軍隊ではありません。 上意下達がスムーズにいくことが重要なのではありません。教師集団にとっては、お互いが協 力しあう条件があることが重要です。 このようなことを考える人たちは、教師という職業を知らないのでしょう。 このような「改革」は百害あって一利なしです。 以上	76	男	無職
	「学校の評価等に関する事項」 評価というと「数値目標」「外部評価」の導入に短絡しがちである。 結果のみ求め、外部からは見えにくい過程における努力に力点が置かれなくなる恐れがある。 「いじめ」があると報告することが、学校の評価を下げるとして、生徒・保護者との間に溝をつくってしまった学校の例を、私達は 昨年散々見てきたのではなかったか。 「評価」を規定することは、そのようなデメリットの方が大きいと考えるので、反対である。	45	女	教員
334	3、学校の評価は、害あって益なし、学校の序列化につながる。教育は数字だけで評価できないところが大切。 4、副校長以下、主幹など、必要は無い。教師の力量は子どもへの感化力、教育力、人柄で決まる。主幹は実質を伴わない。相互協力の人間関係が学校にふさわしい。縦系列で無く。		女	無職
335	基本的に反対。理由は下記の通り 副校長・主幹などがいても無用の長物である。基本的には、子どもと接する教員の数を増やして、学級担任や教科担任で子どもに責任を負う教員一人あたりの児童・生徒数を減らすことを考えるべきである。これこそが、本当の学力向上と、いじめ問題などの根本的解決策である。教員の序列化をいっそう進行させ、上ばかり見る教員をつくることは、子どもにとって不幸以外の何者でもない。	42	男	大学教員
336	学校評価については、まず学校の自己評価の定着と充実をはかるべきで、外部評価の導入を行うべきではない。「結果・数値」ではなく、「とりくんだ過程」が重視される評価制度となるべきである。しかし、評価にばかりとらわれる教育実践にならぬようにこころがけたいと思います。	48	女	教員

337	基本的に反対。理由は下記の通り 基本的に、学校は、第一義的に児童・生徒の成長・発達に責任を負い、続いて保護者、地域 住民の順である。その情報の提供 の仕方については、たとえば、学カテストの結果等については、当該の児童・生徒本人および 保護者に対して、どこが間違っていて、どういう課題があるのかを中心に行われるべきであっ て、点数の公開が基本ではありえない。したがって当然、地域住民や、入学前の保護者にそ のような情報公開は行われるべきではない。また、どのような教育をしているのかは、地域住 民には、学校開放などで分かる範囲でよい。したがって、個々で言う情報提供が、学校ごとの 学カテストの点数公表等を指しているとすれば、もっての外である。	42	男	大学教員
338	基本的に反対。理由は下記の通り 一律に義務教育の年限をのばす方向なら良いが、階層別・学力別に多様化するのには反対。	42	男	大学教員
339	基本的に反対。理由は下記の通り 「家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能」を協調する前に、普通に働いて普 通に生活できる労働条件を整備すべきである。格差がある中で、一方的に家庭の役割を強調 するのは、政府として無責任である。規範意識が不足しているのではないか。	42	男	大学教員
340	基本的に反対。理由は下記の通り 「我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神」何が正しい理解なのかを誰が決めるのか。学問の自由に基づき、学会の多数意見の成果を反映した歴史が教えられるべきである。国が決める問題ではない。さらに、特定の愛を強制するのは、憲法で定められた思想・信条の自由に違反する。	42	男	大学教員
341	学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではないと考える。また、結果・数値ではなく、「取り組んだ過程」が重要視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。		女	主婦
342	教育関連三法案に関して、以下件、再度ご検討のほど、よろしくお願いします。 2、学校教育法について 義務教育の目標として、「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。子どもの置かれている問題や学校現場の課題を解決するためには、「公」の考え方を押し付けのではなく、自己肯定感の涵養や問題解決能力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきである。そのためには、新学校教育法のあり方について、慎重な運用の仕方につい検討していく必要がある。			
343	4. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項学校教育法において、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、副校長、主幹及び指導教諭を置くことができることとし、それぞれの職務として、例えば次のような趣旨を規定してはどうか。 について、学校現場は以前に比べると、社会の様子も変わり、教育活動も大変になってきているうえに、管理ばかり強くなり、出さなければならない書類もどんどん増えて、余裕がなくいなってきています。家庭に余裕がなければならないように、子供と接する教育現場も余裕がなければならないはずです。生徒は教員の様子を見ています。教員が余裕がなくて懐の深さがなくなってくれば、受け止めてもらえていないと感じる生徒もいることでしょう。(もちろんそうならないように、日々、文字通り「身を削って」頑張っていますが。最近のウツの教員の多いこと!)「新しい職」は管理職の職務をサポートしようという狙いのように感じます。問題の多さを考えると、校長や教頭は複数いたほうがよいように思いますが、一般の教員にとっては、主幹や指導教諭を新しく設置するより、教員定数を多くして、教員が余裕を持って、またチームを組んで教育活動に当たれるような体制を作っていただきたいと考えます。		女	教員

344	まず、理想と現実を見定めて欲しい。子どもばかりに規範を求めてどうするつもりなのか。それよりも子ども自身が社会から必要とされている、愛されていることを認知できるような教育を目標として欲しい。 また、副校長はともかく、主幹や指導教諭についての管理職化はやめてほしい。これ以上現場で授業を担当しない人が増えれば、その分他の教諭に負担が重なることになる。	39	男	教職員
345	1 学校種の目的及び目標の見直しについて (1)義務教育の目標に関する場定を新設することには反対である。 ・義務教育の目標に関する規定を新設することには反対である。 ・義務教育の目標として「規範精神」や「公共の精神」を新たに盛り込むことには反対である。 ・義務教育の目標として「それらをはぐくんできた我が国と郷土を受する態度」を新たに盛り込むことには反対である。 ・義務教育の目標として「家族や家庭の役割」を新たに盛り込むことには反対である。現行第18条第3項の「日常生活に必要な衣、食、住、産業等について」で十分である。 ・現行第36条第2号「個性に応じて進路選択する能力」に対し「個性に応じて」を削除する方向には反対である。 (5)高等学校に関する事項 ・高等学校の生徒は多様化しているとともに、高等学校間の「学力」格差も大きく、高校ごとに教育活動の重点も異なる。新たな趣旨を規定し、現行の高等学校の目的・目標を変える必要はない。むしろ、現行の目標で超われている他とらえ、高校現場の教育活動、多様なとりくみを支援する施策、条件整備にこそ国や県・市は努めるへきである。現行規定の目標で謳われている個性の確立、社会についての広ぐ深い理解と健全な批判力は、クラス等の生徒集の中で共に学ぶ中で育まれるものである。「進路に応じて」行われる教育活動は、早期からの「進路」別学習、とりわけ大学進学に特化した学習に生徒を追い込むことになり、現行の目標を成を阻害することにつながる。 ・「高度な普通教育および専門教育」は上述した高等学校の役割と実態からみて飛躍であり、一部のエリート教育に走る恐れがある。「高度な」を規定することに反対する。 2 義務教育の年限について現行制度とおり9年を維持すべきである。 ・学校の評価等に関する事項 ・まず学校の自己評価の内容・方法に関する検証、改善を行うべきであり、出連な外部評価の海ネ人は行うべきではない。 ・学校における教育活動は、利益をあげるための効率性を追求する企業活動とは異なる。数値目標や数値結果が強要されることにより、学校関散争が煽られ、生徒の落ち着いた学習環境が損なわれる恐れがある。また、「規準」に当てはあようとするに力が教室を支配し、一人ひりの生徒の異なった在り様を認め合い、共に育まれる中で自立が促されるという学校文体でありる、教師員評価」とは大切である。・学校評価はあくまで学校全体の教育活動、学校運営の改善につながるものに限定し、いわゆる「教職員評価」とは重動させないこと。 4 副校長その他の新しい職の設置に関する事項 ・高校現場において、様々な困難を抱えた生徒一人ひとりへの指導・支援を行うにあたって何よりまな現場において、様々な困を確認をで教職員を縛るのではなく、教職員間の連携と協力へもある。そのためには、評価制度などで教職員を縛るのではなく、教職員間の連携と協力へ対論、学校の書で教育のでまでないる。・「心を関係によいて、教職の報音を対場において、大きである。			

				,
346	(1)学校種の目的及び目標の見直しを行わないこと。 学校教育法を「改正」して、新たな目標に導入することは、障害児教育においても重大な問題が生じる恐れがあります。「改正」教育基本法に記されている徳目を学校教育法の中に盛り込むことは、「求める子ども像」を国が規定することになり、「愛国心」などが押しつけられることになります。子どもの「思想・良心の自由」(憲法19条)を侵すこととなります。学校教育法に、憲法19条に反する「国を愛する態度」などの目標を盛り込むことには、反対します。 (2)義務教育年限は、現行通りとすること。 義務教育の年限については、変更すべき特段の要求は、父母や国民から出ているものではありません。現行通りで十分だと考えます。障害児学校では、豊かな発達を保障していくために、教育年限の延長が大きな要望として出されています。義務教育年限を12年、さらにその後希望すれば、少なくとも専攻科2年の教育が保障されることが必要です。 (3)学校評価については、学校教育法に新設しないこと。評価については、子どもの意見や父母の意見を聞きながら、双方向的かつ学校が自主的に行うことが重要です。学校評価を法律に位置づけることは、序列化や格差づくりに結びつく危険性があり、盛り込むことには反対します。 (4)副校長その他の新しい職の設置を行わないこと。すでに導入が行われている東京では、新たな職の設置による大きな弊害が出ています。なかでも、教育活動を行っていくたさいるといえる教員の協力・共同が壊されている実態があります。「子どもたちの授業時間からはずれている主幹は担任にしないでください」という保護者からの意見も出されています。 人事管理の面のみが強化され、子どもたちへの教育活動への意欲をそぎ取り、学校の活性を奪う新たな職の設置には明確に反対します。			都障教組
347	・義務教育の目標に「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、今の義務教育が抱えているさまざまな問題は「公」の押し付けで解決されることではない。「他人に対する思いやり」であるとか「自他の生命の尊重」であるとか「自己肯定感」であるとかをもっと重点的に指導していくことが必要であると考える。	45	男	教員
348	このたびの学校教育法の改正は、望ましい子どもの姿を考えたとき、一人ひとりの内面的な心育ちにつながりにくいと 考えますので、意見を述べたいと思います。 《基本的な考え方について》 ○「理解する」ということばに変えられると、これらの目標が「達成目標」になるのではないでしょうか。幼稚園教育は、プロセスを大切にします。人へのかかわり、さまざまなことへの興味関心をもつことを大事にしていただきたいと考えます。	57	女	幼稚園教員
349	第1条について 成長発達の連続性から、幼稚園を最初に持ってくることが望ましいと思います。		男	幼稚園園長
350	今の子どもたちの実態は本当に大変な状態です。特に落ち込んでいると感じるのは、コミュニケーション能力です。 少し触られただけで、叩いたと怒る児童。相手の気持ちをまったく考えられず腹の立つことばかり言う児童。気に入らないことがあると教室を逃げ出す児童。直ぐにきれて大声を上げる児童。本当にさまざまな児童がいます。学校教育法改正の方向として義務教育の目標に「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれています。現行法よりさらに公に重点が置かれています。しかし、このことは、不登校やいじめなどの今日的課題を解決するには、逆効果であるとしか言えません。 集団生活や社会への不適応を起こしている児童にさらに公の考えを押し付ければ、状態は悪くなる一方です。 まずは、コミュニケーション能力の育成を一番に掲げて、集団への不適応を解決することが大事だと考えます。 義務教育の目標として自己肯定感の涵養や課題解決能力、そして対人関係をはぐくむ力の育成を優先させるべきだと考えます。	47	男	教職員
351	「義務教育の目標に関する事項」の中で、第18条第2項「・・伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」という目標については他の優先すべき目標とのバランスをかんがみ、この目標が突出することのないよう運用に注意されたい。とりわけ、この目標は児童、生徒の内心に踏み込んだ、主観的事項であって他の目標とは性格を異にしている。この条項の適用には国際人権規約や子どもの権利条約および憲法(思想・信条の自由)との整合性に配慮すべきである。よもや通知表に「愛国心」の評価などを記載すべきではなく、価値観、世界観の多様性を前提とした公教育を要望する。	58	女	主婦

		•		
352	遅くなりましたが、意見出させていただきます。 私は、幼稚園の関係者です。小1問題の解決策として、幼少連携が喧伝されています。連携は非常に大事です。 そのためにも、幼、小、中、高という位置づけは、先生方の意識を変える上でも、大きな意味を持つと考えます。 委員の間からも、幼稚園から始まる記述を望む声が出ていると聞き及んでいます。その意見を生かして、是非、学校種の順序を幼稚園からにしていただきたいと思います。 よろしくお願い申し上げます。		女	
353	何よりこの短期間の意見募集という拙速なやり方が問題だと思います。 中身については、副校長や主管、指導教諭という職務は必要性がここからは理解できないし、 そのような予算があるのであれば、直接に児童生徒の指導に当たれる教諭を増やすことのほ うが現場にとって何よりも求められていることである。 新しい職の設置は必要ないと思います。	34	男	教育公務員
354	義務教育の目標として規範意識や公共の精神を新たに盛り込み、現行法よりもさらに『公』に重点が置かれています。けれども、今の学校現場の抱える問題を解決するためには、上から、子どもたちに考えを押し付けるだけではとても解決できません。自己肯定感を持っている子どもは、少ないのです。考えの押し付けでなく、こうした自己肯定感を引き出したり、問題を解決する能力を身に付けさせたり、コミュニケーション能力を育成したりというほうが優先されるべきではないでしょうか。子どもたちの抱える問題は様々です。それらの問題をきちんと調査した上で、学校教育法の改正を論じるべきです。また、学校は、地域に根ざしていることが大事なのではないでしょうか。保護者があっちの学校、こっちの学校と迷うことは決してよくないことだと思います。安心して地域の学校にわが子を通わせたいのです。学校の外部評価は、無用な混乱を招くのではないでしょうか。教育とは、すぐに結果には表れない事。結果や数値に惑わされず、長い目で見守ることができるのは学校です。結果よりも取り組んだ過程が大事だと、わが子には言っています。学校にも、結果より取り組んだ過程を大事にしてほしいと思っていますので、是非、結果を数値にして、競わせることのないようにお願いします。教育をもっと、長いビジョンで眺め、学校教育法を改悪してはなりません。			
355	学校教育法の改正について、新しい職に設置に関する事項について御意見申し上げます。 現在の学校において、生徒の多様化、問題の複雑化など学校内の様々な活動が大変煩雑になっている状況だと思われます。先生方も、日々の生徒たちとの活動に大忙しで、学習にクラブ活動に大変忙しく動き回って頂いています。問題が発生したときには、昼夜を問わず夜中まで仕事をして頂いており、頭の下がる思いです。しかしながら、先生方とお話する中で、先生の数が諸問題に対応していく中では、少なすぎるというお話も聞かせて頂きます。 新しい職の設置についての事項を読んでおりますと、新しい職種が増えるような印象を感じます。新しい職種が増えることで、先生方の数が増えるのならよい方向であると思いますが、現場に見える先生の数は変わらないのに、仕事が増えてしまうのであれば、マイナスの方向ではないかと感じます。仕事がより煩雑になり、日々の活動に支障をきたすように思われます。先生方の日々の仕事に、余裕ができ、その余裕が子どもたちに良い影響として出るように願うところであります。 せっかく、法案を新しくする機会でありますので、学校がよりよい方向に動いていきますように、改正をして頂きたいと思います。	35	男	公務員
356	教育基本法の改変にともない、学校教育法が改められることに際してご意見を申し上げます。義務教育の目標に関する事項では、例えばとしながら、「規範意識」「公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度」あるいは、「我が国と郷土を愛する態度」等を養うといった趣旨を規定することをうたい、個人よりも「おおやけ」に重点が置かれるようになっていることがとても気になります。今日の状況を考えたとき、「おおやけ」重視の方向は、真に子どもたちにつけるべき力とは異なる方向であって、受け入れがたく存じます。また、学校の評価等に関する事項では、保護者、地域住民、その他の関係者に対して情報を提供するといった趣旨を規定するとしていますが、学校の評価・改善は、まず内部による評価や改善努力が進められるべきであると考えます。例えば本県教育委員会が積極的に進める「学校経営品質」の取り組みを是非勉強していただきたいものだと思います。以上を私の意見といたします。	47	女	社会福祉協議会職員

357	≪78条2号関係について≫ ○こどもが主体者であるべきですが、子どもの権利が脅かされていると思います。子どものための教育であるべきです。子どものための目標が。設定されるべきです。 ○学びを通して子ども自身が自己肯定感をもつことが大切であると考えます。自己肯定感が育くまれれば、自分を愛し他人の人権を大切にできるようになります。規範意識を先に育てるべきではないと強く感じます。	57	女	幼稚園教員
358	義務教育の目標については、現行の学校教育法に規定する目標規定を変える必要はないと考える。「我が国と」(第18条第2号)などについては、自ら大切に思える国にしていくことこそが重要であり、法によって強制するものではないと考える。	56	男	公務員
359	学校種の目的及び目標の見直し、副校長その他の新しい職の設置に関する事項 について 義務教育の目標に関する規定を新設すれば、学校教育において目標に到達したかどうか評価する対象となっていく。例示されたいる「規範意識」「郷土を愛する態度」などを採点し評価することは、子どもの人格への介入につながり、子どもの人格権を否定するものとなる。当然にも「子どもの権利条約」に反するものとなっていく。人格を歪める教育を行う規定を学校教育法に盛り込むこと自体認めがたい。 副校長・主幹制度は東京都において先行的に導入されているが、学校職場は教職員の協同・協業によって成り立っているので、東京都ではその弊害が既に表面化している。主幹への希望者が集まらず、実質的にせいどが破綻してきているのが実情ではないか。管理職の確保も困難となり、退職校長を再雇用してまで維持しようとしていることへの検証をした上で、この制度の導入を提案しているのか?現場の実態を見ない制度は必ず破綻し、直接的に子どもに被害が及ぶことをぜひ想像してもらいたい。	47	男	教員
360	「規範意識」、「公共の精神」、「国と郷土を愛する態度」を強調することは、国家のための忠誠を強制し、「愛国心」の強制に繋がる危険性がある。これは、憲法第13条「自由、生命、幸福追求権と個人の尊厳」、第19条「思想・良心の自由」及び第21条「表現の自由」に違反するものである。また、このことは、管理統制のための強権的・権力的な教育体制をつくることであり、絶対に許されません。 また、今回のパブリックコメントは、募集方法や期間が限られ、広く意見を聞いたと言えるのかどうか大変疑問です。特に、行政手続き法39条の第3項「公示の日から起算して30日以上」という原則にも違反しています。行政手続き法に基づき、再度パブリックコメントを実施し、改めて国民の声を真摯に受け止めるよう、要望いたします。	55	男	教員
361	愛国心や公共の精神が盛り込まれ、「公」の考えを押しつける、強要することを目標とされているようですが、こういったものは、押し付けて学ばせるものではないはずです。いじめ問題、凶悪犯罪の低年齢化など、子どもが関わる問題は毎日のように起こり、耳にする側も珍しいという感覚すら失いつつある昨今、この状況に「公」の精神を押し付けることが、何の解決に繋がるとお考えでしょうか。 失われているのは、育つ過程での基本的なものです。自己肯定感、他人に寄りそう心、協調性、生きる力・・・家族の愛情を充分に受け、さまざまな体験から善悪を学び、基本的生活習慣を身に付けた上で、学校教育を受ける。そうした基盤が崩れているところに、愛国心や公共精神など押しつけても、その影響があるとしたら良からぬ方向へ向かうだけです。目に見えています。 家庭教育の甘さは全く責めることなく、学校だけを縛っていますよね。それが根本的解決になると本当に思ってみえるのでしょうか。学校も変わるべき面はあります。しかし、学校だけが変わっても、子ども自身にとっては付け焼刃でしかないのです。学校を縛る、責めるのではなく、学校とともに、もっと深く子どもの成長を考える姿勢が欲しいのです。			
362	第78条4号に関しての意見 「同和、絵本等に対する興味を養う」という文言を残してほしいと言う思いです。 「相手の言葉を理解する」には、まず、「聞こう」とする育ちが大切になると考えます。今、こどもたちは、話が聞けないといわれます。 育ちの中で、身近な大人から、心地よい響きの言葉で語りかけられたり、ゆったりとした気分で話したり、聞いたりする経験が少ないように感じます、反対に指示や規制の言葉を聞かされることが多くなっていないでしょうか(反省も含めて)。話しを聞くと言うことに楽しみを感じなくしているのかもしれません。 親しい人の読み聞かせは、心地よさを感じ取れ、聞こうとする姿勢にもつながるように今、思っているところです。	53	女	幼稚園教員

363	「改正」教育基本法にかかわる国会での審議で、当時の小泉首相は、「愛国心を評価することは難しい」と述べ、当時の小坂文部科学大臣は、「愛国心にABCをつけることなど、とんでもない」と答弁しました。「国を愛する態度」を子どもと国民に押しつけるべきではない、というのが国会審議の到達点です。 「目標」には、それがどれだけ達成されたかという「評価」がともないます。国会審議の到達点を踏まえるならば、学校教育法に同様の目標を新たに盛り込むべきではない、ということが結論になると考えます。 また、副校長、主幹、指導教諭など新たな職をつくることは、職場に新たな上意下達の体制をつくることになります。子どもの成長・発達に直接かかわる教育現場では、教職員が自主的で闊達な教育活動を行うことが何よりも求められます。命令、強制は教育になじみません。先行的に主幹が設置されている東京では、主幹のなり手がないという大きな問題を抱えているのは、こうした運営組織が教育といういとなみを行う学校にふさわしくないことを事実で示すものです。	51	男	教員
364	「教育の目標」に関して 「規範意識」、「公共の精神」、「我が国と郷土を愛する態度」等々、個人の権利よりも公を重視する傾向が強められているが、以前に比べ学力向上の掛け声が声高に叫ばれ、余裕のなくなっている子どもたちや学校現場の問題解決にはつながりません。むしろ、他者との関係性をどう取っていくのか試行錯誤でき、自らと他者をお互い尊重していく感性を育んでいけるような余裕のある時間と空間を取り戻し、自然と人権意識を持てていくような取り組みを大事にしていくべきではないでしょうか。	40	男	団体職員
365	「心身の発達に応じて」との表現について 中学校および高校の目的として、それぞれの項目に「心身の発達に応じて」との表現が入って いますが、普通教育は全ての学齢期の子どもたちに保障されるものであり、障害児・者を排除 することを容認する文言は入れるべきでありません。これは、昨年国連で採択された障害者権 利条約24条2号a項およびb項にもうたわれていることです。	40	男	団体職員
366	主幹・指導教諭に関して 学校の先生の間に身分差を作り出すのは、納得できません。「主幹の先生はとても優秀な先生で、その先生に教えてもらえるクラスはエリートのクラス」「指導教諭の先生はその次に優秀で、2番目に優秀なクラス」「一般の先生に教えてもらうクラスに入ってしまったら貧乏くじ」との差別・格差意識を子どもにも保護者にも抱かせてしまう。教職員の間にも仲間意識を持って協調・協同して指導に当たる意識が芽生えにくいのではないでしょうか。普通教育の中にそのような露骨な差別・分断を持ち込むべきではありません。中間管理職を増やして上意下達を徹底し、教職員の管理ばかり強めるのではなく、教職員の数自体を増やすと共に個々の教職員の自主性や創意工夫を尊重する方向をめざすべきです。	40	男	団体職員
367	学校評価に関して 教育活動の評価は簡単ではありません。私の子どもが通っていた小学校からも、学校の取り 組みに対するアンケートという形で(広義の)評価を求められたことがありましたが、回答でき ませんでした。たとえばいじめに対する対応と一口に言っても、例えば自分の子どもなどの身 近で直接に見聞きしていればまだ評価もできますが、学校全体の全般的な取り組みについて 評価するのは、不可能です。そもそも極めて個別性が強く数字など目に見える形に表れにくい 教育活動を、どのように客観的に評価できるのか、非常に疑問です。ペーパーテストの点数と か、有名進学校(というものを教育行政が作り出すこと自体犯罪的ですが)への進学実績と いった数字に表れやすい項目でしか評価されないのではないでしょうか。そのような評価は、 現在の学校が抱える問題を解決する方向へは決して結びつきません。	40	男	団体職員
368	意見に入る前に、一言言いたいです。「パブリックコメント募集期間が短すぎ」ます。本当に広く市民からの声を求めるなら、1週間では短すぎます。これでは「アリバイ作り」のパブリックコメント募集かと疑いたくなります。教員に子どもの指導に責任を持たせるためならば、箸の上げ下げまで法律で縛るようなことはすべきではないと思います。規範意識は重要ですが、法律でその修養を規定したのでは、まるで規範指導ロボットに規範学習ロボットを育てさせているようで、「生きて使える」規範など身に付かないと思います。	41	女	教員

369	≪第78条2号関係について≫ ○「は自然に対する理解」は「事象」から「自然」と規定されることのよって、視野が狭くなっていると思います。もっと、広い視野を培う表現の方がよいと考えます。 ○「自然」ということばは、今の状況の中あえて入れられたのでしょうか。「自然に親しむ」ことを意識した規定とも取れます。 ビオトープの整備などが学校などで進んでいます。また、自然災害への対応なども視野に入れたのでしょうか。この表現でいいのでしょうか。	57	女	幼稚園教員
370	〇学校評価について 学校評価は、大阪では以前から行っている。保護者・子どもたちに50項目以上の質問のアンケートをお願いし、結果も公表している。学校評価は、より良い学校にしていくためのものである。アンケート結果を、学校評議会に出し、検討してもらったり、また、そこで出た意見を職員会議などで検討し、すぐに変えていけるものは変えていく。また、次年度から変更できるものは、変更していくなど、保護者の意見を聞きながら、学校改革をしてきた。大阪の学校では、ほとんどの学校で実施している。学校評価は、学校同士を比べたり、評価結果を数値のみで表して、他校と比べ、順位をつけたりするためのものであってはならない。ましてや、教職員同士を比べたり、人事・給与と連動させるものではない。外部評価は、ある程度必要である。しかし、それは、学校をよりよいものにしていこうとする人がしなければならない。自分の学校をよくしようと思い、自分の学校を愛している人がするべきである。無責任な立場の人がするべきではない。そして、ほんとうに学校を良くしようと考えるならば、評価項目を十分検討し、評価結果を、生かせるものにしなければならない。	49	女	公務員
371	義務教育の目標である「国を愛する態度」について、「公」の考え方を押し付けるよりも自分の存在を愛することができてこそ、わが国を愛することもできるので、「公」を優先するべきではないと思います。	42	女	地方公務員
372	○副校長設置について 小中学校の目標規定を改める例として ・家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能 ・国語の正しい理解ち使用する基礎的な能力 ・数量的な関係の理解と処理する基礎的な能力 があげてありますが、それには賛成です。しかし、そのためには現行の教職員数ではとて も足りません。副校長を設けるという意見がありますが、現場はそれよりも教諭がもっとほしいのです。副校長を設けるということについては十分検討してください。 ○学校評価について 学校というところから出たことのないものの多い教職員にとって、評価をしてもらうということは必要なことだと思います。しかし、学校評価については、まずは学校の自己評価の定着・充実を図るべきです。外部評価導入については時間をかけてじっくり検討していただきたいと思います。また、もし導入されたとしても、結果・数値のみで判断するのではなく、取り組んだ過程を重視していただきたいと思います。	43	女	小学校教員
373	第78条2号関係 規範意識の芽生えが大事ではなく、先に考えるのではなく、遊びや生活の中で様々なことに気付き、学んでいくものである。その中で自己肯定感が育っていく。自分を好きになり、大事にできると他人も大切にできるようになるのではないか。 以	50	女	幼稚園教員
374	学校評価については、学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではないと考える。また、教育は企業ではなく、「結果・数値」だけが重要視されるところではない。安易に数値目標だけを掲げれば、それを達成するためにさらに教育に歪みが生じる可能性を孕んでいる。そうしたことからも、取り組んだ過程を重要視させる評価制度となることが望ましいのではないだろうか。また、学校評価を教職員評価や人事と連動することは決してすべきではないと考える。こうしたことを踏まえて、学校評価について、検討を行っていって欲しい。			

375	「義務教育の目的」について意見を述べる ①「規範意識」が付加されることに反対である。最近の政治家の発言や政府の文書でこの言葉が多用されることに危険なものを感じる。 昨年10月の衆議院で伊吹文科相は「私たちが守ってきた規範というか、先祖から脈々と受け継がれてきた、社会を律する、法律を超えた大きな価値をもう一度日本社会に取りもどしたい」と発言している。ここで言う「法律を超えた大きな価値を見つけたいということである。それは、矢の戦争のときに叫ばれた「忠君愛国」に代わる新たな価値を見つけたいということである。それは、天皇のいない「愛国心」、米国から要求された「国際貢献」である。そのようなことに新たな価値を見出し、学校教育の中で子供に教えこむことを教育の目標にしようとしている。しかし、本来、教育の目的は「人格の完成」であって、その時々の政府が示すものを目標に掲げるべきではない。今、語られている「国際貢献」とは、米国の進める世界戦略に従属して、日本が「軍隊」を外国へ派遣することにほかならない。また、そのような「我が国を愛すること」が教育の目標にされようとしている。60年前、「八紘一宇」を教育の目標にしたことと同じ発想である。②「公共の精神」もまた同じである。憲法13条に規定している「個人の尊厳」よりも上位のものがあって、それは「公共の精神」であって、そのためには個人が犠牲のなるのは当然であるという思想である。この場合「公共」とは、「戦争」であり「テロとの戦い」である。しかし、その内実はブッシュ大統領のための公共であり、現在の安倍政権のための公共に過ぎない。そのような「公共の精神」を付加することには反対である。 ③「それをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」というのは、国と郷土を同列に 並べているところに、まやかしがある。誰もが持っている郷土に対する愛着心を、国家に対する忠誠心にすりかえている。カントリーとステートは違うものである。郷土の対する愛着心は人間の自然な気持ちからは生まれるものであるが、人々の合によって人為的につくられた国家への忠誠心を、それと同列におくのは間違いである。「郷土を愛する ならば、国を愛しなければならない」というまやかしの論理を教〉育の目標にすることには反対である。	76	男	無職
376	副校長・主幹・指導教諭は置くべきでない。 学校教育法が戦前のものから改正され、28条に「校長は公務―」「教諭は教育をつかさどる」 と規定された精神を崩すべきではない。それは、直接、子ども・親と接する現場教員こそが、子 ども・親の生の声をうけとめ、その学習権・教育権を保障する存在となりうるからです。	53	男	教員
377	職員会議での民主的論議を否定し、教員間の協同作業、信頼関係を分断し、上からの統制・ 支配をねらう学校教育法改悪法案に反対します。		男	
378	国家税制の教育に及対です。愛する態度は愛する心から生まれます。「国を愛せよ」と教えて「愛します」といわせても、心の中から育ってないものは愛ではありません。それは押しつけられた「にせもの」でしかなく、きわめて「反教育的な」効果しか生まれないでしょう。		男	
379	第78条4号関係 「自ら進んで言葉を使い」とあるが、言葉のみを視点に置くのではなく、一人一人の豊かな表現力を大事にし、保障されるべきだと思う。それぞれの表現方法、発達を理解し、見守り、援助していきたいと考える必要がある。 「相手の言葉を理解しようとする態度」もやはり言葉の理解が先に考えられるが、相手の思いや考えなど、もう少し広く深く理解できる子に育てていく必要がある。言葉で始まり、言葉理解で終わり、目標達成につながるのではなく、共感できること、わかりあえることを大切にしていきたいと考える。	50	女	幼稚園教員
380	学校教育法の改正について意見を申しあげます。 「子供の発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順を変更する」ことに賛成します。かつて幼稚園教諭をしておりました時、どうして幼稚園が最後にされているのか不思議に思いました。やはり子供の発達順に書かれていたほうが分かりやすいと思います。	47	女	主婦

381	1. 学校種の目的および目標の見直し(1)義務教育の目標に関する事項について 改悪された改正教育基本法の愛国心をはじめとする国定の道徳規範を盛り込むものであり、 反対である。現行の学校教育法の教育目標「自主・自立の精神を養う」(小学校)、(公正な判断力を養う」(中学校)、「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に 努める」(高等学校)とは全く逆の方向であり、国家に従順に従う人間の形成を目指しているものと考える。明らかに違憲であり、子どもの権利条約に照らしても違反である。何よりも子ども 達の内心の自由をも否定することで一層の反発を受けるのは必至だろう。 1. (2)幼稚園に関する事項について 就学前の幼児について、国が教育を持ち出して関与すべきではない。物心両面で子育てしや すい環境を整備していくことに早急に取り組んでいただきたい。 3. 学校の評価等に関する事項について 学校現場では独自に学校評価を行って改善に役立てており、条文に盛り込む必要性はない。 現場の判断で行うべきことと考える。 4. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項について 学校現場の管理主義化をますます強めるので、副校長や主幹、指導教諭の設置には反対で ある。現場の教員は様々な葛藤の中で精一杯取り組んでいる。自由で民主的な職場でなけれ ば、創造的な仕事としての教育ができない。 以上、意見を提出します。	41	女	市議会議員
382	・自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度(第18条第1号、第36条第3号) ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度(新規・教育基本法第2条第4号) ・我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)といった、「態度」を目標としてはどうかということですが、態度は人それぞれ表し方が異なるものと思います。それを画一化することになりはしないか、心配です。そして、それを学校教育の中で行なう、ということは、一体どういう評価の仕方をすることになるのでしょうか。家にいるときに態度に表していても、それは評価の対象にはならないのですよね?また、「愛する」対象を決めていることも問題と思います。現状と歴史についての正しい理解、ということも、多角的に教えること、自分の力で考えること、柔軟に変化させることにより正しさに「近づいていく」ということしかできないのではないかと思います。	39	女	事務職
383	≪第78条4号関係について≫ ○「自ら進んで言葉を使い」とありますが、幼児期は、発達状態に個人差がありさまざまな様子を見せます。話すことが苦手な子どももいます。その子どもたちの心は豊かに思いを抱いています。言葉で見える部分だけを重要視することは、一人ひとりを大事にしているとはいえません。「言葉を進んで使う」ことを目標にすることは、「幼児期の成長発達・特性」にあったものではないと考えます。 ○今の子どもたちは、テレビの影響を多く受け、心情面の育ちに歪みが現れているのではないかと懸念しています。このようなときだからこそ、「童話・絵本」などにふれる機会を大事にし、豊かな心情や言葉を育んでいかねばならないのではないでしょうか。そのためにも、「童話・絵本などに対する興味を養う」という文章は残すべきであると強く感じます。 ○「相手の言葉を理解する」とありますが、この「理解」は、「言葉の意味をわかろうとする」ということであるのでしょうか。それとも、「相手をうけいれようとする」ことなのでしょうか。曖昧であると考えます。	57	女	幼稚園教員
384	・昨年教育基本法が十分な審議もすることなく、改悪されたことに対し、異議を持っています。それ故に今、またしても拙速に学校教育法を改悪することはするべきでないと考えます。 ・特に義務教育の目標に関する事項での「規範意識」「公共の精神」「我が国と郷土を愛する態度」の点において、現在よりも「公」の意識が強く打ち出されています。もっと、個人の意識の確立こそが重要であって、一人ひとりの自己肯定感がもてる個人の育成が大切であると考えます。人と人との繋がりや協力体制を創り上げていくコミュニケーション能力の向上が現在社会の分断された人間関係を変えていくキーポイントであると考えています。個の確立にもっと重点が当てられるべきです。	57	女	小学校教員
385	預かり保育について 預かり保育の実施については、まだまだ検討の必要性がある。法で規定されると安易に預ける保護者が増えたり、親と子のかかわりが希薄になるのではないか。子ども側に立った法を考え、検証するべきである。 以上	50	女	幼稚園教員

386	目標を細かいところまで法律で規定することには反対である。目の前の子どもたちにとって必要なことをすべきであり、目標が先にあるのではないはず。学校評価をし、公表することを義務付けることには反対である。学校自体の序列化につながり、教育に一層の競争を持ち込むものになる。当該校の生徒にとって有益とはいえない。副校長その他の新しい職の設置については、反対である。教職員を管理する職を増やしても、学校はよくはならない。むしろ、教職員定数そのものを増やすべきである。年々、作成すべき書類が増え、調査・報告事項も増加している。外部からの学校への協力・要請も増えている。そんな中で、足りなくなっているのは、直接子どもたちに接する時間である。現場の教職員をこそ増やすべきであり、中間管理職を増やして書類主義に拍車をかけることは、教育のためにはなっていかない。	49	女	公務員
387	・新しい職の設置に関する事項において、「副校長」「主幹」「指導教諭」の新しい職を設置することを挙げていますが、反対です。今学校現場で必要なのは、直接子どもに関わる教職員の数を増やすことです。子どもや保護者の意識の多様化により、教職員の対応は膨大に増えています。1学級の定数を20人程度にまで下げ、もっと子ども一人ひとりへ目の届く教育が必要です。そのためには、管理強化の縦系列の職を増やすことは必要ではありません。対等の視点で子どもに関わる教職員の数こそ増やすことが求められています。	57	女	小学校教員
388	学校評価についてですが、まずは学校の自己評価の定着・充実を図るべきだと思います。 拙速な外部評価の導入は学校現場に無用な混乱を招くだけだと思われます。また、結果・数値ではなく、とりくんだ過程が重要視されるような評価制度が望ましいと思います。そして、その評価が教職員の評価や学校評価と連動させないことが必要であると思います。十分に検討されてからの評価制度の導入を望みます。	34	男	公務員
389	新しい教育基本法に則って、子どもに愛国心を植え付け、教師に「国を愛せ」と指導させるための学校教育法改正に反対します。	30	女	公務員
390	昭和32(1957)年に起こったスプートニックショック(当時のソ連がアメリカに先駆けて有人宇宙ロケットの打ち上げを成功させた)で日本も昭和37(1962)年に科学技術教育振興を行い、当時の学校教育にあった職業科、図画工作科、および理科の工的な部分を統合して技術科を創設したいきさつがある。その当時の学校教育法には家庭教育、自然科学教育、数学教育などはありましたが、応用科学である科学技術教育に関する規定はありませんでした。しかし、現代は、理数教育だけでなく、応用科学である科学技術教育もこれからは目標に規定し、日本人が天然資源の少ない中で、加工貿易を中心として発展し、ここまで発展し、その資産を継承し、尊重する態度を育てる教育をきちんと目標として規定しておくべきであると考えます。中国等の発展途上国に日本の技術が追い抜かされないためにも、科学を応用した技術教育を自然科学を追及する理数教育とともに尊重されますようお願いします。前回の学校教育法で目標が規定された時代背景とは違うため、技術に関する教育が規定がなかったと考えます。今回、時代背景を考えれば、当然ながら新規に規定されても不思議ではありません。目標に技術教育を規定していただければ幸いです。	45	男	大学教員
391	「学校教育法」について ・義務教育の目標としては、「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点がおかれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためのものとは到底思えません。現場の課題を解決するためには、「公」の考え方を押し付けるのではなく、自己肯定感を養ったり、問題解決能力、コミュニケーション能力の育成を優先させるべきだと考えます。 ・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着を図るべきであり、稚拙な外部評価の導入を行うべきではないと考えられる。ややもすると、ただのゴマすりになってしまわないか?その点を十二分に考えていただきたい。 以上の点 よくお考え下さるとありがたいと存じます。		男	教員
392	幼児教育の重要性が特にクローズアップされている現状を法律にもしっかりと生かすため、学校教育法第1条の改正をお願いしたい。具体的には、幼稚園教育の重要性に鑑み、第1条の学校種順位を「幼稚園、小学校、中学校、高等学校~略」に改正をお願いしたい。	50	男	幼稚園園長

393	幼稚園の目的については、「学校教育の初期段階として、小学校以降の義務教育の基礎・基盤を培い、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう~」のように、文部科学省の示しているが「学校教育法の改正の方向について(初等中等教育関係)」の(2)幼稚園に関する事項の2点目を指示したいと思います。	50	男	幼稚園園長
394	幼稚園における「預かり保育」については、あくまでも『幼稚園における子育て支援策の一環』 として捉えるべきであり、教育課程内ではなく、教育課程外の教育活動として位置づけた方が 良いと思います。また、家庭支援についても同じく、『幼稚園における子育て支援策の一環』と 捉えるべきと考えます。	50	男	幼稚園園長
395	1. 「副校長、主幹、及び指導教諭を置くことが出来る」について。教育は教職員の共同の力によってより効果を発揮できるのであり、学校作りという観点からも、教職員の連帯、共同が大切です。上記のように今までの職制以上の中間管理職が配置されることは、教職員の意識の中に分断が生じ、共同というより、個々がバラバラになっていくと思います。今教育現場はいじめ問題、非行問題等多くの問題があり、また、軽度発達障害をもつ子どもたちも以前よりもその割合が増えてきているように感じます。このような中で職場の連帯なしに教育実践をしていくことは大変なマイナスであり、近年急激に増加している教職員の心因性の病気の罹患率もさらに増加させる結果となることが懸念されます。よって、現行の職制の他に「副校長、主幹、及び指導教諭を置くことができる」とすることに反対です。 2. 各校種の教育の目的、目標に「国を愛する態度」「公共の精神」等の徳目を入れることに反対です。これらの徳目は思想良心の自由を保障した憲法19条に違反するものであります。教育は本来一人ひとりの子どもをかけがえのないものである存在であることを自覚し、一人ひとりの子どもの人格の完成をめざし、個々の子どものもつ発達の可能性を最大限に伸ばそうとするものです。教育の目的は真理と真実に基づいて個人の尊厳の尊重、個性の尊重、自他の敬愛と協力などを通して実現されるものであって、「国を愛する態度」や「公共の精神」等の徳目を目的、目標ととして入れ込むことは、個は国家のためにその命、財産、信条までも犠牲にさせられた先の戦争への道を逆行することにもなりかねない危険を孕んでいます。よって反対です。	49	女	教員
396	予算が削られ、教育条件が悪化する中で、子どもの安全を守ることで必死という状況が、うまれています。強引に持ち込まれる管理的な評価の制度に教員は精神的にも追い込まれています。企業のように目に見える成果が求められ、それを基に評価されるシステムは教員にはなじみません。子どもから離れて、運営のみを担うような新しい職も意味がありません。学校教育法の改正に反対します。	29	女	教員
397	学校教育法の「改正」の方向について、学校教育法「改正」案で、「わが国と郷土を愛する態度」や「公共の精神」を「義務教育の目標」に盛り込もうとしていることに反対です。これらはわざわざ列挙して目標化するものではありません。真理探究と基本的人権の尊重を教育現場に実現することで自然と湧いてくるものであるべきで、明文化し目標化することで、ねじまがる危険性が強いと思います。 副校長、主幹を新たに置くことは、東京都の石原知事がはじめた教育現場の管理支配強化法を真似て全国に広げようしていて、反対です。教育現場に 今必要なのは、仕事に忙殺されている教員の負担を軽くし、生徒と触れ合う機会を増やすための、教員定数増であると思います。現場教員への管理を強めるのではなく、自発的意思で教育活動に向かえるような環境整備こそ行政の仕事であると思います。 パブリックコメントの募集期間が異例に短く、国民の意見を真摯に聴取しようとしているのか疑問です。意見聴取についての宣伝もきわめて少ないと感じられました。さらなる丁寧さを求めるものです。	44	男	教員

_				
398	「副校長その他の新しい職の設置に関する事項」について今、現場では本当に多忙化が進んでいます。私も8時過ぎに学校に行って教室に行ったら、子どもたちの宿題を集め、家庭からの連絡を確かめ、午前中の授業をし、中休みは宿題の点検や授業の準備、給食を5分くらいですませ、宿題の丸付け、午前中の授業でつまずきが見られる子や宿題を忘れた子やわからない子への指導を昼休みまで続ける。午後は、ほとんどが6時間目まで授業を行い、子どもたちと完全に返すのは、16時30分すぎ。週に何回かは家に送ったり、家庭訪問をしたりして、次の日の授業の準備はいつも勤務時間外から、といった生活を毎日しています。さらに、平日では終わらないので、ほとんど土日は出勤して仕事をしているといった感じです。今現場は子どもたちに関わる時間がないくらい追いまくられています。本当に必要なのは、子どもたちに直接関わって指導するための定数です。管理職ばかり増やしても何の役にも立たないと思います。何でそんな発想になるのかが理解できません。そんなことをしても現場はますます苦しくなるだけです。家庭からの苦情、様々な家庭環境の家から通ってくる多様な子どもたち、昔のように一言だけで言うことを聞いたり、学校に積極的に関わり協力してくれる保護者はごく少数派になっています。そのような中で多くの先生が子どもたちに直接関わることが今大切なことだと思います。手当をたくさんもらうような先生を増やすのではなく、現場の関われる定数の配置をお願いします。	41	男	小学校教員
399	○学校教育法の改正の方向について 1 義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」 に重点が置か れている。しかし、子ども・学校現場の抱えている課題を解決するためには、 「公」の考えを押し付けるのでは なく、自己肯定感の涵養や問題解決力等の育成が優先され るべきである。	52	男	小学校教員
400	教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけ るべきでない。	49	男	小学校教員
401	1 「学校教育法の改正の方向について」(初等・中等教育関係) (2)幼稚園の目標…「集団生活の経験、すべての社会生活の基盤となる人への信頼感、自 主、自律及び協働の精神や規範意識の芽生え(第78条第2号への追加)」 →「規範意識」という用語をおかしいと思わぬ言語感覚を指摘しておきます。ルールや集団の 中での約束、きまりで一体どこがまずいのでしょうか? 子どもの発達について専門書を良く 読んで考えてほしいものです。	53	男	高校教員
402	4. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項について副校長、主幹及び指導教諭を置くのは反対。新しい「職」は要らない。階層化すれば教職員が自由に対等の立場で討論・検討することを阻まれる。	56	男	無職
403	 ◎義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込むが、 それよりも今の子どもたちに必要な教育があると思う。 ◎学校評価については、外部の評価を数値的にして行うが、その結果がすべてではなく、とりくんだ過程を評価できるようなシステムにするべきである。 教育の場では大切なことであると思う。 	43	男	教員
404	【郵送】 ・教育職の新たな職として、主幹・指導主事の法制化は職場の混乱を持ち込むため、新職の管理職位置づけにも反対です。			
405	【郵送】 ・徳目を教育の目的に入れるのは近代の教育に全くなじまない(調教の発想である)。 ・子どもは国の道具ではない。「子どもの権利条約」に基づき、子どもを大切にする発想で教育を考えるべき。 ・「奉仕活動」や「愛国心」など全く不必要。・こんな徳目を全面に掲げた学校に、委員の先生方は自分の子どもや孫を本当に通わせますか。自分のところは実は私学とか考えていませんか。 ・委員の先生方の子どもや孫の通っている学校を、私立公立が分かるように公表してほしい。(学校名はいらない)	50	男	サラリーマン

406	【郵送】 ・学校評価について、安易に外部評価を導入すると、学校現場が混乱する。継続的ではなくて、一時的に学校を見て評価されて、きちんとした評価がされるとは思えません。実施すべきではありません。	41	女	
407	【郵送】・子どもの抱える問題を解決するためには、自己肯定感をきちんと持てるよう に指導すべきであって、「公」の考えを押しつけるべきではないと思う。		女	教員
408	【郵送】 ・本来教育というものは、愛国心や公共の精神など、憲法の内心の自由を犯すよううなことに踏み込んではなりません。ましてや、それを法律で決めるということはしてはならないことです。この過ちが、戦前、一億国民を戦争に引きずりこみ、アジア諸国の2000万人の命を奪い、言い知れぬ苦しみを与えました。・又、職場に副校長や主幹など、不必要な管理職はおく必要がありません。今でさえ、正規、非正規とバラバラな職場になっています。今、必要なのは、父母・子どもにこたえる一致団結した職場であり、風通しの良い職場です。教師をランク付けしたり、賃金差別でバラバラにしたりして、一番被害を被るのは子どもたちです。「指導教諭」などおかなくても、学園集団のゆったりした話し合いの時間さえあれば、新任の方は複数の先輩から集団的に学べます。	61	女	主婦
409	【郵送】・義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーションカの育成が優先されるべきである。	42	男	教員
410	【郵送】・副校長・主幹・指導教諭といった新たな職を設けたからといって、今の教育をめぐるさまざまな課題が解決されるとは思えない。中間管理職をつくるのではなく、直接児童・生徒にかかわる教諭の数をふやすべきである。	42	男	教員
411	【郵送】・学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実をはかるべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではない。また、「結果・数値」ではなく「取り組んだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要である。	42	男	教員
412	「副校長その他の新しい職の設置に関する事項」について「主幹」については、反対。教育現場における教職員の協働関係は、企業などとは異なる面が多い。企業の中間管理職のような役職は、かえってチームワークの阻害要因となる。校長、主幹からなる決定機関が設けられ、学校の方針が上意下達式に伝えられることにでもなれば、教員個人の責任感は薄れ、学校への帰属意識も弱くなる。これは、想像ではない。実例から導いた結論である。	45	女	教員
413	「学校教育法」について ・ 義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。しかし、子ども・学校現場の抱える課題を解決するためには、「公」の考えを押し付けるのではなく、自己肯定感を涵養したり、問題解決力やコミュニケーション能力を育成することが、最優先されるべきではないでしょうか。 ・ 教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合、それを管理職と位置付けるべきではないと考えます。 ・ 「副校長」については、職務分析をしっかりと行ったうえで設けるかどうか検討すべきであると思います。教育現場の実態を十分に踏まえ、慎重な対応をする必要があると考えます。 ・ 学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入は行うべきではないと考えます。教育現場においては、「結果・数値」も大切ですが、それ以上に「とりくんだ過程」が重視される評価制度であるべきだと思います。また、過剰な競争を煽ることのないよう、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことも必要であると考えます。	30	男	教員

414	【郵送】 ・次に、「学校教育法」を「改正」して、副校長や主幹を新設すること、「義務教育の目標」を新設して「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」などを盛り込むことについて意見を述べます。 ・副校長や主幹は、"教育(授業)を担当する教員"なのでしょうか、一般教員とは一線を画した"管理する人"なのでしょうか。後者であると思わざるを得ませんが、今現場に求められているのは、生徒に直に接し、教職員集団の一員として日々の教育実践に携わる人です。授業しない職員を増やす余裕が在るなら、一般の教員を増やすべきではないでしょうか。教職員評価などで教員を管理し、競争を煽る特色教育などを進める。そのための職員を増やすということは、学校を管理と競争の場にするということであり、教育の場には相応しくありません。・また、「義務教育の目標」を新設する必要があるとは思われません。教育の目標を法律で具体的に定めることはしてはならないことです。新たに盛り込むとしても、現行の学校教育法には、小学校・中学校にそれぞれ「目的」と「教育の目標」が定められていますが、それとの関係はどうなるのかでしょうか。もし、それらの上に位置するものであれば、教育内容を特定の考えの下に置こうという意図が明らかに読み取れます。教育基本法の「改正」論議に置いても、「公共心」や「愛国心」の部分はわが国の平和と民主主義を脅かすものという意見も多くあった部分です。そのようなものをあえて入れる必要はないと考えます。			
415	【郵送】 2/26付新聞記事による中教審教育制度・初等中等教育両分科会に向け、上記大見出し3 法案につき、以下の通り、一般意見書を提出します。 ②学校教育法関連について ●個人の尊厳、主体性を重んじるという憲法理念からいって、「態度」を養うという言葉でなく、「資質」や「能力」を養うとすることが妥当だと思われ、特に「国と郷土を愛する態度」との表現は国家主義的意味あいを強く感じされるものであり、ここでの「態度」表記は、未来の世界平和の醸造に逆行するとともに個人の自発性をそぐものである。ここに同表現を入れずとも直前の「伝統と文化尊重」との文言で事足りると考える。ちなみに「国と郷土を愛する態度」とはどのようなものを指すのであろうか。意味不明な表現である。 ●基本的に学校内の人的構成については、教員の自由、主体性を損なうことができないよう、教員間に「主幹」といった階級や監督制度を設けることは避けるべきことのはずである。また「指導」教諭ではなく、教員への助言・相談教諭とすることが望ましく、「副校長」は現行の「教頭」が該当するはずである。以上			東京都民
416	【郵送】 ・また、学校教育法の改定により、教育の目標に、愛国心教育を明記した上で、副校長や主幹など上意下達の学校組織を作ろうとしています。学校は行政組織の末端ではありません。上意下達の学校組織は教育の本質とはかけ離れたものです。東京で行われている「主幹制」の運用実態がしかに弊害の大きいものであるか、その運用実態を精査した上で考えているのでしょうか。			
417	【郵送】 ・「学校教育法」を改正して、教育色の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと思います。なぜなら、学校現場は企業とは違い、協働の視点が大切であり、管理の元ではなく、相互の協力によって効果があがるからです。	46	女	教員
418	【郵送】 ・現在検討されていることが実施されれば、結果的に、すべての子どもが等しく教育を受ける権利は踏みにじられ、親の収入の多い者がよりよい教育をうける格差社会が、なお一層加速していくことでしょう。教師が競争させられるわけですから。	47	女	契約社員
419	【郵送】 ・「学校教育法」の改正について、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」などを盛り込むことは「国家に従順な国民」を作ることをねらいとするものであり、反対します。・また、学校の評価についても全国画一的な基準によって行うものではなく、各学校が地域や保護者、子どもの意見を聞きながら取り組まれてきたことからこの制度の導入に反対です。	30代	女	公務員

420	【郵送】 ・義務教育の目標として、「規範意識」や「公共の精神」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれている。しかし、子ども、学校現場の抱える問題を解決するためには、「公」の考えを押しつけるのではなく、自己肯定感を涵養すること。問題解決力、コミュニケーション力の育成が優先されるべきである。	45	女	教員
421	【郵送】 ・「学校評価」についてです。「結果・数値」のみを重視するような外部評価の導入に反対します。さらに教職員評価や人事との連動についても危惧しています。「どのように取り組んだか」も考慮せず、結果のみを重視すると問題行動を起こした児童生徒と積極的な態度で接することが難しくなるのではないかと思います。	34	男	公立学校教 員
422	【郵送】 ・「学校教育法」の改正については、「義務教育の目標」に関する規定を新設し、「公共の精神」 「我が国の郷土を愛する態度」等を盛り込むことは、一定の価値観を強制し、国家道徳強化を 企図する「国家に従順な国民づくり」をねらいとするものであり、一層子どもや教職員を縛り、 追いつめるものです。 ・学校の評価については、今までも各学校において地域や保護者の声も取り入れつつ、次年 度への改善につなげるものとして取り組まれてきました。しかし、「改正の方向」では具体的な 明記はないものの、国の「評価基準」等に基づく画一的な外部評価を押しつけるものであり、 教育現場への不当介入を許し、自主的な学校運営や教育活動が歪められることになることは 明確です。評価は全国画一的な基準によって行うものではなく、各学校が地域・保護者・子ど もの意見を聞きながら自主的、創造的に取り組まれてきたことから、新たな制度の導入は必要 ありません。 ・また、副校長・主幹・指導教諭の新設は、職制を増やすことによって教職員の管理体制を強 化するものであり、教職員を差別・分断し民主的職場を崩壊させるものであり、導入に反対し ます。			
423	【郵送】 ・義務教育の目標として、「規範意識」や「公共の精神」「国を愛する態度」を新たに盛り込み、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。子ども、学校現場の抱える問題を解決するために大切なことは、自尊感情の涵養や、問題解決力、コミュニケーションの育成などを考慮するべきであると思います。学校現場ですることはたくさんありすぎます。「公」の考えの前にもっと優先すべき事があり、また何でも学校で義務化していくことはおかしいと思います。現場を知らずに、政治の考えをそのまま押しつけてくることを遺憾に思います。	44	女	公務員(教 職員)
424	【郵送】 ・「学校教育法」を改正して、教育書の新たな職として、主幹、指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけするべきではありません。なぜなら、学校現場は企業、会社とは違い、協働する視点が大切であるからです。	49	女	教員
425	【郵送】 ・私は、以下の点から、愛国心教育を法制化した教育基本法とそれに準じた学校教育法に異議をとなえます。・第1。健保違反であること ・憲法の定める思想、信条、宗教の自由に愛国心を強制することは反しております。なぜなら、多数決で決められてゆく国のあり方を少数派にも愛国心を強制することは、少数派の人たちの思想を弾圧することになります。 ・第2. 権利と義務は一体の論理に反します。 ・20歳未満の子ども達には、選挙権、つまり国のあり方を創ることに参加する権利が与えられておりません。従って、大人がつくった国を愛せよと義務づけることは、弱者イジメになり、又、権利侵害となります。 ・第3. 愛する心は強要して生まれるものではなく、自然にわき出るものではないでしょうか。・これは私の思想、哲学ですので客観性はありません。		女	

426	【郵送】 ・まず、このような国政に関する国民からの意見募集の実施にあたっては、通常1ヶ月の期間があるのにもかかわらず、今回はわずか1週間しかないことは極めて深刻であり不適切で、「国民の声を聞いた」というアリバイづくりと言われてもやむを得ないことです。 ・教育は100年の大計であり、広く国民の理解と参加、協力によってこそその成果が挙がるものです。あまりにも拙速であり、遺憾の極みです。あらためて募集期間の延長を求めます。・さて、義務教育の目標の見直しについてですが、現法では「理解」「技能と能力を養う」となっています。しかし、改正案では「国と郷土を愛する態度」と「態度」が導入されています。これは内申の自由に踏み込む目標であり、賛成できません。目標に掲げる以上、評価が伴ってきます。どのような基準を決めて評価するのでしょうか。国が一定の価値観を一方的に押しつけることは民主主義の国においてはあってはならないことです。憲法に反するような改正はするべきではありません。次に、副校長、主幹、指導教諭等新しい職の設置についてですが、学校をピラミッド型の縦社会にしようとするものであり、反対です。 ・学校は自律した教職員の協力、切磋琢磨により豊かな教育活動が保障されるのです。上からの命令主義では生き生きとしたこどもは育ちません。教育とは何か、会社や役所の経営とは異なるのです。再生会議や中教審、政府の方々にはもう一度、教育の原点に戻って論議してもらいたいと願っています。	73	男	無職
427	【郵送】 ・預かり保育の実施については、まだまだ検討をする必要がある。保護者の就労状況が変わってきたことは理解できるが、法に規定することで、ますます子どもと親のかかわりが少なくなるのではないか。 ・地域によって必要性が違うのに、一律に預かり保育が法で規定されると安易に預ける保護者がふえるのではないか。 ・現在の預かり保育のあり方、成果と課題について、しっかり検証するべきである。その結果を受けて望ましい導入がなされなければならないのであって、検証もなく法に規定するべきではない。特に、預かり保育が子どもにとってどうであるか、という子どもの側に立って検証をするべきである。 ・まずは、預かり保育を行う仕組みを地域で作っていくべきである。地域によって格差がある。できである。 ・「預かり保育への地域住民の参画、財政措置が必要である。・「預かり保育の位置づけを明確にする」とあるが、現在指導要領では、「教育活動」と明確に位置づけられている。しかし、預かり保育を「教育活動」と位置づけられていることに問題があり、法律でも同じ位置づけになることは重大な問題である。預かり保育の位置づけにいることに無理があり、法律でも同じ位置づけになることは重大な問題である。預かり保育の位置づけについて見直し、議論する必要がある。	50	女	幼稚園教諭
428	【郵送】 ・学校教育法の改正に反対します。義務教育の目標に関する規定を新設し、「公共の精神」や「我が国の郷土を愛する態度」などを盛り込むことは、国家に物言わず従う国民づくりを狙っているとしか思えません。学校の評価については、開かれた学校をめざし、これまでも取り組まれてきました。しかし、改正が行われると、画一的な外部評価にもつながり、自主的な学校づくりの妨げになることは必至です。先生や子ども達がのびのびと自由に意見を表明しあう学校づくりのためにも新たな導入は必要在りません。以上の理由から学校教育法の改正に反対します。	41	女	公務員(教 職員)

429	【郵送】 ・学校種の目的および目標の見直し ・現在の学校において大切なのは、「命の大切さ」を実感していくために、自己肯定感の醸成 →他者の尊重、いろいろな意見があることを理解した上での自己表現力の伸張であると思う。 例示されているような目標・内容は、子ども達の考えを狭くする危険があるものがあると思う。 ・義務教育の年限について ・案が不明瞭。9年を原則とかくのか? ・学校の評価に関する事項 ・様々な学校の実態がある。今は、努力事項として、地域・保護者に開かれた学校を実現するようにそれぞれがんばっている。しかし、開かれた学校にしていくためには、校内安全対策の完備も欠くべからざる事項である。情報の世界の中でも、学校がきちんと守られるような条件整備はできているのだろうか。 ・副校長その他の新しい職 ・学校は協同の世界であることが理想である。主幹・指導教諭が一般教職員を「管理」する立場になることには反対である。副校長は職務が明確ではない。それよりは、教職員定数を増やしてほしい。	48	男	教員
430	【郵送】 ・「一. 学校種の目的及び目標の見直し」について 「(1)義務教育の目標に関する事項」について・第18条第1項、第36条第3号各冒頭に「平和 と民主主義実現を目指す日本国民として」を付け加えれば特に問題はない。 「(2)幼稚園に関する事項(3)小学校に関する事項(4)について」それぞれ「心身の発達に応じて」を冠詞とする目的目標事項なので、同一条項にまとめた方が読みやすくなる。うち、幼稚園にかんしては、最後に「幼保一元化」を前提とする記載があるが、そこまで保育所の一言もないのは一貫性を欠き、改定を急ぐ余りと見え削除相当。 (4)中学校に関する事項(5)高等学校に関する事項んいついて ・中学校に関しては、先に例外的な公立中高一貫校が発足しているのに言及がない。これを規定するなら、全てを小学区制の中高一貫校とし、初めの3年間に義務教育の目標の達せいに努めること、後半3年間をより高度な普通教育及び専門教育を施すことにしてはどうか。そおれによって世界(国連)から批判されている過度の競争から小学生、中学生を守れるし、中高の6年間を共にすることで友情をより豊かに育める。遠くない将来には、高校までを義務制とするか、戦後の学制改革の際、旧制中学校が申請中学校と高等学校並立となったときのように、希望により中学3年で義務教育修了と同時に卒業すること、6年間在学ののち高等学校卒業とすることを選択してよいことにしてはどうか。	73	女	なし
	12. 義務教育の年限について」について ・教育基本法から除かれた9年の年限を学校教育法に規定してよいが、12年を見通して考える余地も。 「3. 学校の評価等に関する事項について」 ・国連から繰り返し批判されている「過度な競争教育を廃して学校評価をやめ、「厳格な小学区制を堅持すること」を規定するべきと考える。 「4. 副校長その他の新しい職の設置に関する事項」について ・教育職員を児童生徒から引き離してその他の教諭の管理職に据えるのは有害無益で反対。新しい職は、例えば学校図書館に選任司書を置くことを義務づけるなど、児童生徒の心身発達を促すものに限るべきと考える。			

431	【郵送】・学校教育法の教員を指導、助言する「指導教諭」の新設に賛成します。このことについての意見を次に述べます。1. 「指導教諭」の選定について(主として小学校の場合について述べる) 指導教諭の選定にあたって、従来のように校長が推薦し、教育委員会が任命するような形になると考えたとき問題がある。校長にもよるが、年齢とか経験年数、恒理職との関わり等を考え、指導助言の力があるなしにかかわらず「指導教諭」が決められるとしたら、今回の素晴らしい着想である「指導教諭」は有名無実にあんることは必須であると思う。 ・一般教員の中には、子ども達を相手に一生を買く質悟で、学級担任として熟中し、他教員のいかがる問題児童生徒も積極的に受入れ、屋体みも外で過ごす中で、イジ水を無くしたり、さらに授業改善と同時に公開授業も進んで実施して、校内全教諭の指導力向上に尽力している教員もおり、仲間教員からの教育相談にものってくれるという話も聞いている。しかし、何の資格もない本人にとってみれば、出過ぎたことはできないわけである。このような教員に光を当てて堂々と指導助言が出来る立場にすれば校内への影響は大きいと思う。 ・「指導教員」の新設は、1校ごとに配置を考えているものと私は捉えているが、平成〇年度からの一斉にという無理は避けるくきである。地区ごとに相応しい人物、指導、助言の実を有している教員を関係各所から情報を求めて、確かな人選をして新設のねらいを達成するべきである。を1という無理は避けるよう配慮願いたい者である。 2. 指導教諭の活動しやすい環境作りについて、これは小学校の一例であるが、学年間協力体制ということで、例えば5学年学級担任が5クラスの児童の状況について有報文検をする。。②教科学習のあり方、進め方について教え合い、支え合いがなされる。③学年・学級行事等の打ち合わせをする。 ②教科学習のあり方、進め方について情報交換をする。。②教科学習のあり方、進め方について情報交換をする。。さて、学級担任をしている場合には頼まれてこの学年の学年会に出席することになる。例えば、このように特別をでいると、「指導教諭」の機能は、従来から続いている指導主事の機能に共通している。しかし、指導主事との連携協力について・「指導教諭」の機能は、従来から続いている指導主事の機能に共通している。しかし、指導主事は、県、市町村教委に所属しており、その際の指導効果は一時的なものとなる。継続のアおは近れまれば、場別を開発によるこれのが、単的状況である。対の「指導教諭」の機能は、従来から続いている指導主事の機能に共通している。しか、我のようは記述を呼吸されば、このような経覚上このような配慮も必要であると思う。 ・以上、「指導教諭」の新設について、その効果を期待する上での事項を思いつくままに述べてみました。言葉足らずの点があるかと思いますが、御判読下さい。	81	男	無職
432	【郵送】 意見 素朴な疑問として、「義務教育の目標」として「規範意識」「我が国を愛する態度」「公共の精神」を学校教育法になぜ盛り込む必要があるのか?と思います。昨年「改正」された教育基本法においても同様ですが、「国に従順な国民づくり」、特定の価値観だけを是とすることには反対です。第二次世界大戦前夜の教育の苦い反省はないのでしょうか?国が誤った方向に進もうとした時、「待った」をかける教育こそ求められています。 また、「外部評価」の導入も検討されていますが、各学校での教育活動は画一的な「評価基準」では「測定」できるものではありませんし、またそのように評価すべきではありません。「客観的基準」「数値化」は自主的で創意あふれる教育実践のとりくみを大きく阻害してしまいます。学校における教育活動・学校運営をどう評価し改善していくかは、それぞれの学校と地域・保護者、子どもたちの意見をくみとりつつ取り組んでいる現在の「双方向発受信」の充実によっておしすすめるべきです。新たな評価制度の導入は必要ないと考えます。さらに、副校長、主幹、指導教諭の職務を新設は、教職員間の序列をさらに拡大し、全教職員が対等・平等な関係のもとで子どもたちの健やかな発達が保障されるのであって、民間会社と同様の「成果主義」「競争原理」の導入は民主的で創造的な教育を破壊することになると考えますので、反対です。	男		パート

433	【郵送】 現場無視の国家の教育の押し付けをやめて下さい。 国家統制教育は、やめなさい。 学校教育法、教員免許法、地方教育行政法の改悪案はやめて下さい。	62	女	地方公務員
434	【郵送】 学校教育法の改悪は反対です。	51	女	パート
435	【郵送】 ・教育三法改悪案には反対します。 ・「愛国心」「公共の精神」を押しつけないで下さい。	53	女	中学校教員
436	【郵送】 教育は、一人一人のこどもたちのためにあるものです。 国家の従属物としての子どもがあるのではありません。 愛国心の強制や管理体制の強化に道をひらく、学校教育法「改正」にに反対します。	55	男	公務員
437	【郵送】 学校教育は、子どもたちのためにあるものです。 国が、その都合によって決めるものではありません。 学校教育には自主性こそが大切です。 改正には反対します。	48	女	教員
438	【郵送】 現行教育基本法は、全国の父母教職員の反対を押し切って数の力で国家で強行採決されたもので、認められません。 小・中・高等学校の教育目標を国家が決め、その目標(例えば国と郷土を愛する態度等)を子ども達と教職員に直接押し付ける国家統制の教育に反対です。 また、副校長、主幹の設置など必要ありません。	33	女	養護教諭
439	【郵送】 国と郷土を愛する態度は住みよい日本だったら、自然に生まれるものだと思います。 強制に反対です。	56	女	中学校教員
440	【郵送】 学校教育法改正は反対します。	45	男	公務員
441	【郵送】 学校教育法の改正に反対します。 主幹教諭では教育は正せません	58	女	幼稚園園長
442	学校教育法第一章第一条について 「この法律で、学校とは、小学校・・・で始まり、養護学校及び幼稚園とする。」となっていますが、最後に幼稚園が来るのは不自然ではないかと思います。発達段階順に幼稚園、小学校、中学校・・・としていた だきたいと思います。	48	女	大学教授

443	「(1)義務教育の目標に関する事項」中の2つめの〇における例示について。 【変更前】家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能(第18条3号) 【変更後】家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な技術の理解と技能 のように、「技術」を分かるように挿入することを求めます。 (理由)(1)変更前の文言:「生活に必要な基礎的な理解」とは? 文意がわかりにくい。 (2)中学校技術・家庭科を表す例であるならば、変更前の文言は家庭科のみを表現しているように受け止められる。 (3)教育基本法(・・・創造性を培い・・・)との整合性が必要。 「創造性を培う」重要な教科の一つが中学校技術科です。そして「技術」が豊かな社会を実現させてきたことは自明のことです。従って、「生活」に必要な「技術」を学校教育法において明記すべきです。 【変更前】職業についての基礎的な知識と技能(第36条2号) 【変更後】職業に関わる基礎的な知識と技能(第36条2号) 【変更後】職業に関わる基礎的な知識、技術及び技能 のように表記することを求めます。 (理由)(1)これにより、「(5)高等学校に関する事項」における例示(一般的な教養、専門的な知識、技術及び技能)と整合が図れます。 以上の修正により、第3期の科学技術基本計画における 「科学技術に関する国民意識の醸成」 「国民の科学技術への主体的参加の促進」とも整合性が得られると考えます。	62	男	教員
444	「3 学校の評価等に関する事項」は,「学校設置基準」ですでに規定されているので,不要。	57	男	
445	管理職の新たな職として、主幹、指導教諭を法政化する場合には、それを管理職と位置づけ るべきではないと思います。			教員
446	「4 副校長その他の新しい職の設置」は、学校の教育活動から共同性をますます奪い取り、 いっそう息苦しい職場にしていくものとなる。	57	男	高校教員
447	(5) 高等字校に関する事項… ・「目標に第42条第1号として「中学校教育の成果の発展拡充、豊かな人間性と創造性、国家及び社会の形成者として必要な資質」 →国家の形成者として必要、なので不必要な人材は相応の処遇をもって不利益を被っても甘んぜよ、との発想です。要不要論を人に当てはめて怪しまない輩が教育を語るべきではありません。 ・「義務教育年限に関する規定が教育基本法から削除されたことを踏まえ、義務教育の年限は現行どおり9年とすることを前提に、その趣旨を学校教育に規定してはどうか。」 →「その趣旨」の「その」が教基法なのか学校教育法なのか分からない。結果、文意不明です。 ・「1. 学校は教育活動その他の学校運営の状況に関し、保護者、地域住民その他の関係者に対して情報を提供するものとする、といった趣旨を規定してはどうか。」学校運営の状況より教育の中身が重要のはず。また情報提供の中味も吟味せず、あいまいです。すでに取り組んでいる地域がたくさんある状況で、更に法改正までして何をさせたいのか、ない腹を探られる愚を指摘される前に取り下げるべきです。 また、「教育活動その他の学校運営」として、いっしょくたにしている。教育活動と学校運営を両輪としてとらえるのが文科省の基本認識ではなかったでしょうか?	53	男	幼稚園教員
448	無としてどらえるのか又科者の基本認識ではなかったでしょうか? * 幼稚園の目標については、現行規定(78条)に、幼児を取り巻く環境の変化や教育基本法に示された教育の目標、義務教育の目標の内容をふまえつつ、例えば・健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的生活習慣、身体的諸機能の調和的発達(題78条第1号) に変更してはどうでしょうか	51	女	教員

449	今回の学校教育法の改正の方向の一つに「ゆとり教育」の見直しがありますが、文部科学省の見直しの方向に疑問を感じ、性急な改正をするのではなく慎重に審議を進めることを強く求めます。 今回「ゆとり教育」が学校をダメにした悪の根源のように言われることに非常なる違和感を覚えます。まず「ゆとり教育」が学力低下を招いたと安倍首相も教育再生会議委員も語っていますが、その根拠は説明されていません。また、その圧力を受けて今回見直しをしようとしている中教審、文部科学省は「ゆとり教育」の何が学力低下をもたらしたのか、丁寧な分析をしていません。まして文部科学省は、「ゆとり教育」が今いわれるような学力低下を招いたことを認めて見直しをしようとしている中教審、文部科学省は、「ゆとり教育」が今いわれるような学力低下を招いたととを協て見直しをしようとしているわけですが、それなら日本の何千万もの子どもたちの学力低下をもたらした責任は極めて重大で、それなりの処分があってしかるべきと考えます。にもかかわらず文部科学省は、未だもってこれまでの教育政策に何ら反省も総括もありません。文部果たさなければ今回の見直しの是非など論じることはできないのです。また、私自身は「ゆとり教育」が学力低下を招いたと考えることは決して正しい見方ではないという立場です。そもそも安倍首相はじめ教育再生会議で論じられている学力とはどのような学力なのか、果たしてあのような大騒ぎしなければならないものなのか甚だ疑問です。これまでの「ゆとり教育」と言われるなかでも私は確かな学力を子どもたちに身に付けることができるよう工夫し、実践してきたという自負もあります。日本国内には同じ思いの教員が数多くいるものと思います。つまり「ゆとり教育」とにつ中で子どもたちに科来生きてはたらくために必要な字力とは何かを真剣に考えて、学校現場教員は身を粉にして実践してきたわけです。このような現場場で苦労を根底から覆すような今回の「ゆとり教育」の政策を強くできないっていない、真の学が対身についているかどうかは長期スパンで分析する必要があります。しかし、安倍首相と教育再生会議の論点は学力テストの点数の他国との比較という目先の問題でしか見ていない傾向があります。文部科学省は教育行政に責任を負するなら、安倍間と教育再生会議の論点は学力テストの点数の他国との比較という目先の問題でしか見ていない傾向があります。文部科学省は教育行政の表見を持ち、もっと現場を同覚もしないれば文部科学行政への不信は爆発するものと覚悟していただきたいと思います。今回学校教育政策の実現を考えるのであれば、これまでの教育行政、学力向上政策、ゆとり教育政策の実現を考えるのであれば、これまでの教育行政、学力向上政策、ゆとり教育をでいねいに分析して学校現場の声に真摯に耳を傾け、じつくり改善を進めることを強く望みます。	46	男	教員
450	学校教育法についてのパブリックコメントです。 学校教育法の目標として規範意識公共の精神を新たに盛り込み、現行法より公に重点が置かれています。この点について。 イラク侵略戦争では米国英国政府によってイラク国民に対する殺人・傷害・強盗が行われており、米国英国に対する資金提供と兵站活動によって、日本政府も米国政府の殺人を幇助しているのは紛れもない事実です。 http://teanotwar.seesaa.net/article/25454074.html http://www.ashisuto.co.jp/corporate/totten/column/1175787_629.html 「公」の範囲が国という大きさに限定され、「「公」のためには個人の良心を捨てて、他国民の殺人を行うのもやむなし」という考えが学校でも教えられるようになるだろうと予想しております。 アジア太平洋戦争で、日本政府が2000万人のアジア人を殺しました。当時の教育が日本の侵略政策を美化し、個人の良心よりも国家の政策を美化し優先させるものであったのは忘れられません。日本の戦争犯罪の代償を払ったのは、富裕な支配層ではなく、300万人の日本人死亡者であり、戦後の庶民の経済的困窮であったことも忘れられません。 学校教育法を改変することではなく、「殺してはならない」、「盗んではならない」という教えを徹底的に守ることこそが日本の国益につながるのであると確信しております。			
451	1. 学校教育法について 改正の方向について反対です。変られようとしている教育法は愛国心を持って国に殉ぜよという、戦前の思想に持っていこうというものです。			

452	学校教育法について、「国や郷土を愛する態度」などを法律として学校教育の目標とすることに反対です。それは日本国憲法の思想信条の自由に反することを学校教育の目標としているからです。また、「愛する態度」などという極めて内心に深く関係することを法律で規定すること事態が、異常です。愛するも嫌悪するも法律で縛れることではありません。それは結果としての感情です。しかも国や郷土を愛する態度を目標とするならば、目標をどのように達成したかを評価せよということになります。どのように態度を客観的にチェックできるのでしょうか?日の丸に敬礼し、君が代を大きな声で歌うことでしょうか?あるいはすすんで国を守るために軍隊に入るような態度でしょうか?そのために教職員は日々教育に励まなければならないのでしょうか?教え子を戦争へ送った轍を再び踏むことになるでしょう。私達は歴史に学び、この目標を入れる方向には反対です。	57	女	教員
453	改正案では、義務教育の目標として「規範意識」「公共の精神」が新たに盛り込まれ、現行法よりさらに「公」に重点が置かれています。確かにこのような「公」の考え方が大切だということは否定しません。しかしながら、「公」が第一であって「個」はその次という考え方には同意できません。物事の内容に応じてスタンスを変えていくべきだと思います。また、一方的な押しつけでは現在問題となっている子ども・学校現場の抱える課題を解決することはできません。自己肯定感の涵養や、問題解決力、コミュニケーション能力の育成が大切なことであり、優先されるべきことであると考えます。教育職の新たな職として、主幹・指導教諭を法制化する場合には、それを管理職と位置づけるべきではないと考えます。「副校長」については、職務分析を精緻に行ったうえで設けるかどうかを検討すべきであり、教育現場の実態を十分踏まえ、慎重に対応する必要があります。特に私たちのような奥能登地区では、職員数自体が少なく、もしこの制度が導入されれば全職員がなんらかの「肩書き」を持つようになり、制度のねらいとは大きくかけ離れてしまいます。つまり、全国一律ではいけないとうことです。学校評価については、まずは学校の自己評価の定着と充実を図るべきであり、拙速な外部評価の導入を行うべきではありません。学校は株主に気を使う「株式会社」ではありません。教職員が専門家としての自覚と誇りをもち、最善の方向を見据えて日々努力しています。保護者の目ばかり、外部の評価ばかり気にしていては腰を据えた「長期的な視点」に立った教育は願うべくもありません。「結果・数値」ではなく「とりくんだ過程」が重視される評価制度とし、教職員評価や人事と学校評価を連動させないことが必要であると考えます。	44	男	教員
454	〈愛国心について〉国を愛するとは国を誇りに思うこと。文化遺産・自然遺産・・・日本が誇れることは数多い。外国人に「日本は良い国ですよ」と伝え、外国人が「本当に日本は良い国ですね」といってくれる国にすること。そして今の日本がもっとも誇れるものは「平和憲法」だと思う。決して中曽根元首相のいう「国を守る気概」「滅私奉公」「忠君愛国」「一旦緩急あれば義勇公に奉る」ではない。偏狭ナショナリズムの鼓舞は在日外国人(特に韓国の人)を迫害したり、広島原爆碑の碑文「二度と誤りを犯しません」をウザイといって削る若者を産み出す。先日殉職した警察官や大久保駅で日本人の酔漢を助けようとして命を落とした李秀賢氏を教材にとりあげ、「命の尊厳」「利己より利他」「愛国心より人類愛」を子供に教えるべきである。今の「知らない大人に声をかけられたら逃げよ」と人間不信を煽る指導は何とも悲しい。私は国民学校に入学し、国民学校を卒業した唯一の世代です。東京に生まれ、育ち学童疎開や空襲被災も経験しました。当時の先生は「お前達はお国に命を捧げる為に生まれてきたのだ。」という勇ましい先生は20代で、30代以上の多くの先生方は「24の瞳」の大石先生同様の「戦争反対、教え子を死なせたくない」と思っておられる先生方でした。疎開中毎晩全児童の背中を風呂で流して下さる優しい先生でした。私達も「卑怯は最も恥ずべきこと」と教わっていたし、飢えていて死と対決している運命共同体意識もあって苛めなど皆無でした。野球、サッカー、オリンピック、日本を応援しない日本人は少なく、誰でも愛国心はもっています。ただ「富土山を誇りとするならゴミのポイ捨てをなくすべきだし、電車で老人優待席を若者が坐って席を譲らないのは日本だけなので公徳心を育てるべきですが、それも「先生のおっしゃる事はよく聞きなさい」からはじめるべきと思います。対教師暴力のあるのは日本とアメリカだけ、日本より学力が上の韓国は皆無だそうです。中国は一時儒教を否定したが、教師は老師として尊敬されています。	72	男	無職